

第四十三回国会 社会労働委員会 議 録 第十四号

昭和三十八年二月二十七日(水曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 秋田 大助君

理事小沢 辰男君 理事齋藤 邦吉君

理事澁谷 直藏君 理事柳谷清三郎君

理事大原 亨君 理事河野 正君

理事小林 進君

井村 重雄君 伊藤宗一郎君

浦野 幸男君 田中 正巳君

中山 マサ君 松浦周太郎君

松田 鐵藏君 松山千恵子君

森田重次郎君 米田 吉盛君

淺沼 享子君 島本 虎三君

田邊 誠君 滝井 義高君

長谷川 保君 中村 英男君

八木 一男君 吉村 吉雄君

井堀 繁男君 本島百合子君

出席國務大臣

厚生 大臣 西村 英一君

出席府政委員

厚生政務次官 渡海元三郎君

厚生事務官 熊崎 正夫君

(大臣官房長)

厚生技官 尾村 偉久君

(公衆衛生局長)

厚生事務官 牛丸 義留君

(業務局長)

厚生事務官 大山 正君

(社会局長)

厚生事務官 黒木 利克君

(児童局長)

厚生事務官 小山進太郎君

(保険局長)

委員外の出席者

大蔵事務官 大原 亨君

(主計官) 船後 正道君

参考人 (社会保険診療報酬支払基金理事長) 久下 勝次君
専門員 川井 章知君

二月二十六日

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案(八木一男君外八名提出、衆法第二二号)
最低賃金法案(勝間田清一君外十二名提出、衆法第二二二号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

国民健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八七号)

麻薬取締法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇七号)

老人福祉法案(内閣提出第九八号)

原子爆弾被害者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案(大原亨君外十六名提出、衆法第一三三号)

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号)

厚生関係の基本施策に関する件(社会保険に関する問題)

○秋田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出の国民健康保険法等の一部を改正する法律案、麻薬取締法等の一部を改正する法律案、老人福祉法案及び大原亨君外十六名提出、原子爆弾被害者の医療等に関する法律の一部を改

正する法律案、以上四案を一括議題とし、審査を進めます。

国民健康保険法等の一部を改正する法律案

国民健康保険法等の一部を改正する法律

(国民健康保険法の一部改正)
第一条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第六号を次のように改める。

六 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による保護を受けている世帯(その保護を停止されている世帯を除く。)に属する者

第八条第一項中「第七号」を「第六号及び第七号」に改め、同条第二項中「第七号」を「第六号又は第七号」に改める。

第二十一条中「第六号各号」の下に「(第六号を除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 組合が行なう国民健康保険の被保険者は、第六条第六号に該当するに至つた日から、その資格を喪失する。

第四十二条第一項中「世帯主(組合員の属する世帯の世帯主を含む。)」が結核性疾病若しくは精神障害又はこれによつて発した疾病若しくは負傷について」を「世帯主(組合員の属する世帯の世帯主を含むものとし、世帯主が被保険者でない世帯については当該世帯に属する被保険者で厚生省令で定めるものとする。第五十二条第一項において同じ。)」に改める。

第五十二条第一項中「世帯主(組合員の属する世帯の世帯主を含む。)」が結核性疾病若しくは精神障害又はこれによつて発した疾病若しくは負傷について」を「世帯主」に改める。

第五十三条を次のように改める。

第五十三条 削除

第五十五条第一項中「被保険者として受けることができる期間、」を「当該疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病について」に改める。

第七十二条第二項中「百分の五」を「百分の十」に改める。

第八十一条中「保険料の賦課及び徴収その他保険料に關して必要な事項」を「賦課額、料率、賦課期日、納期、減額賦課その他保険料の賦課及び徴収等に関する事項」に改める。

(国民健康保険法施行法の一部改正)
正)

第二条 国民健康保険法施行法(昭和三十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「当分の間」を「昭和四十年三月三十一日までの間は」に改める。

(健康保険法の一部改正)
第三条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一号中「六月」を「二年」に改める。

第五十五条第一項を次のように改める。

被保険者ノ資格ヲ喪失シタル際療養ノ給付ヲ受クル者ハ当該疾病(其ノ原因トナリタル疾病若ハ負傷ヲ含ム)又ハ負傷ニ關スル療養ノ給付開始後五年ヲ経過スルニ至ル迄ノ間当該疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ關シ継続シテ同一保険者ヨリ療養ノ給付ヲ受クルコトヲ得

第五十五条第二項中「保険給付」を「療養ノ給付」に改める。

第五十五条の次に次の一条を加える。

第五十五条ノ二 被保険者ノ資格ヲ喪失シタル際療養手当金又ハ出産手当金ノ支給ヲ受クル者ハ被保険者トシテ受クルコトヲ得ベカリシ期間継続シテ同一保険者ヨリ其ノ給付ヲ受クルコトヲ得

前条第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ保險給付ニ之ヲ準用ス

第五十六条第一項中「前条」を「前二条」に改める。
第五十七条ノ二中「前三条」を「前四条」に改める。

第五十七条ノ三中「療養ノ給付及」を削る。

第五十九条ノ二第七項中「第五十五条及第五十七条ノ三」を「第五十五条」に改める。

(船員保険法の一部改正)

第四条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項を次のように改める。

被保険者タリシ者ノ職務外ノ事由ニ因リ資格喪失前ニ発シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ関スル療養ノ給付ハ其ノ給付開始後五年ヲ経過シタルトキハ之ヲ為サズ

第三十一条第二項中「前項ニ規定スル場合ノ外其ノ支給」を「療養ノ給付又ハ傷病手当金ノ支給」に改める。

第三十一条ノ二第七項中「第三十一条第一項第二号」を「第三十一条第一項」に改める。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

第五条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第三十六条の見出しを「(療養に關する退職又は死亡後の給付)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「その者が退職しなかつた」としたならば前項の規定により受けることのできる期間、「を」当該病氣(その原因となつた病氣又は負傷を含む)又は負傷についてこれらの給付(他の法律に基づく共

済組合の給付でこれらの給付に相当するものを含む)の支給開始後五年を経過するまでの間、当該病氣又は負傷及びこれらにより生じた病氣について」に改め、「その被扶養者がその期間内に」の下に「当該組合若しくは」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項中「その者が死亡しなかつた」としたならば前二項を「その死亡を退職とみなしたならば前項の規定を適用するもの」としたならば同項に改め、同項を同条第二項とする。

第四十条第一項中「第二項」を「第一項」に改め、同条第二項中「第二項ただし書」を「第一項ただし書」に改める。

第四十四条第三項中「発生した病氣」を「生じた病氣(以下「傷病」といふ)に改め、同条第五項及び第六項を次のように改める。

5 一年以上組合員であつた者が退職した際、傷病手当金を受けているときは、その者が退職しなかつたとしたならば前二項の規定により受けることができる期間、継続してこれを支給する。この場合においては、第三十六条第一項ただし書の規定を準用する。

6 傷病手当金は、同一の傷病について療養又は療養費の支給開始後三年を経過したとき以後は、支給しない。

第五十五条第一項中「病氣若しくは負傷又はこれらにより発生した病氣」を「傷病」に、「第三十六条第二項の規定により組合員の資格を喪失した後に継続して療養又

は療養費を受けている場合においては、これを受けることができる期間内」を「療養又は療養費の支給開始後三年を経過しない組合員がその資格を喪失した後第三十六条第一項の規定により継続してこれらの給付を受けている場合においては、これらの給付の支給開始後三年を経過するまでの間」に改める。

第五十七条第一項及び第二項中「病氣若しくは負傷又はこれらにより発生した病氣」を「傷病」に改める。

附則第六条第三項及び第四項中「病氣若しくは負傷又はこれらにより発生した病氣」を「傷病」に改める。

附則第十二条中「病氣若しくは負傷又はこれらにより発生した病氣」を「傷病」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第六条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第五十九条の見出しを「(療養に關する退職又は死亡後の給付)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「その者が退職しなかつた」としたならば前項の規定により受けることのできる期間、「を」当該病氣(その原因となつた病氣又は負傷を含む)又は負傷についてこれらの給付(他の法律に基づく共済組合の給付でこれらの給付に相当するものを含む)の支給開始後五年を経過するまでの間、当該病氣又は負傷及びこれらにより生じ

た病氣について」に、「以下次項」を「以下この条」に、「その期間内に組合員」を「その期間内に当該組合若しくは他の組合の組合員」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「その者が死亡しなかつた」としたならば第一項を「その死亡を退職とみなしたならば前項の規定を適用するもの」としたならば同項に改め、ただし書を削り、同項を同条第二項とする。

第六十四条第一項中「第二項」を「第一項」に改め、同条第二項中「第二項ただし書」を「第一項ただし書」に改める。

第六十六条第三項中「同一の傷病」を「同一の病氣又は負傷及びこれらにより生じた病氣(以下「傷病」といふ)に改め、同条第四項及び第五項を次のように改める。

4 一年以上組合員であつた者が退職した際に傷病手当金を受けている場合には、その者が退職しなかつたとしたならば前項の規定により受けることができる期間、継続してこれを支給する。この場合においては、第五十九条第一項ただし書の規定を準用する。

5 傷病手当金は、同一の傷病について療養の給付又は療養費の支給開始後三年を経過したとき以後は、支給しない。

第六十七条第四項中「第二項ただし書」を「第一項ただし書」に改める。

第八十一条第二項中「第五十九条第二項の規定により療養の給付又は療養費を受けている者」を「療

養の給付又は療養費の支給開始後三年を経過するまでの間に組合員の資格を喪失し、第五十九条第一項の規定により継続してこれらの給付を受けている者」に、「療養費を受けることができる期間内」を「療養費の支給開始後三年を経過するまでの間」に改める。

第八十七条第一項中「第五十九条第二項の規定により療養の給付又は療養費を受けている場合には、これを受けることができる期間内」を「療養の給付又は療養費の支給開始後三年を経過しない組合員がその資格を喪失した後第五十九条第一項の規定により継続してこれらの給付を受けている場合においては、これらの給付の支給開始後三年を経過するまでの間」に改める。

(地方公務員共済組合法の一部改正)

第七条 地方公務員共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第六十一条の見出しを「(療養に關する退職又は死亡後の給付)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「その者が退職しなかつた」としたならば前項の規定により受けることのできる期間、「を」当該病氣(その原因となつた病氣又は負傷を含む)又は負傷についてこれらの給付(他の法律に基づく共済組合の給付でこれらの給付に相当するものを含む)の支給開始後

五年経過するまでの間、当該病
気又は負傷及びこれらにより生じ
た病状について、「次項」を以
下この条に改め、「当該組合」の
下に「若しくは他の組合を加え、
同項を同条第一項とし、同条第三
項中「その者が死亡しなかつた」と
したならば第一項」を「その死亡を
退職とみなして前項の規定を適用
するものとしたならば同項」に改
め、ただし書を削り、同項を同条
第二項とする。

第六十六條第一項中「第二項を
「第一項」に改め、同条第二項中
「第二項ただし書を「第一項た
し書」に改める。

第六十八條第三項中「同一の傷
病」を「同一の病状又は負傷及びこ
れらにより生じた病状（以下「傷
病」という）」に改め、同条第四項
及び第五項を次のように改める。

4 一年以上組合員であつた者が
退職した際に傷病手当金を受け
ている場合には、その者が退職
しなかつたとしたならば前項の
規定により受けることができる
期間、継続してこれを支給す
る。この場合においては、第六
十一條第一項ただし書の規定を
準用する。

5 傷病手当金は、同一の傷病に
ついて療養の給付又は療養費の
支給開始後三年を経過したとき
以後は、支給しない。

第六十九條第四項中「第二項た
し書」を「第一項ただし書」に改
める。

第八十六條第二項中「第六十一
條第二項の規定により療養の給付
又は療養費を受けている者」を「療
養の給付又は療養費の支給開始後
三年を経過するまでの間に組合員
の資格を喪失し、第六十一條第一
項の規定により継続してこれらの
給付を受けている者」に、「療養費
を受けることができる期間内」を
「療養費の支給開始後三年を経過
するまでの間」に改める。

第九十二條第一項中「第六十一
條第二項の規定により療養の給付
又は療養費を受けている場合に
は、これを受けることができる期
間内」を「療養の給付又は療養費の
支給開始後三年を経過しない組合
員がその資格を喪失した後第六十
一條第一項の規定により継続して
これらの給付を受けている場合に
おいては、これらの給付の支給開
始後三年を経過するまでの間」に
改め、同条第二項中「これを受け
ることができる期間内」を「これ
らの給付の支給開始後三年を経過
するまでの間」に改める。

附則
附則第十六條第三項中「第六十
一條第三項」を「第六十一條第二
項」に改める。

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和三十八年
四月一日から施行する。ただし、
第一条中国民健康保険法第四十二
條第一項及び第五十二條第一項の
改正規定並びに附則第二條第二項
から第五項までの規定は、昭和三十
八年十月一日から施行する。

（国民健康保険の療養の給付等に
関する経過規定）
第二条 この法律の施行前に行なわ
れた国民健康保険の療養の給付に
関する一部負担金の割合及びこの
法律の施行前に行なわれた療養に
係る国民健康保険の療養費の額に
ついては、なお従前の例による。

2 特別の事情がある市町村（特別
区を含む。以下同じ）及び国民健
康保険組合は、昭和四十年三月三
十一日までの間は、市町村にあつ
ては都道府県知事の承認を、国民
健康保険組合にあつては都道府県
知事の認可を受けて、条例又は規
約の定めるところにより、世帯主
（組合員の属する世帯の世帯主を
含む）が結核性疾病若しくは精神
障害又はこれによつて発した疾病
若しくは負傷以外の疾病又は負傷
について療養の給付を受ける場合
及び世帯主が国民健康保険の被保
険者でない世帯におけるこの法律
による改正後の国民健康保険法第
四十二條第一項の規定に基づく厚
生省令で定める者が療養の給付を
受ける場合の同法第四十二條第一
項及び第五十二條第一項に規定す
る一部負担金の割合を十分の三を
こえ、十分の五以下とすることが
できる。

3 前項の規定により一部負担金の
割合が定められたときは、市町村
又は国民健康保険組合（以下「国
民健康保険の保険者」という）が
開設者の同意を得て定める療養取
扱機関について同項に規定する療

養の給付を受ける被保険者は、こ
の法律による改正後の国民健康保
険法第四十二條第一項の規定にか
かわらず、その定められた割合に
よる一部負担金を当該療養取扱機
関に支払わなければならない。

4 第二項の規定により一部負担金
の割合が定められた場合におい
て、国民健康保険の被保険者が前
項に規定する療養取扱機関以外の
療養取扱機関について同項に規定
する療養の給付を受けたときは、
国民健康保険の保険者は、当該被

保険者がこの法律による改正後の
国民健康保険法第四十二條第一項
の規定により当該療養取扱機関に
支払つた一部負担金と第二項の規
定により定められた割合による一
部負担金との差額を当該被保険者
から徴収するものとする。

5 第二項の規定により一部負担金
が定められた場合においては、次
の表の上欄に掲げる国民健康保険
法の規定のうちで同表の中欄に掲
げるものは、それぞれ同表の下欄
のように読み替へるものとする。

第四十二條第二項	次条第一項の規定によ り一部負担金の割合が 減ぜられたときは、同 条第二項に規定する療 養取扱機関にあつて は、当該減ぜられた割 合による一部負担金	国民健康保険法等の一 部を改正する法律（昭 和三十八年法律第 四十二條第二項） の規定により一部負担 金の割合が定められた ときは、同条第三項に 規定する療養取扱機 関にあつては、当該減 ぜられた割合による一 部負担金
第四十三條第四項	前条第一項並びに第二 項及び第三項	前条第一項及び国民健 康保険法等の一部を改 正する法律（昭和三十 八年法律第三十 三號）附 則第二條第三項
第四十三條第五項	前条第一項及びこの条 第二項	前条第一項及び国民健 康保険法等の一部を改 正する法律（昭和三十 八年法律第三十 三號）附 則第二條第三項
第四十四條第一項	前二条	第四十二條第一項又は 国民健康保険法等の一 部を改正する法律（昭 和三十八年法律第 四十二條第二項） の規定により一部負担 金の割合が定められた ときは、同条第三項に 規定する療養取扱機 関にあつては、当該減 ぜられた割合による一 部負担金
第四十四條第二項	前条第二項	第四十二條第一項及び 国民健康保険法等の一 部を改正する法律（昭 和三十八年法律第 四十二條第二項） の規定により一部負担 金の割合が定められた ときは、同条第三項に 規定する療養取扱機 関にあつては、当該減 ぜられた割合による一 部負担金

第四十四条第三項		前条第四項
前条第四項又は国民健康保険法等の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第八号）附則第二條第四項		前条第四項又は国民健康保険法等の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第八号）附則第二條第四項
第五十二條第三項		前二項
第一項又は国民健康保険法等の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第二号）附則第二條第二項		第一項又は国民健康保険法等の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第二号）附則第二條第二項
第五十六條第二項		第四十三條第一項又は第五十二條第二項の規定により一部負担金の割合が減少されているときは、その減ぜられた割合による一部負担金
第四十三條第一項又は第五十二條第二項の規定により一部負担金の割合が減少されているときは、その減ぜられた割合による一部負担金		第四十三條第一項又は第五十二條第二項の規定により一部負担金の割合が減少されているときは、その減ぜられた割合による一部負担金
第五十六條第三項		第四十三條第一項の規定により一部負担金の割合を減じているとき
第四十三條第一項の規定により一部負担金の割合を減じているとき		第四十三條第一項の規定により一部負担金の割合を減じているとき
第五十七條		第二項
一部負担金		一部負担金又は国民健康保険法等の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第八号）附則第二條第四項の規定による差額
		第三項
		一部負担金又は国民健康保険法等の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第八号）附則第二條第四項の規定による差額

6 この法律の施行前に同一の疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病に關し療養の給付の開始後三年（この法律による改正前の国民健康保険法第五十三條ただし書の規定により三年をこえる期間を定めてゐる市町村にあつては、当該期間）を経過した国民健康保険の被保険者の当該期間経過後のこの法律の施行までの期間に係る当該疾病

7 特別の事情がある国民健康保険の被保険者は、昭和四十三年三月三十一日までの間は、条例又は規約の定めるところにより、療養の給付は、同一の疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病に關して、当該被保険者がこれを開始した日から

起算して三年以上の期間を経過したときは行なわれないこととすることができる。

8 国民健康保険の被保険者が前項の規定により療養の給付を行なうべき期間を制限している場合においては、この法律による改正後の国民健康保険法第五十五條第一項中「当該疾病又は負傷について」とあるのは、「被保険者として受けることができる期間」と読み替へるものとする。

9 昭和三十三年年度分のこの法律による改正後の国民健康保険法第七十二條第一項の規定による調整交付金の総額は、同条第二項の規定にかかわらず、市町村の療養の給付及び療養費の支給に要する費用の見込額の百分の八・八とする。（健康保険の療養の給付等に関する経過措置）

第三條 この法律の施行の際現に健康保険法第二十二條の規定による被保険者である者は、この法律の施行の日から一箇月以内に被保険者に申し出て、この法律による改正前の健康保険法第二十一條第一号に規定する期間を経過した時に被保険者の資格を喪失することができる。

第五十五條の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に同一の傷病に關し療養の給付又は家族療養費の支給開始後三年を経過した健康保険の被保険者又は被扶養者の当該期間経過後のこの法律の施行までの期間に係る当該傷病及びこれによつて発した疾病に關する療養の給付又は家族療養費の支給については、なお従前の例による。

（船員保険の療養の給付等に関する経過措置）

第四條 船員保険の被保険者であつた者又は被扶養者であつた者の職務外の事由による傷病であつて、療養の給付又は家族療養費の支給開始後この法律の施行前に三年を経過したものに關するこれらの給付の支給については、船員保険法第三十一條の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に職務外の事由による同一の傷病に關し療養の給付又は家族療養費の支給開始後三年を経過した船員保険の被保険者又は被扶養者の当該期間経過後のこの法律の施行までの期間に係る当該傷病及びこれによつて発した疾病に關する療養の給付又は家族療養費の支給については、なお従前の例による。

（公共企業体職員等共済組合の療養等に関する経過措置）

第五條 公共企業体職員等共済組合の組合員であつた者又は被扶養者であつた者の傷病であつて、療養又は療養費若しくは家族療養費の支給開始後この法律の施行前に三

年を経過したものに關するこれらの給付の支給については、公共企業体職員等共済組合法第三十六條の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に同一の傷病に關し療養又は療養費若しくは家族療養費の支給開始後三年を経過した公共企業体職員等共済組合の組合員又は被扶養者の当該期間経過後のこの法律の施行までの期間に係る当該傷病及びこれによつて発した病氣に關する療養の給付又は療養費若しくは家族療養費の支給については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に同一の傷病に關し療養の給付又は療養費若しくは家族療養費の支給開始後三年を経過した国家公務員共済組合の組合員又は被扶養者の当該期間経過後のこの法律の施行までの期間に係る当該傷病及びこれによつて発した病氣に關する療養の給付又は療養費若しくは家族療養費の支給については、なお従前の例による。

第六條 国家公務員共済組合の組合員であつた者又は被扶養者であつた者の傷病であつて、療養の給付又は療養費若しくは家族療養費の支給開始後この法律の施行前に三年を経過したものに關するこれらの給付の支給については、国家公務員共済組合法第五十九條の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

(地方公務員共済組合の療養の給付等に関する経過措置)

第七條 地方公務員共済組合の組合員であつた者又は被扶養者であつた者の傷病であつて、療養の給付又は療養費若しくは家族療養費の支給開始後この法律の施行前に三年を経過したものに關するこれらの給付の支給については、地方公務員共済組合法第六十一條の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に同一の傷病に關し療養の給付又は療養費若しくは家族療養費の支給開始後三年を経過した地方公務員共済組合の組合員又は被扶養者の当該期間經過後この法律の施行までの期間に係る当該傷病及びこれによつて発した病氣に關する療養の給付又は療養費若しくは家族療養費の支給については、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に地方公務員共済組合法附則第十六條第二項の規定により支給されている給付のうち、療養の給付又は療養費若しくは家族療養費の支給期間については、同項の規定にかかわらず、この法律による改正後の地方公務員共済組合法第六十一條第一項の規定の例による。

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)

第八條 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五條の表の上欄中「第五十九條第二項」を「第五十九條第一項」に改める。

(国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法の一部改正)

第九條 国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法(昭和三十三年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第三号中「第五十九條第一項」を「第六十六條第三項」に改める。

(地方公務員共済組合法の長期給付に關する施行法の一部改正)

第十條 地方公務員共済組合法の長期給付に關する施行法(昭和三十三年法律第二百五十三号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第四号中「第六十一條第一項」を「第六十八條第三項」に改める。

理由

国民健康保険の給付内容の向上をはかるとともに、各種医療保険における療養の給付の期間の延長を行なう等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

麻薬取締法等の一部を改正する法律案

麻薬取締法等の一部を改正する法律案

(麻薬取締法の一部改正)

第一條 麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 監督(第五十一條―第五十八條)」を「第六章 監督(第五十一條―第五十八條) 麻薬中毒者に対する措置(第五十八條の二―第五十八條の十)」に、「第七十五條」を「第七十六條」に改める。

第一條を次のように改める。

(目的)

第一條 この法律は、麻薬の輸入、輸出、製造、製剤、譲渡、譲受、所持等について必要な取締りを行なうとともに、麻薬中毒者について必要な医療を行なう等の措置を講ずることにより、麻薬の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もつて公共の福祉の増進を図ることを目的とする。

第二條第五号中「第二十四号」を「あへんアルカロイド系麻薬の項第二十一号」に改め、同条第十五号中「処方せん」の下に「(以下麻薬処方せん」といふ。を)を加え、同条に次の二号を加える。

二十二 麻薬中毒 麻薬、大麻

又はあへんの慢性中毒をいう。

二十三 麻薬中毒者 麻薬中毒の状態にある者をいう。

第三條第三項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者」を「麻薬中毒者又はあへんの中毒者」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「この法律、大麻取締法(昭和二十三年法

律第二百二十四号)若しくはあへん法に違反する罪又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二編第十四章に定める罪を犯し」を削り、同号の次に次の一号を加える。

三 前二号に該当する者を除く

ほか、この法律、大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号)、あへん法、薬師法

(昭和三十三年法律第四百四十六号)、薬事法、医師法(昭和二十三年法律第二百一十一号)、

医療法その他薬事若しくは医事に關する法令又はこれらに基づき処分を違反し、その違反行為があつた日から二年を経過していない者

第十一條第一項第一号中「二千円」を「四千円」に改め、同項第二号中「千五百円」を「二千円」に改め、同項第三号中「二百円」を「五百円」に改め、同項第四号中「百円」を「五百円」に改め、同項第五号中「百円」を「三百円」に改める。

第十二條に次の一項を加える。

4 何人も、第一項の規定により禁止される麻薬の施用を受けてはならない。

第二十四條第十項中「前九項」を「前各項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「麻薬施用者の麻薬を記載した処方せん(以下「麻薬処方せん」といふ。を)を「麻薬処方せん(第二十七條第三項又は第四項の規定に違反して交付されたものを除く。に改め、同項を同条第十項とし、同条中第二項から第八項までを一項ずつ繰

り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項ただし書の規定は、施用のため交付される麻薬が第二十七條第一項、第三項又は第四項の規定に違反して交付されるものであるときは、適用しない。

第二十六條中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項ただし書の規定は、麻薬施用者から交付される麻薬が次条第三項若しくは第四項の規定に違反して交付されるものであるか、又は麻薬処方せんがこれらの規定に違反して交付されたものであるときは、適用しない。

第二十七條中第四項を第六項とし、同項の前に次の一項を加える。

5 何人も、第一項、第三項又は第四項の規定により禁止される麻薬の施用を受けてはならない。

第二十七條第三項に次のただし書を加え、同項を同条第四項とする。

ただし、第五十八條の八第一項の規定に基づく厚生省令で定める病院において診療に従事する麻薬施用者が、同条の規定により当該病院に入院している者について、四・四・ジフェニル・六・トジメチル・アミノ・三・ヘプタノン、その塩類及びこれらを含む麻薬その他政令で定める麻薬を施用するときは、この限りでない。

第二十七條第二項に次のただし書を加え、同項を同条第三項とする。

ただし、精神衛生鑑定医が、第五十八條の六第一項の規定による診察を行なうため、エヌーアリルノルモルヒネ、その塩類及びこれらを含有する麻薬その他政令で定める麻薬を施用するときは、この限りでない。

第二十七條第一項の次に次の一項を加える。

2 前項ただし書の規定は、麻薬施用者から交付された麻薬又は麻薬処方せんが第三項又は第四項の規定に違反して交付されたものであるときは、適用しない。

第二十八條中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項ただし書の規定は、麻薬施用者から交付された麻薬又は麻薬処方せんが前条第三項又は第四項の規定に違反して交付されたものであるときは、適用しない。

第三十條第四項、第三十一條及び第三十二條第一項中「第十項」を「第十一項」に改める。

第三十六條第二項中「譲り渡す場合」の下に「(麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者にあつては、当該失効した免許に係る業務所の所在地の都道府県の区域内にある麻薬業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡す場合に限る。)」を

加え、同項中「第二十六條第二項」を「第二十六條第三項」に改める。

第四十七條から第四十九條までの規定中「十月十六日」を「十月一日」に、「十月十五日」を「九月三十日」に改める。

第五十條を次のように改める。

第五十條 削除

第五十一條第一項中「第五号」を「第六号」に改める。

第五十四條第一項中「百名」を「百二十名」に改める。

第五十八條の次に次の一章を加える。

第六章の二 麻薬中毒者に對する措置

(医師の届出等)

第五十八條の二 医師は、診察の結果受診者が麻薬中毒者であると診断したときは、すみやかに、その者の氏名、住所、年齢、性別その他厚生省令で定める事項をその者の居住地(居住地がないか、又は居住地が明らかでない者については、現在地とする。以下この章において同じ。)の都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の届出を受けたときは、すみやかに厚生大臣に報告しなければならない。

(麻薬取締官等の通報)

第五十八條の三 麻薬取締官、麻薬取締員、警察官及び海上保安官は、麻薬中毒者又はその疑いのある者を発見したときは、すみやかに、その者の氏名、住所、年齢及び性別並びにその者

を麻薬中毒者又はその疑いのある者と認めた理由をその者の居住地の都道府県知事に通報しなければならない。

(検査官の通報)

第五十八條の四 検査官は、麻薬中毒者若しくはその疑いのある被疑者について不起訴処分をしたとき、又は麻薬中毒者若しくはその疑いのある被告人について裁判(懲役、禁錮又は拘留の刑を言い渡し、執行猶予の言渡しをしない裁判を除く。)が確定したときは、すみやかに、その者の氏名、住所、年齢及び性別並びにその者を麻薬中毒者又はその疑いのある者と認めた理由をその者の居住地の都道府県知事に通報しなければならない。

(矯正施設の長の通報)

第五十八條の五 矯正施設(監獄、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。)の長は、麻薬中毒者又はその疑いのある収容者を釈放するときは、あらかじめ、その者の氏名、居住地、年齢及び性別、釈放の年月日、引取人の氏名及び住所並びにその者を麻薬中毒者又はその疑いのある者と認めた理由をその者の居住地(居住地がないか、又は居住地が明らかでない者については、当該矯正施設の所在地とする。)の都道府県知事に通報しなければならない。

(麻薬中毒者等の診察)

第五十八條の六 都道府県知事は、麻薬中毒者又はその疑いのある者について必要があると認めるときは、精神衛生鑑定医をして、その者を診察させることができる。

2 前項の場合において、精神衛生鑑定医は、政令で定める方法及び基準により、当該受診者につき、麻薬中毒の有無及び第五十八條の八の規定による入院措置を必要とするかどうかを診断し、かつ、同条の規定による入院措置を必要と認める場合には、当該麻薬中毒者につき、同条第六項の規定による入院期間の決定が行なわれるまでの入院期間として、三十日をこえない範囲内で期間を定めなければならない。

3 精神衛生鑑定医は、第一項の規定により診察を行なうため必要があるときは、当該受診者に対して、診察を行なうとする場所に出頭を求め、又は必要な限度において、診察を行なう場所にとどまることを求めることができる。

4 都道府県知事は、第一項の規定により診察をさせる場合には、当該職員を立ち会わせなければならない。

5 精神衛生鑑定医及び当該職員は、第一項及び前項の職務を行なうため必要な限度において、当該受診者の居住する場所へ立ち入ることができる。

6 第五十三條第二項及び第三項の規定は、前項の立入りについて準用する。

7 精神衛生鑑定医は、第一項の規定による診察を行なう場合に

めるときは、精神衛生鑑定医をして、その者を診察させることができる。

2 前項の場合において、精神衛生鑑定医は、政令で定める方法及び基準により、当該受診者につき、麻薬中毒の有無及び第五十八條の八の規定による入院措置を必要とするかどうかを診断し、かつ、同条の規定による入院措置を必要と認める場合には、当該麻薬中毒者につき、同条第六項の規定による入院期間の決定が行なわれるまでの入院期間として、三十日をこえない範囲内で期間を定めなければならない。

3 精神衛生鑑定医は、第一項の規定により診察を行なうため必要があるときは、当該受診者に対して、診察を行なうとする場所に出頭を求め、又は必要な限度において、診察を行なう場所にとどまることを求めることができる。

4 都道府県知事は、第一項の規定により診察をさせる場合には、当該職員を立ち会わせなければならない。

5 精神衛生鑑定医及び当該職員は、第一項及び前項の職務を行なうため必要な限度において、当該受診者の居住する場所へ立ち入ることができる。

6 第五十三條第二項及び第三項の規定は、前項の立入りについて準用する。

7 精神衛生鑑定医は、第一項の規定による診察を行なう場合に

は、受診者の名譽を害しないように注意し、かつ、受診者に対して、第二項に規定する事項に同意意見を述べる機会を与えなければならない。

8 都道府県知事は、第一項の規定による診察の結果、当該受診者が麻薬中毒者であると診断されたときは、すみやかに厚生大臣に報告しなければならない。

9 厚生大臣は、第二項の政令について、その制定又は改廃に関する閣議を求めるときは、あらかじめ、精神衛生審議会の意見を聞かなければならない。

(精神衛生鑑定医の職務等)

第五十八條の七 精神衛生鑑定医は、精神衛生法(昭和二十五年法律第二百二十三号)第十八條第二項に規定する職務を行なうほか、都道府県知事の監督のもとに、前条に規定する職務を行なうものとする。

2 精神衛生鑑定医は、前項の職務の執行に関しては、法令により公務に従事する職員とみなす。

(入院措置)

第五十八條の八 都道府県知事は、第五十八條の六第一項の規定による精神衛生鑑定医の診察の結果、当該受診者が麻薬中毒者であり、かつ、その者の症状、性行及び環境に照らしてその者を入院させなければその麻薬中毒のために麻薬、大麻又はあへんの施用を繰り返すおそれがあるとき、その者を、その者を厚生省令で定める病院(以下麻

薬中毒者医療施設」といふ。)に入院させて必要な医療を行なうことができる。

2 麻薬中毒者医療施設の管理者は、前項の規定により当該麻薬中毒者医療施設に入院した者(以下「措置入院者」といふ。)につき、第五十八条の六第二項の規定により精神衛生鑑定医が定めた期間をこえて入院を継続する必要があると認めるときは、その理由及び必要と認める入院期間を都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の通知を受けた場合において、当該措置入院者につき入院を継続する必要があると認めるときは、その理由及び必要と認める入院期間を麻薬中毒審査会に通知し、その適否に関する審査を求めなければならない。

4 麻薬中毒審査会は、前項の規定により審査を求められたときは、すみやかに、当該事項の適否を審査し、その結果を都道府県知事に通知しなければならない。この場合において、麻薬中毒審査会は、第五十八条の六第二項の規定により精神衛生鑑定医が定めた期間の経過前に当該措置入院者を退院させることが適当であると認めるときは、その退院させるべき期日を都道府県知事に通知しなければならない。

5 麻薬中毒審査会は、前項の審査をするにあたっては、当該措置入院者及び当該麻薬中毒者医療施設において当該措置入院者の医療を担当した医師の意見を聞かなければならない。

6 都道府県知事は、第四項の規定により通知された麻薬中毒審査会の決定に従い、当該措置入院者を退院させ、又は当該措置入院者に係る入院期間を決定して当該麻薬中毒者医療施設の管理者及び当該措置入院者に通知しなければならない。

7 麻薬中毒者医療施設の管理者は、措置入院者につき、第五十八条の六第二項の規定により精神衛生鑑定医が定めた期間内に前項の通知がないときは、当該措置入院者を退院させなければならない。

8 第六項の規定による入院期間は、当該措置入院者の入院の日から三月をこえることができない。

(入院期間の延長)
第五十八条の九 前条第六項の規定による入院期間は、当該措置入院者の入院の日から六月をこえない範囲内で、毎回二月を限度として延長することができる。

2 前条第二項から第七項までの規定は、前項の入院期間の延長について準用する。

(行動の制限)
第五十八条の十 麻薬中毒者医療施設の管理者は、措置入院者につき、その医療に欠くことのできない限度において、その行動について必要な制限を行なうことができる。

(所持品の保管)

第五十八条の十一 都道府県知事は、措置入院者の所持品中にその者に対する医療の妨げとなる物があるときは、その者の入院中、当該職員をして、これを保管させることができる。

(退院)

第五十八条の十二 都道府県知事は、措置入院者につき入院を継続する必要があると認めるときは、すみやかに、その者を退院させなければならない。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、当該麻薬中毒者医療施設の管理者の意見を聞くものとする。

2 麻薬中毒者医療施設の管理者は、措置入院者の症状等に照らして入院を継続する必要があるとなつたと認めるときは、すみやかに都道府県知事に通知しなければならない。

(麻薬中毒審査会)

第五十八条の十三 第五十八条の八第四項(第五十八条の九第二項において準用する場合を含む。)の規定による審査を行なうため、都道府県に、麻薬中毒審査会を置く。

2 麻薬中毒審査会は、委員五人をもつて組織する。

3 委員は、法律又は麻薬中毒者の医療に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

4 前三項に定めるもののほか、麻薬中毒審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

(入院措置の場合の診療方針及び医療に要する費用の額)

第五十八条の十四 措置入院者について麻薬中毒者医療施設が行なう医療に関する診療方針及びその医療に要する費用の額の算定方法は、健康保険の診療方針及び療養に要する費用の額の算定方法の例による。

2 前項に規定する診療方針及び療養に要する費用の額の算定方法の例によることができないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び医療に要する費用の額の算定方法は、厚生大臣が精神衛生審議会の意見を聞いて定めるところによる。

(社会保険診療報酬支払基金への事務の委託)
第五十八条の十五 都道府県は、措置入院者について麻薬中毒者医療施設が行なつた医療が前条に規定する診療方針に適合するかどうかについての審査及びその医療に要する費用の額の算定並びに麻薬中毒者医療施設の開設者に対する診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。

(報告等)
第五十八条の十六 厚生大臣又は都道府県知事は、麻薬中毒者医療施設の診療報酬の請求が適正であるかどうかを調査するため必要があると認めるときは、麻薬中毒者医療施設の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして、麻薬中毒者医療施設の管理者の同意を得て、実施に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 麻薬中毒者医療施設の管理者が、正当な理由がなく、前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、厚生大臣又は都道府県知事は、当該麻薬中毒者医療施設に対する都道府県診療報酬の支払を一時差し止めさせ、又は差し止めることができる。

(麻薬中毒者の相談に応ずるための職員)
第五十八条の十七 都道府県は、麻薬中毒者の相談に応ずるための職員を置くことができる。

2 前項の職員は、麻薬中毒者及び麻薬中毒者であつた者につき、相談に応じ、必要な指導を行ない、及びこれらに附随する業務を行なうものとする。

3 第一項の職員は、非常勤とし、社会的信望があり、かつ、前項に規定する職務を行なうに必要な熱意と識見をもっている者のうちから、都道府県知事が任命する。

(親密の保持)
第五十八条の十八 精神衛生鑑定医、麻薬中毒者医療施設の職員、麻薬中毒審査会の委員又は前条第一項の職員は、この法律の規定に基づき職務の執行に関し知り得た人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても、同様とする。

第五十九条を次のように改める。

(都道府県の支弁)

第五十九条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

- 一 第五十四条第一項の規定により設置する麻薬取締員に要する費用及び第五十六条第一項の規定により当該都道府県の区域外において麻薬取締員が行なう職務に直接要する費用
- 二 第五十八条の六第一項の規定により精神衛生鑑定医に診察を行なわせるために要する費用
- 三 第五十八条の八の規定により行なう麻薬中毒者の入院に要する費用
- 四 第五十八条の十三第一項の規定により設置する麻薬中毒審査会に要する費用
- 五 第五十八条の十七第一項の規定により設置する職員に要する費用

第五十九条の次に次の三条を加える。

(国の負担)

第五十九条の二 国は、政令で定めるところにより、前条の規定により都道府県が支弁した費用について、次に掲げるものを負担する。

- 一 前条第一号の費用について
は、全額
- 二 前条第三号の費用について
は、その十分の八

(国の補助)

第五十九条の三 国は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、次に掲げる費用について、その十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が支弁した第五十九条第五号の費用
- 二 都道府県若しくは市町村又は営利を目的としない法人が設置する麻薬中毒者医療施設の設置に要する費用

(費用の徴収)

第五十九条の四 都道府県知事は、措置入院者、その配偶者又は民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条第一項に定める扶養義務者から、その負担能力に応じ、第五十九条第三号の費用の全部又は一部を徴収することができる。

第六十条の次に次の一条を加える。

(犯罪鑑識用麻薬に関する適用除外)

第六十条の二 厚生大臣は、この法律の規定にかかわらず、麻薬に関する犯罪鑑識の用に供する麻薬を製造し、又は譲り受けることができる。

2 厚生大臣は、前項の規定により製造し、又は譲り受けた麻薬を、麻薬に関する犯罪鑑識を行なう国又は都道府県の機関に交付するものとする。

3 前項の機関に勤務する職員は、当該機関が同項の規定により厚生大臣から交付を受けた麻薬を、麻薬に関する犯罪鑑識のため、使用し、又は所持すること

ことができ、

4 第二項の規定により厚生大臣から麻薬の交付を受けた機関の長は、帳簿を備え、これに、麻薬に関する犯罪鑑識のため使用した麻薬の品名及び数量並びにその年月日その他厚生省令で定める事項を記載しなければならぬ。

第六十四条を次のように改める。

第六十四条 第十二条第一項の規定に違反して、ジアセチルモルヒネ、その塩類又はこれらのいずれかを含有する麻薬を輸入し、輸出し、又は製造した者は、一年以上の有期懲役に処する。

2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、無期若しくは三年以上以上の懲役に処し、又は情状により無期若しくは三年以上の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第六十四条の次に次の一条を加える。

第六十四条の二 第十二条第一項又は第四項の規定に違反して、ジアセチルモルヒネ、その塩類又はこれらのいずれかを含有する麻薬を製剤し、譲り渡し、譲り受け、交付し、施用し、所持し、若しくは廃棄し、又はその施用を受けた者は、十年以下の懲役に処する。

以上の有期懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第六十五条から第六十七条までを次のように改める。

第六十五条 第十二条第二項若しくは第三項、第十三条、第十七条又は第二十条の規定に違反した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上の有期懲役に処し、又は情状により一年以上の有期懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第六十六条 第二十二條、第二十四條第一項若しくは第三項から第十項まで、第二十六條第一項若しくは第三項、第二十七條第一項若しくは第三項から第五項まで又は第二十八條第一項若しくは第三項の規定に違反した者は、七年以下の懲役に処する。

2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び百万円以下の罰金に処する。

第六十八條の二 情を知つて、第六十四條第一項若しくは第二項又は第六十五條第一項若しくは第二項の違反行為に要する資金、土地、建物、艦船、航空機、機械又は器具を提供した者は、五年以下の懲役に処する。

第六十八條の三 第十二條第一項又は第二十四條及び第二十六條の規定により禁止される麻薬の譲渡しと譲受けとの周旋をした者は、三年以下の懲役に処する。

第六十九條中「五万円」を「二十万円」に改める。

第七十條中「三万円」を「五万円」に改め、同条第二号中「第二十七條第四項」を「第二十七條第六項」に改め、同条に次の一号を加える。

十四 第五十八條の十八の規定に違反した者

第七十一條中「第五十條第一項」を「第五十八條の二第一項」に、「二万円」を「三万円」に改める。

第七十二條中「五万円」を「十万円」に改める。

二 第五十八條の六第三項の規定により出頭を求められて出頭せず、又は同項の規定によりとどまることを求められてとどまらなかつた者

三 第五十八條の六第五項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者

第七十四條中「第六十五條、第六十六條、第六十七條第二項又は第六十九條から前条まで」を「第六十四條第二項若しくは第三項、第六十五條第二項若しくは第三項、第六十六條第二項若しくは第三項又は第六十九條から第七十三條まで」に改める。

第七十五條中「一万円を三万円」に改め、同條の次に次の一條を加える。

第七十六條 第十二條第一項に規定する麻薬であるか、同條第二項に規定する麻薬であるか、又はこれらの麻薬以外の麻薬であるかを知ることができない麻薬は、この章の規定の適用については、同條第一項及び第二項に規定する麻薬以外の麻薬とみなす。

別表を次のように改める。

別表

あへんアルカロイド系麻薬

一 モルヒネ及びその塩類

二 ジアセチルモルヒネその他モルヒネのエステル及びその塩類

三 コデイン、エチルモルヒネその他モルヒネのエーテル及びその塩類

四 ノルモルヒネ及びその塩類

五 モルヒネ・エヌ・オキシンドその他五価窒素モルヒネ及びその誘導体

六 エヌ・アリルノモルヒネ、そのエステル及びこれらの塩類

七 六―メチル―デルター六―デオキシモルヒネ及びその塩類

八 ジヒドロモルヒネ、そのエステル及びこれらの塩類

九 六―メチルジヒドロモルヒネ及びその塩類

十 十四―ヒドロキシジヒドロモルヒネ及びその塩類

十一 ジヒドロデオキシモルヒネ、そのエステル及びこれらの塩類

十二 ジヒドロモルヒノン、そのエステル及びこれらの塩類

十三 メチルジヒドロモルヒノン、そのエステル及びこれらの塩類

十四 ジヒドロヒドロキシモルヒノン及びその塩類

十五 六―ニコチンルコデイン及びその塩類

十六 ジヒドロコデイン、そのエステル及びこれらの塩類

十七 ジヒドロコデイン、そのエステル及びこれらの塩類

十八 ジヒドロヒドロキシコデイン、そのエステル及びこれらの塩類

十九 テバイン及びその塩類

二十 前各号に掲げる物と同種の濫用のおそれがあり、かつ、同種の有害作用がある物であつて、政令で定めるもの

二十一 前各号に掲げる物のいずれかを含有する物であつて、あへん、けしがら及びけしの種子以外のもの。ただし、千分中十以下のコデイン、ジヒドロコデイン又はこれらの塩類を含有し、これら以外の前各号並びに次項及び合成麻薬の項各号に掲げる物を含有しない物を除く。

コカアルカロイド系麻薬

一 コカ葉

二 エクゴニン及びその塩類

三 コカインその他エクゴニンのエステル及びその塩類

四 前各号に掲げる物と同種の濫用のおそれがあり、かつ、同種の有害作用がある物であつて、政令で定めるもの

五 前各号に掲げる物のいずれかを含有する物

合成麻薬

一 四―フェニルペリジン

二 一―メチル―四―フェニルペリジン

三 一―メチル―四―カルボン酸エチルエステル及びその塩類

四 一―メチル―四―カルボン酸エチルエステル及びその塩類

五 一―メチル―四―カルボン酸エチルエステル及びその塩類

六 一―メチル―四―カルボン酸エチルエステル及びその塩類

七 一―メチル―四―カルボン酸エチルエステル及びその塩類

八 一―メチル―四―カルボン酸エチルエステル及びその塩類

九 一―メチル―四―カルボン酸エチルエステル及びその塩類

十 一―メチル―四―カルボン酸エチルエステル及びその塩類

十一 一―メチル―四―カルボン酸エチルエステル及びその塩類

十二 一―メチル―四―カルボン酸エチルエステル及びその塩類

十三 一―メチル―四―カルボン酸エチルエステル及びその塩類

十四 一―メチル―四―カルボン酸エチルエステル及びその塩類

十五 一―メチル―四―カルボン酸エチルエステル及びその塩類

十六 一―メチル―四―カルボン酸エチルエステル及びその塩類

十七 一―メチル―四―カルボン酸エチルエステル及びその塩類

十八 一―メチル―四―カルボン酸エチルエステル及びその塩類

十九 一―メチル―四―カルボン酸エチルエステル及びその塩類

二十 一―メチル―四―カルボン酸エチルエステル及びその塩類

二十一 一―メチル―四―カルボン酸エチルエステル及びその塩類

二十二 一―メチル―四―カルボン酸エチルエステル及びその塩類

二十三 一―メチル―四―カルボン酸エチルエステル及びその塩類

二十四 一―メチル―四―カルボン酸エチルエステル及びその塩類

二十五 一―メチル―四―カルボン酸エチルエステル及びその塩類

エチルエステル及びその塩類

四 一―(二―パラ―アミノフェニル)―エチル―四―フェニルペリジン

五 一―(二―ヒドロキシエトキシ)―エチル―四―フェニルペリジン

六 一―(二―ベンジルオキシエチル)―四―フェニルペリジン

七 一―(二―ヒドロキシ三―フェニルプロピル)―四―フェニルペリジン

八 一―(二―フェニルアミノプロピル)―四―フェニルペリジン

九 一―(二―シアノ―三―三―ジフェニルプロピル)―四―フェニルペリジン

十 一―(二―モルフォリノエチル)―四―フェニルペリジン

十一 一―(二―テトラヒドロフルフルオキシエチル)―四―フェニルペリジン

十二 一―(二―ヒドロキシフエニル)―一―メチル―四―フェニルペリジン

十三 アルファ―一―三―ジメチル―四―フェニル―四―プロピオンオキシペリジン及びその塩類

十四 ベータ―一―三―ジメチル―四―フェニル―四―プロピオンオキシペリジン及びその塩類

十五 アルファ―一―一―メチル―四―フェニル―四―プロピオンオキシペリジン及びその塩類

十六 ベータ―一―一―メチル―四―フェニル―四―プロピオンオキシペリジン及びその塩類

十七 三―アリル―一―メチル―四―フェニル―四―プロピオンオキシペリジン及びその塩類

十八 一―二―五―トリメチル―四―フェニル―四―プロピオンオキシペリジン及びその塩類

十九 四―シアノ―一―メチル―四―フェニルペリジン及びその塩類

二十 四―ジフェニル―一―ヘキサノン及びその塩類

二十一 四―ジフェニル―一―五―メチル―六―ジメチル

ル)―四―フェニルペリジン―四―カルボン酸エチルエステル及びその塩類

十二 四―(三―ヒドロキシフエニル)―一―メチル―四―フェニルペリジン

十三 アルファ―一―三―ジメチル―四―フェニル―四―プロピオンオキシペリジン及びその塩類

十四 ベータ―一―三―ジメチル―四―フェニル―四―プロピオンオキシペリジン及びその塩類

十五 アルファ―一―一―メチル―四―フェニル―四―プロピオンオキシペリジン及びその塩類

十六 ベータ―一―一―メチル―四―フェニル―四―プロピオンオキシペリジン及びその塩類

十七 三―アリル―一―メチル―四―フェニル―四―プロピオンオキシペリジン及びその塩類

十八 一―二―五―トリメチル―四―フェニル―四―プロピオンオキシペリジン及びその塩類

十九 四―シアノ―一―メチル―四―フェニルペリジン及びその塩類

二十 四―ジフェニル―一―ヘキサノン及びその塩類

二十一 四―ジフェニル―一―五―メチル―六―ジメチル

ルアミノール三ヘキサノン
及びその塩類
二十二 四・四・ジフェニル
一六・ジメチルアミノール三
一ヘプタノン及びその塩類
二十三 四・四・ジフェニル
一六・ジペリジノール三ヘ
プタノン及びその塩類
二十四 四・四・ジフェニル
一六・モルフオリノール三
ヘプタノン及びその塩類
二十五 四・四・ジフェニル
二・二・ジフェニルエチル
ブチレート及びその塩類
二十六 二・二・ジフェニル
一三・メチル一四・モルフ
オリノブチルピロリジン及
びその塩類
二十七 四・四・ジフェニル
一六・ジメチルアミノール三
ヘプタノール及びその塩
類
二十八 アルファ一六・ジメ
チルアミノール四・四・ジフ
エニル一三ヘプタノール
及びその塩類
二十九 ベータ一四・四・ジ
フェニル一六・ジメチルア
ミノール三ヘプタノール及
びその塩類
三十 四・四・ジフェニル一
六・ジメチルアミノール三
アセトキシヘプタン及びそ
の塩類
三十一 アルファ一六・ジメ
チルアミノール四・四・ジフ
エニル一三アセトキシヘ
プタン及びその塩類

三十二 ベータ一六・ジメチ
ルアミノール四・四・ジフェ
ニル一三アセトキシヘプ
タン及びその塩類
三十三 四・四・ジフェニル
メチルアミノール四・四・ジ
フェニルブタン及びその塩
類
三十四 (四)アルファ一三
アセトキシ一六・メチルア
ミノール四・四・ジフェニル
ヘプタン及びその塩類
三十五 二・二・メチル一三・モ
ルフオリノール一・一・ジフ
エニルプロパンカルボン酸
及びその塩類
三十六 ジメチルアミノエチ
ル一エトキシ一・一・一
ジフェニルアセテート及
びその塩類
三十七 四・ジメチルアミノ
一・二・ジフェニル一三
一・メチル一三・プロピオン
オキシブタン及びその塩類
三十八 三・ヒドロキシモル
ヒナン(右旋性のものを除
く)及びその塩類
三十九 三・ヒドロキシエ
ヌーメチルモルヒナン(右
旋性のものを除く)及びそ
の塩類
四十 三・メトキシエヌー
メチルモルヒナン(右旋性
のものを除く)及びその塩
類
四十一 三・ヒドロキシエ
ヌーメチルモルヒナン
及びその塩類

四十二 三・ヒドロキシエ
ヌーメチルモルヒナン
(右旋性のものを除く)及
びその塩類
四十三 三・ジメチルアミノ
一・一・一・ジフェニル一
ニル一・一・ブテン及びそ
の塩類
四十四 三・エチルメチルア
ミノール一・一・一・ジフェ
ニル一・一・ブテン及びそ
の塩類
四十五 三・ジエチルアミノ
一・一・一・ジフェニル一
ニル一・一・ブテン及びそ
の塩類
四十六 一・三・ジメチル
一・一・一・ジフェニル一
ニル一・一・ブテン及びそ
の塩類
四十七 一・二・三・四・
五・六ヘキサヒドロ一
ヒドロキシ一三・六・十
一・トリメチル一三・六・
メタノール一三・ペンザ
ンジン及びその塩類
四十八 一・二・三・四・
五・六ヘキサヒドロ一
ヒドロキシ一三・六・十
一・ジメチル一三・フエネチ
ル一三・六・メタノール一
三・ペンザンジン及びその
塩類
四十九 二・(パラ)クロ
ル一三・ジエチル
アミノエチル一五・ニトロ
ペンザンジン及びその
塩類
五十 二・(パラ)エトキシ
ペンジン一・一・ジエチル

アミノエチル一五・ニトロ
ペンザンジン及びその
塩類
五十一 エヌー(二)一・一・
メチルペリド一・二・ニル
一・エチル一・プロピオン
ア
ニリド及びその塩類
五十二 エヌー(二)一・メチル
フエネチルアミノ一・プロ
ピル一・プロピオンア
ニリ
ド及びその塩類
五十三 前各号に掲げる物と
同種の濫用のおそれがあ
り、かつ、同種の有害作用
がある物にあつて、政令で
定めるもの
五十四 前各号に掲げる物の
いずれかを含有する物
(大麻取締法の一部改正)
第二条 大麻取締法(昭和二十三年
法律第二百四十四号)の一部を次の
ように改正する。
第四条に次の一号を加える。
三 大麻から製造された医薬品
の施用を受けること
第九条中「六十円を」を「百円」に、
「五十円を」を「百円」に改める。
第十一号中「十円を」を「五十円」に
改める。
第二十四条を次のように改め
る。
第二十四条 次の各号の一に該
当する者は、これを五年以下
の懲役に処する。
一 第三条第一項の規定に違反
して、大麻を栽培した者
二 第四条の規定に違反して、
大麻を輸入し、又は輸出した
者

第二十四条の次に次の一条を加
える。
第二十四条の二 次の各号の一に
該当する者は、これを五年以下
の懲役に処する。
一 第三条第一項の規定に違反
して、大麻を所持し、譲り受
け、譲り渡し、又は使用した
者
二 第三条第二項、第十三条、
第十四条又は第十六条の規定
に違反した者
三 第四条の規定に違反して、
大麻から製造された医薬品を
施用し、若しくは交付し、又
はその施用を受けた者
第二十五条第一項中「一万円」を
「三万円」に改める。
第二十六条中「五千円」を「一万
円」に改める。
第二十七条中「第二十四条から
前条まで」を「前二条」に改める。
(あへん法の一部改正)
第三条 あへん法(昭和二十九年法
律第七十一号)の一部を次のよう
に改正する。
第四十条第二項中「十月十六日」
を「十月一日」に、「十月十五日」を
「九月三十日」に改める。
第四十六号第一号中「五百円」を
「千円」に改め、同条第二号中「三
百円」を「五百円」に改め、同条第
三号中「百円」を「三百円」に改め
る。
第五十一条から第五十三条まで
を次のように改める。
第五十一条 第四条から第六条ま
での規定に違反した者は、一年
以上十年以下の懲役に処する。

2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上の有期懲役に処し、又は情状により一年以上の有期懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第五十二条 第七條、第八條第一項、第二項、第四項若しくは第五項又は第九條の規定に違反した者は、七年以下の懲役に処する。

2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び百五十万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第五十三条 第五十一條第一項又は第二項の罪を犯す目的でその予備をした者は、五年以下の懲役に処する。

第五十四条の次に次の二條を加える。

第五十四条の二 情を知つて、第五十一條第一項又は第二項の違反行為に要する資金、土地、建物、艦船、航空機、機械又は器具を提供した者は、五年以下の懲役に処する。

第五十四条の三 第七條の規定により禁止されるあへん又はけしがるの譲渡しと譲受けとの周旋をした者は、三年以下の懲役に処する。

第五十五条中「五万円」を「二十万円」に改める。

第五十六条中「第五十三條」を削る。

第五十七條中「三万円」を「五万円」に改める。

第五十八條中「二万円」を「三万円」に改める。

第五十九條中「五万円」を「十万円」に改める。

第六十條中「二万円」を「三万円」に改める。

第六十一條中「第五十一條、第五十二條、第五十三條第二項」を「第五十一條第二項若しくは第三項、第五十二條第二項若しくは第三項」に改める。

第六十二條中「二万円」を「三万円」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 昭和三十八年においては、この法律による改正後の麻薬取締法第四十七條から第四十九條まで及びあへん法第四十條第二項中「十月一日」とあるのは、「十月十六日」とする。

4 地方財政法（昭和二十三年法律第百九號）の一部を次のように改正する。

第十條第六號の二中「麻薬取締員」の下に「並びに麻薬、大麻及びあへんの慢性中毒者の医療」を加える。

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）

5 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九號）の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「精神衛生法（昭和二十五年法律第百二十三號）」を「精神衛生法（昭和二十五年法律第百二十三號）第二十九條の三又は麻薬取締法（昭和二十八年法律第百二十三號）第二十九條の規定により、これらの条」に改める。

6 精神衛生法（昭和二十五年法律第百二十三號）の一部を次のように改正する。

第五十一條の見出し中「覚せい剤等」を「覚せい剤」に改め、同条中「麻薬若しくはあへん」を削り、「慢性中毒」を「覚せい剤の慢性中毒」に「慢性中毒者」を「覚せい剤の慢性中毒者」に改める。

7 地方税法（昭和二十五年法律第百二十六號）の一部を次のように改正する。

第七十二條の十四第一項ただし書中「若しくは結核予防法（昭和二十六年法律第九十六號）」を「結核予防法（昭和二十六年法律第九十六號）若しくは麻薬取締法（昭和二十八年法律第百二十三號）」に改める。

第七十二條の十七第一項ただし書中「若しくは結核予防法」を「結核予防法若しくは麻薬取締法」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

8 租税特別措置法（昭和三十三年法律第百二十六號）の一部を次のように改正する。

第二十六條第一項第三号中「又は結核予防法（昭和二十六年法律第九十六號）」を「結核予防法（昭和二十六年法律第九十六號）」と、結核予防法（昭和二十六年法律第九十六號）又は麻薬取締法（昭和二十八年法律第百二十三號）に改める。

理由

最近における麻薬中毒者の増加及び麻薬犯罪の悪質化の傾向にかんがみ、麻薬中毒者の医療に関する規定を整備するとともに、麻薬犯罪に対する罰則を強化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

老人福祉法案

老人福祉法

第一章 総則（第一条―第九条）

第二章 福祉の措置（第十条―第十三條）

第三章 老人福祉施設（第十四條―第二十條）

第四章 費用（第二十一條―第二十八條）

第五章 雑則（第二十九條―第三十六條）

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康

の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もつて老人の福祉を図ることを目的とする。

（基本理念）

第二条 老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として敬愛され、かつ、健全で安らかな生活を保障されるものとする。

第三条 老人は、老齢に伴つて生ずる心身の変化を自覚して、常に心身の健康を保持し、その知識と経験を社会に役立たせるように努めるものとする。

2 老人は、その希望と能力とに応じ、適当な仕事に従事する機会その他の社会的活動に参加する機会を与えられるものとする。

（老人福祉増進の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、老人の福祉を増進する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、老人の福祉に係る施策を講ずるに当たつては、その施策を通じて、前二條に規定する基本的理念が具現されるように配慮しなければならない。

3 老人の生活に直接影響を及ぼす事業を営む者は、その事業の運営に当たつては、老人の福祉が増進されるように努めなければならない。

（老人の日）

第五条 国民の間にひろく老人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人に対し自らの生活の向上に努める意欲を促すため、老人の日を設ける。

2 老人の日は、九月十五日とする。

3 国及び地方公共団体は、老人の日の趣旨にふさわしい事業を実施するように努めなければならない。

(老人福祉の業務に従事する社会福祉主事)

第六条 都道府県、市及び福祉事務所(社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を設置する町村は、その設置する福祉事務所に、福祉事務所の長(以下「福祉事務所長」という。)の指揮監督を受けて、主として次の業務を行なう所員として、社会福祉主事を置かなければならない。

一 福祉事務所の所員に対し、老人の福祉に関する技術的指導を行なうこと。

二 次条第二号に規定する業務のうち、専門的技術を必要とする業務を行なうこと。

(福祉事務所)

第七条 福祉事務所は、この法律の施行に関し、主として、次の業務を行なうものとする。

一 老人の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。

二 老人の福祉に関する相談に応じ、必要な調査及び指導を行なうこと、並びにこれらに付随する業務を行なうこと。

(保健所)

第八条 保健所は、老人の福祉に関し、主として、次の業務を行なうものとする。

一 老人の保健について、正しい衛生知識の普及を図ること。

二 老人の健康相談に応じ、又は保健指導を行なうこと。

三 老人福祉施設に対し、栄養の改善その他衛生に関し、必要な助言を与えること。

(民生委員の協力)

第九条 民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)に定める民生委員は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所長又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。

第二章 福祉の措置

(健康診査)

第十条 市町村長は、当該市町村の区域内に居住地を有する六十五歳以上の者に対して、毎年、期日又は期間を指定して、厚生大臣が定める方法により健康診査を行なわなければならない。

2 市町村長は、前項の規定による健康診査の結果があると認めるときは、その健康診査を受けた者に対して、必要な指導を行なわなければならない。

3 都道府県の設置する保健所の長は、市町村長(保健所を設置する市の市長を除く)が第一項の健康診査に関し指導、助言その他の協力を求めたときは、これに協力しなければならない。

(老人ホームへの収容等)

第十一条 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、六十五歳以上の者につき、その福祉を図るため、必要に応じて、次の措置をとらなければならない。

一 六十五歳以上の者又はその者を現に養護する者(以下「養護者」という。)を社会福祉主事に指導させること。

二 六十五歳以上の者であつて、身体上若しくは精神上又は環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難なものを当該地方公共団体の設置する養護老人ホームに収容し、又は当該地方公共団体以外の者の設置する養護老人ホームに収容を委託すること。

三 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上著しい欠陥があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものを当該地方公共団体の設置する特別養護老人ホームに収容し、又は当該地方公共団体以外の者の設置する特別養護老人ホームに収容を委託すること。

四 六十五歳以上の者であつて、養護者がいないか、又は養護者があつてもこれに養護させることが不適当であると認められるものの養護を養護受託者(老人を自己のものと預つて養護することを希望する者であつて、都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ)に委託すること。

の福祉のために特に必要があると認めるときは、前項各号の措置をとることができる。

3 都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長は、前二項の規定により養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームに収容し、若しくは収容を委託し、又はその養護を養護受託者に委託した者が死亡した場合において、その葬祭(葬祭のために必要な処理を含む。以下同じ)を行なう者がいないときは、その葬祭を行ない、又はその者を収容し、若しくは養護していた養護老人ホーム、特別養護老人ホーム若しくは養護受託者にその葬祭を行なうことを委託する措置をとることができる。

4 第一項及び第二項に定める措置は、居住地を有する者について、その居住地を管轄する福祉事務所を管理する都道府県知事又は市町村長が、居住地を有しないか、又は明らかでない者については、その現在地を管轄する福祉事務所を管理する都道府県知事又は市町村長が行なうものとする。ただし、第一項第二号若しくは第三号又は生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第三十条第一項ただし書の規定により収容されている者については、その者が収容前に居住地を有した者であるときは、その居住地を管轄する福祉事務所を管理する都道府県知事又は市町村長が、その者が収容前に居住地を有しないか、又は明らかでなかつた者であるときは、収容前におけるその者の所在地を管轄

する福祉事務所を管理する都道府県知事又は市町村長が行なうものとする。

5 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、第一項から第三項までの規定による措置に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。

6 福祉事務所を設置しない町村の長は、当該町村の区域内に居住地を有する者に対する福祉の措置について、都道府県知事又は福祉事務所長が行なう第一項から第三項までに規定する事務に協力しなければならない。

(老人家庭奉仕員による世話)

第十二条 市町村は、社会福祉法人その他の団体に対して、身体上又は精神上の障害があつて日常生活を営むのに支障がある老人の家庭に老人家庭奉仕員(老人の家庭を訪問して老人の日常生活上の世話を行なう者をいう。)を派遣してその日常生活上の世話を行なわせることを委託することができる。

(老人福祉の増進のための事業)

第十三条 地方公共団体は、老人の心身の健康の保持に資するため、教養講座、レクリエーションその他ひろく老人が自主的かつ積極的に参加することができる事業を実施するように努めなければならない。

2 地方公共団体は、老人クラブその他の老人の福祉を増進することを目的とする事業を行なう者に対して、適当な援助をするように努めなければならない。

第三章 老人福祉施設

(施設の種類)

第十四条 老人福祉施設の種類の、次のとおりとする。

- 一 養護老人ホーム
 - 二 特別養護老人ホーム
 - 三 軽費老人ホーム
 - 四 老人福祉センター
- 2 養護老人ホームは、第十一条第一項第二号の措置を受けた者を受容し、養護することを目的とする施設とする。

3 特別養護老人ホームは、第十一条第一項第三号の措置を受けた者を受容し、養護することを目的とする施設とする。

4 軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、老人を受容し、給食その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設(前二項に定める施設を除く。)とする。

5 老人福祉センターは、無料又は低額な料金で、老人に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設とする。

(施設の種類)

第十五条 都道府県は、老人福祉施設を設置することができる。

2 市町村及び社会福祉法人は、厚生省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。

3 市町村、社会福祉法人その他の者は、社会福祉事業法の定めるところにより、軽費老人ホーム又は老人福祉センターを設置することができる。

ろにより、軽費老人ホーム又は老人福祉センターを設置することができる。

(廃止又は休止)

第十六条 市町村及び社会福祉法人は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを廃止し、又は休止し、又は休止の時期については、都道府県知事の認可を受けなければならない。

(施設の基準)

第十七条 厚生大臣は、中央社会福祉審議会の意見を聞き、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営について、基準を定めなければならない。

2 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置者は、前項の基準を遵守しなければならない。

(報告の徴収等)

第十八条 厚生大臣又は都道府県知事は、前条第一項の基準を維持するため、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に実地につき監督させることができる。

(改善命令等)

第十九条 厚生大臣又は都道府県知事は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームがこの法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分違反したとき、又は第十七条第一項の基準に適合しなくなつたときは、その設置者に対して、その施設の設備若しくは運営の改善若しくはその事業の停止若しくは廃止を命じ、又は

は第十五条第二項の規定による認可を取り消すことができる。

2 厚生大臣又は都道府県知事は、前項の規定による処分を行なう場合には、当該施設を設置者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面をもつて、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知しなければならない。

3 厚生大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームにつき、その事業の廃止を命じ、又は設置の認可を取り消す場合には、あらかじめ、中央社会福祉審議会又は地方社会福祉審議会の意見を聞かなければならない。

(措置の受託義務)

第二十条 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームは、第十一条の規定による収容の委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

第四章 費用

(市町村の支弁)

第二十一条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 第十条及び第十一条の規定により市町村長が行なう措置に要する費用

二 市町村が設置する養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置に要する費用

(都道府県の支弁)

第二十二条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一 第十一条の規定により都道府県知事が行なう措置に要する費用

二 都道府県が設置する養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備に要する費用

(繰替へ支弁)

第二十三条 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、その長の管理に属する福祉事務所の所管区域内にある養護老人ホーム又は特別養護老人ホームで厚生大臣の指定するものに対し他の都道府県知事又は市町村長が第十一条の規定により収容を委託した場合においては、その委託に要する費用について一時繰替へ支弁をしなければならない。

(都道府県の負担及び補助)

第二十四条 都道府県は、政令の定めるところにより、市町村が第二十一条の規定により支弁する費用のうち、第十条に規定する措置に要する費用についてはその三分の一を、第十一条に規定する居住地を有しないか、又は明らかでない者についての措置に要する費用についてはその十分の二を、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備に要する費用についてはその四分の一を負担するものとする。

2 都道府県は、前項に規定するもののほか、市町村又は社会福祉法人に対し、老人の福祉のための事業に要する費用の一部を補助することができる。

(準用規定)

第二十五条 社会福祉事業法第五十六条第二項から第四項までの規定は、前条の規定により補助金の交付を受け、又は国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)第三条第一項第四号及び同条第二項の規定により普通財産の譲渡若しくは貸付けを受けた社会福祉法人に準用する。

(国の負担及び補助)

第二十六条 国は、政令の定めるところにより、市町村又は都道府県が第二十一条又は第二十二条の規定により支弁する費用のうち、第十条に規定する措置に要する費用についてはその三分の一を、第十一条に規定する措置に要する費用についてはその十分の八を、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備に要する費用についてはその二分の一を負担するものとする。

2 国は、前項に規定するもののほか、都道府県又は市町村に対し、この法律に定める老人の福祉のための事業に要する費用の一部を補助することができる。

(遺留金品の処分)

第二十七条 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、第十一条第三項の規定により葬祭の措置をとる場合において、その死者の遺留の金銭及び有価証券を当該措置に要する費用に充て、なお足りないときは、遺留の物品を売却してその代金をこれに充てることができる。

2 都道府県又は市町村は、前項の費用について、その遺留の物品の上に他の債権者の先取特権に対して優先権を有する。

(費用の徴収)

第二十八条 第十条及び第十一条の規定による措置に要する費用については、これを支弁した都道府県又は市町村の長は、当該措置を受けた者又はその扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）から、その負担能力に応じ、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができ

2 前項の規定による費用の徴収は、徴収されるべき者の居住地又は財産所在地の都道府県知事又は市町村長に囑託することができ

第五章 雑則

(有料老人ホーム)

第二十九条 有料老人ホーム（常時十人以上の老人を収容し、給食その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設であつて、老人福祉施設でないものをいう。以下同じ。）を設置した者は、その事業の開始の日から一箇月以内に、その施設の所在地の都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。

- 一 施設の名称及び所在地
- 二 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 三 条例、定款その他の基本約款
- 四 事業を開始した年月日
- 五 施設の管理者の氏名及び住所

2 有料老人ホームの設置者は、前項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、変更の日から一箇月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その事業を休止し、又は廃止したときも、同様とする。

3 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、有料老人ホームの設置者若しくは管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、その施設の設備若しくは運営について調査させることができる。

4 都道府県知事は、有料老人ホームの設備又は運営が老人の福祉をそこなうものであると認めるときは、地方社会福祉審議会の意見を聞き、当該有料老人ホームの設置者に対し、必要な勧告を行なうことができる。

(審査庁)

第三十条 第十一条第五項の規定により市町村長が同条第一項から第三項までの規定による措置に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとする。

(再審査請求)

第三十一条 市町村長がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によつてした処分又は市町村長の管理に属する行政庁が第十一条第五項の規定による委任に基づいてした処分に係る審査請求について都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができ

ある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができ

(町村の一部事務組合)

第三十二条 町村が一部事務組合を設けて福祉事務所を設置した場合に、この法律の適用については、その組合を福祉事務所を設置する町村とみなし、その組合の長を福祉事務所を管理する町村長とみなす。

(措置の実施機関に変更があつた場合の経過規定)

第三十三条 町村の福祉事務所の設置又は廃止により第十一条の規定による措置をとるべき者（以下「措置の実施機関」という。）に変更があつた場合においては、この法律又はこの法律に基づく命令の規定により変更前の措置の実施機関がした処分その他の行為は、変更後の措置の実施機関がした処分その他の行為とみなす。ただし、変更前に行なわれ、又は行なわれるべきであつた措置に関する費用の支弁及び負担については、変更がなかつたものとする。

(大都市の特例)

第三十四条 この法律中都道府県が処理することとされている事務又は都道府県知事その他の都道府県の機関若しくは職員の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市が処理し、又は指定都市の長その他の機関若しくは

職員が行なうものとする。この場合においては、この法律中都道府県又は都道府県知事その他の都道府県の機関若しくは職員に関する規定は、指定都市又は指定都市の長その他の機関若しくは職員に関する規定として、指定都市又は指定都市の長その他の機関若しくは職員に適用があるものとする。

2 第三十一条の規定は、前項の規定により指定都市の長がした処分に係る不服申立てについて準用する。

(日本赤十字社)

第三十五条 日本赤十字社は、この法律の適用については、社会福祉法人とみなす。

(調査の囑託及び報告の請求)

第三十六条 措置の実施機関は、福祉の措置に関し必要があると認めるときは、当該措置を受け、若しくは受けようとする老人又はその扶養義務者の資産又は収入の状況につき、官公署に調査を囑託し、又は銀行、信託会社、当該老人若しくはその扶養義務者、その雇主その他の関係人に報告を求めることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行し、この法律による改正後の公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条の規定は、この法律の施行の日から起算して三箇月を経過した日後にその期日が公示され、又は告示される選挙から適用する。

(経過規定)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の生活保護法第三十条第一項ただし書の規定により同法の規定による養老施設に収容されている者は、第十一条第一項第二号の措置を受けて収容されている者とみなす。

第三条 この法律の施行の際現に存するこの法律による改正前の生活保護法の規定による養老施設は、この法律の規定により設置した養老老人ホームとみなす。

第四条 この法律の施行の際現に社会福祉事業等の施設に関する措置法（昭和三十三年法律第百四十二号）第二条の規定によりこの法律による改正前の生活保護法の規定による養老施設の用に供するため国が無償で貸し付けている普通財産を、引き続き地方公共団体において第十四条に規定する養老老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの用に供する場合又は社会福祉法人においてこれらの施設の用に供する場合においては、当分の間、これらの施設を社会福祉事業等の施設に関する措置法第二条第一号に掲げる施設とみなす。

第五条 この法律の施行の際現に存する有料老人ホームの設置者は、この法律の施行の日から一箇月以内に、その施設の所在地の都道府県知事に、第二十九条第一項各号に掲げる事項を届け出なければならない。

(社会福祉事業法附則第七項に関する特例)

第六条 社会福祉事業法附則第七項の規定に基づき置かれた組織の長は、この法律の適用については、福祉事務所長とみなす。

(地方自治法の一部改正)

第七条 地方自治法の一部を次のように改正する。

第二条第三項第六号中、「養老施設」を削り、「児童福祉施設」の下に、「老人ホーム等の老人福祉施設」を加え、同条第五項第四号中「養老施設」を「老人ホーム」に改める。

第二百五十二条の十九第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 老人福祉に関する事務(保健所法の一部改正)

第八条 保健所法(昭和二十二年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「乳幼児」の下に「並びに老人」を加える。

(地方財政法の一部改正)

第九条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十条第七号の三の次に次の一号を加える。

七の四 老人の健康診査、養護委託及び葬祭並びに養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに要する経費

(厚生省設置法の一部改正)

第十条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五十条第五十二号の五の次に次の一号を加える。

五十二の六 老人福祉法(昭和三十一年法律第 号)の定めるところにより、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営について基準を定めること。

第十二条第九号の次に次の一号を加える。

九の二 老人福祉法を施行すること。

第二十九条第一項の表の種類の欄中「社会福祉審議会」を「中央社会福祉審議会」に、「中央身体障害者福祉審議会」を「身体障害者福祉審議会」に改める。

(身体障害者福祉法の一部改正)

第十一条 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二八十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「中央身体障害者福祉審議会及び地方身体障害者福祉審議会」を「厚生省に附属機関として、身体障害者福祉審議会(以下「審議会」という。)に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項及び第五項中「中央身体障害者福祉審議会」を「審議会」に改め、同条第四項を第二項とし、第五項を第三項とし、第六項を削り、同条第七項中「中央身体障害者福祉審議会及び地方身体障害者福祉審議会」を「審議会」に改め、同項を同条第四項とし、同条第八項中「中央身体障害者福祉審議会又は地方身体障害者福祉審議会」を「審議会」に改め、同項を同条第五項とする。

第七条第一項中「中央身体障害者福祉審議会」を「審議会」に改め、「地方身体障害者福祉審議会」を「審議会」に改め、同条第二項中「前項の各審議会において、「を削り、「必要があるときは、「の下に「審議会」を加え、同条第三項中「官吏又は吏員」を「職員」に改め、「又は都道府県知事」を削る。

第八条中「身体障害者福祉審議会」を「審議会」に改める。

第十五条第二項中「地方身体障害者福祉審議会」を「地方社会福祉審議会」に改め、同条第十一項中「中央身体障害者福祉審議会」を「審議会」に改める。

第十九条の二第六項中「中央身体障害者福祉審議会」を「審議会」に改める。

第二十五条第四項中「中央身体障害者福祉審議会」を「審議会」に改める。

第二十八条第一項中「中央身体障害者福祉審議会」を「審議会」に改める。

第三十六条第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第三十七条の二第二号中「第三号」を「第二号」に改め、同条第三号中「第六号」を「第五号」に改め、同条第四号中「第四号及び第五号」を「第三号及び第四号」に改める。

第四十条第一項中「都道府県の設置したものについては厚生大臣、市町村の設置したものについては都道府県知事が、身体障害者福祉審議会の意見を聞いて」を「都

道府県の設置したものについては厚生大臣が審議会の意見を聞いて、市町村の設置したものについては都道府県知事が地方社会福祉審議会の意見を聞いて」に改める。

(公職選挙法の一部改正)

第十二条 公職選挙法の一部を次のように改正する。

第四十九条第三号中「妊娠」の下に「老衰」を加える。

第十三条 生活保護法の一部を次のように改正する。

第三十条第一項ただし書中「養老施設」を削る。

第三十八条第一項第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第三十八条第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項から第七項までを一号ずつ繰り上げる。

第八十四条の二に次の一項を加える。

2 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市の長がした処分に係る不服申立てについて準用する。

第八十四条の二の次に次の一条を加える。

(保護の実施機関についての特例)

第八十四条の三 老人福祉法(昭和三十一年法律第 号)第十一条の規定により養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに収容されている者に対する保護については、その者がこれらの施設に引き続き収容されている間、その者は、第三十条第一項ただし書の規定により収容されているものとみなして、第十九条第三項の規定を適用する。

(地方税法の一部改正)

第十四条 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第一項第四号中「児童福祉施設」の下に、「老人福祉法(昭和三十一年法律第 号)による老人福祉施設」を加える。

第三百四十八条第二項第十号中「児童福祉施設」の下に、「老人福祉法による老人福祉施設」を加える。

(社会福祉事業法の一部改正)

第十五条 社会福祉事業法の一部を次のように改正する。

第一条中「児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)」の下に、「老人福祉法(昭和三十一年法律第 号)」を加える。

第二条第二項第一号中「養老施設」を削り、同項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 老人福祉法にいう養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業

第二条第三項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 老人福祉法にいう老人福祉センターを経営する事業

第六条第一項中「社会福祉審議会」を「厚生省に附属機関として、中央社会福祉審議会」に改め、同

条第二項中「社会福祉審議会は、厚生大臣の監督に属し」と「中央社会福祉審議会」は厚生大臣の、地方社会福祉審議会は都道府県知事は指定都市の長の監督に属しに改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 社会福祉に関する事項（児童福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）に地方社会福祉審議会を置く。

4 中央社会福祉審議会は、社会福祉の増進を図るため、芸能、出版物等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすることが出来る。

第七条第二項中、委員の総数の三分の一以内の「を削る。

第八条第一項中「左の」を「次の」に改め、「厚生大臣」の下に「又は都道府県知事若しくは指定都市の長」を加える。

第十条第一項中「社会福祉審議会」を「中央社会福祉審議会」に改め、「生活保護専門分科会」の下に「老人の福祉に関する事項を調査審議するため、老人福祉専門分科会」を加え、同条第二項中「社会福祉審議会」を「中央社会福祉審議会」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 地方社会福祉審議会に、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

4 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことが出来る。

第十一条中「社会福祉審議会」を「中央社会福祉審議会」に改める。

第十二条を次のように改める。

第十二条（政令への委任）

第十二条 この法律で定めるもののほか、社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

第十三条第一項中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市」を「指定都市」に改め、同条第六項中「児童福祉法」の下に「老人福祉法」を加える。

第十七条第三項中「児童福祉法」の下に「老人福祉法」を加える。

第十九条及び第二十条中「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市」を「指定都市」に改め、「児童福祉法」の下に「老人福祉法」を加える。

（国有財産特別措置法の一部改正）

第十六条 国有財産特別措置法の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「若しくは児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第五十六条の二第一項」を、「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第五十六条の二第一項若しくは老人福祉法（昭和

三十八年法律第 号）第二十四条第二項」に改める。

（入場税法の一部改正）

第十七条 入場税法（昭和二十九年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

別表の主催者の欄中第十三号を第十四号とし、第十一号及び第十二号を一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

一 老人福祉法（昭和三十一年法律第 号）による老人福祉施設（この表において「老人福祉施設」という。）を設置する者

別表の支出先又は支出の目的の欄中「児童福祉施設」の下に「老人福祉施設」を加える。

（社会福祉施設職員退職手当共済法の一部改正）

第十八条 社会福祉施設職員退職手当共済法（昭和三十六年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「養老施設を」削り、同項中第五号を第六号とし、第三号及び第四号を一号ずつ繰り下げ第二号の次に次の一号を加える。

三 老人福祉法（昭和三十一年法律第 号）第十五条第二項の規定による認可を受けた養老老人ホーム及び特別養護老人ホーム（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正）

第十九条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

（昭和三十七年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 老人福祉法（昭和三十一年法律第 号）第十五条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業

第四条第五項中「第六号」を「から第六号の二まで」に改める。

（昭和三十七年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 老人福祉法（昭和三十一年法律第 号）第十五条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業

第四条第五項中「第六号」を「から第六号の二まで」に改める。

理由

老人の福祉を図るため、老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人の心身の健康の保持及びその生活の安定のために必要な措置を講ずるほか、老人福祉施設を助成する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十一年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

原子爆弾被爆者援護法

目次中「第三章 医療（第七、十四、八）」を「第三章 医療（第七、十四、八）」を「第三章の二 医療（第七、十四、八）」に改める。

料（第十四条の八）第十四条の二十（二）」に、「第四章 原子爆弾被爆者

医療審議会（第十五条第十七条）を「第四章 原子爆弾被爆者援護審議会及び原子爆弾被爆者生活医療相談所（第十五条第十七条の二）」に改める。

（この法律の目的）

第一条 この法律は、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者に関し必要な援護を行なうことを目的とする。

第八条第二項、第九条第五項及び第十一条第二項中「原子爆弾被爆者医療審議会」を「原子爆弾被爆者援護審議会」に改める。

第十四条の八の前に次の章名を加える。

第三章の二 医療手当、援護手当、障害年金及び葬祭料

第十四条の八中「二千円」を「五千円」に改め、「ことが出来る」を削る。

第三章の二 第十四条の八の次に次の十四条を加える。

（援護手当）

第十四条の九 都道府県知事は、政令の定めるところにより、第四条の規定による健康診断又は第七条第一項の規定による医療の給付を受ける被爆者であつて、当該健康診断又は医療の給付を受けるため労働することができないことにより収入が減少したと認められるものに対し、援護手当を支給する。

（障害年金の支給）

第十四条の十 原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかつた被爆者が昭和三十一年四月

一 死亡したとき。

年金でその者の死亡前に支給して
いないものがあるときは、死亡し
た者の相続人は、自己の名で、死
亡した者の障害年金の支給を請求

第十四条の十八 障害年金に関する
処分についての異議申立てに関する
行政不服審査法（昭和三十七年
法律第百六十号）第四十五条の期

葬祭料の支給を受けるべき者がない場合には、葬祭を行なつた者に対し、同項に規定する金額の範囲内において、葬祭に要した費用に

第二十一条中「権限」の下に「障害年金に關する処分をする権限を除く。」を加える。

附則

- 1 (施行期日)
この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。
- 2 (所得税法の一部改正)
所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
第八条第四項中「常況にある者」の下に、「原子爆弾被爆者援護法(昭和三十三年法律第四十一号)第八条第一項の規定により厚生大臣の認定を受けている被爆者」を加える。
- 3 (地方自治法の一部改正)
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
別表第三第一号(二)及び別表第四第一号(一)中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」を「原子爆弾被爆者援護法」に、「及び医療手当」を「医療手当及び援護手当」に改める。
(国有鉄道運賃法の一部改正)
4 国有鉄道運賃法(昭和二十三年法律百二十二号)の一部を次のように改正する。
第五条の二中「政令の定める身体障害者」を「身体障害者(身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、原子爆弾被爆者援護法(昭和三十三年法律第四十一号)第八条第一項の規定により厚生大臣の認定を受けている被爆者及び政令で定めるその他の身体障害者をいう。)」に改める。
- 5 (社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)
社会保険診療報酬支払基金法(昭和三十三年法律百二十九号)の一部を次のように改正する。
第十三条第二項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」を「原子爆弾被爆者援護法」に改める。
(厚生省設置法の一部改正)
6 厚生省設置法(昭和二十四年法律百五十一号)の一部を次のように改正する。
第五条第二十号の二を次のように改める。
二十の二 原子爆弾被爆者援護法(昭和三十三年法律第四十一号)の定めるところにより、医療機関を指定し、医療の給付に関する必要な診療方針及び診療報酬を定め、並びに障害年金を受ける権利を規定すること。
第九条第三号の二中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」を「原子爆弾被爆者援護法」に改める。
第二十九条第一項の表中原子爆弾被爆者医療審議会に係る部分を「原子爆弾被爆者援護審議会」厚生大臣の諮問に依りて、原子爆弾被爆者の援護に関する重要事項を調査審議すること。に改める。
- 7 (地方税法の一部改正)
地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第二十三条第一項第七号中「常況にある者」の下に、「原子爆弾被爆者援護法(昭和三十三年法律第四十一号)第八条第一項の規定により厚生大臣の認定を受けている被爆者」を加える。
第七十二条の十四第一項ただし書中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十三年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者援護法」に改める。
第七十二条の十七第一項ただし書中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」を「原子爆弾被爆者援護法」に改める。
第二百九十二条第一項第七号中「常況にある者」の下に、「原子爆弾被爆者援護法第八条第一項の規定により厚生大臣の認可を受けている被爆者」を加える。
(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)
8 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律百二十七号)の一部を次のように改正する。
第十五条の二中「法律第七十三号」の下に、「及び原子爆弾被爆者援護法(昭和三十三年法律第四十一号)」を加える。
(租税特別措置法の一部改正)
9 租税特別措置法(昭和三十三年法律百二十六号)の一部を次のように改正する。
第二十六条第一項第一号中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」を「原子爆弾被爆者援護法」に改める。
(国民年金法の一部改正)
10 国民年金法(昭和三十四年法律百四十一号)の一部を次のように改正する。
第五条第二項に次の一号を加える。
七 原子爆弾被爆者援護法(昭和三十三年法律第四十一号)に基づく障害年金
第七条第二項第四号中「支給事由とする給付」の下に「及び同条同項第七号に掲げる給付」を加える。
(児童扶養手当法の一部改正)
11 児童扶養手当法(昭和三十六年法律百三十八号)の一部を次のように改正する。
第三条第二項に次の一号を加える。
十六 原子爆弾被爆者援護法(昭和三十三年法律第四十一号)に基づく障害年金
- 理由
原子爆弾の被爆者の実状にかんがみ、医療手当の月額の限度を引き上げるとともに、新たに、建康診断及び医療の給付を受けるため労働することができないことにより収入が減少した場合に援護手当を、廃疾の状態にある場合に障害年金を、死亡した場合に葬祭料を支給することとし、また、原子爆弾被爆者援護審議会を設け、都道府県の設ける原子爆弾被爆者生活医療相談所に要する費用について国が補助することとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
- 本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、約六十億円の見込みである。
- 秋田委員長 提案理由の説明を聴取いたします。西村厚生大臣。
○西村国務大臣 ただいま議題となりました国民健康保険法等の一部を改正する法律案について、その提案理由を御説明申し上げます。
わが国の医療保険制度は、今後その内容を充実するとともに、各制度間において、なお給付内容及び被保険者負担等の面における総合調整を要するところが多い現状であります。ことに、国民健康保険につきましても、その給付内容を改善し、被保険者負担の軽減をはかることが、同制度の対象とする被保険者の実状から考えて、当面の急務とされるところでありますので、早急にその給付率を引き上げ、給付期間の制限を撤廃する等、給付内容改善の措置を講ずるとともに、低所得被保険者の保険料負担の軽減をあわせて行なうようにするため、この際国民健康保険財政に対する国の援助を一段と強化することが必要であると考えるのであります。
また、国民健康保険制度についての改善と並行して、健康保険、船員保険、各種共済組合の被用者保険各制度につきましても、この際給付期間の制限の撤廃、継続給付の期間の延長等の措置を講ずることにより、その給付内容の向上をはかるとともに、国民健康保険財政の負担の軽減に資することが適当であると考えるのであります。
以上のような理由により、この法律案を提案した次第であります。次にこの法律案の内容について御説明いたします。
まず、国民健康保険関係につきましても、第一に、世帯主またはこれに準

ずる被保険者が療養の給付を受ける場合の一部負担金の割合を、十分の五から十分の三に引き下げることとしたしております。

第二に、療養の給付に関して、給付開始後原則として三年と定められていた給付期間の制限を撤廃することとしたしております。

第三に、国民健康保険の被保険者が生活保護法による保護を受けるに至ったときは、その日から所要の医療給付は生活保護の医療扶助によつて一元的に行なうこととし、国民健康保険の被保険者資格を喪失させるように改めることとしたしております。

第四に、国民健康保険の被保険者のうち、保険料の負担能力の乏しい低所得者に対して、保険料を一般の者より大幅に減額して賦課するため、これに必要な規定を設けております。

第五に、以上に申し上げました給付率の引き上げ、保険料の軽減措置等の施策を実施するための費用について、国が所要の財政措置を講ずることとし、調整交付金の総額を、市町村の療養給付費見込み額の百分の五から昭和三十八年度においては百分の八・八、平年度においては百分の十に増額することとしたしております。

第六に、現行国民健康保険法の施行の際の経過措置として認められていたいわゆる給付制限を、昭和四十年三月末日までにことごとく廃止させることとしたしております。

次に健康保険等の被用者保険関係につきましても、第一に、健康保険の任意継続被保険者の被保険者資格期間を、現行の六カ月から一年に延長することとしたしております。

第二に、健康保険、船員保険、公共企業体職員等共済組合、国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合の療養の給付の支給期間につきましても、現行の三年の制限を、被保険者資格存続中の者についてはこれを撤廃し、被保険者資格喪失後の者については五年に延長することとしたしております。

なお、本改正は、国民健康保険の療養給付率の引き上げに関する部分は十月一日から、その他の部分は四月一日から実施するものでありますが、国民健康保険の療養給付率の引き上げについては、特別の事情がある被保険者で都道府県知事の承認または認可を受けたものに限り、昭和四十年三月末日まで猶予を認め、また、国民健康保険の療養給付期間の制限の撤廃についても同日まで猶予を認めることとしたしております。

以上がこの法律案の提案理由であります。以上が、何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました麻薬取締法等の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、最近における麻薬犯罪の悪質化及び麻薬中毒者の増加が、保健衛生上及び治安上重大な問題を提起している現状にかんがみ、麻薬の取り締まり及び罰則を強化することともに、麻薬中毒者に対する入院措置を講ずる等、麻薬対策を強化に推進するため、麻薬取締法等の一部を改正し、あわせて、大麻取締法及びあへん法の一部を改正するものであります。

まず第一に、麻薬取締法の一部改正について御説明申し上げます。

改正の第一点は、麻薬の取り扱い及び監督の強化に関するものであります。すなわち、麻薬取り扱い者の免許の相対的欠格事由を拡大して覚醒剤中毒者等には免許を与えないことができることとする、麻薬取締員の定数について、現在の百名以内を百二十名以内を増員すること、及び国または都道府県の機関は厚生大臣の交付する犯罪鑑識用標準麻薬を所持し、使用することができることとする等であります。

改正の第二点は、麻薬、大麻またはアヘンの慢性中毒者の入院措置に関する規定を設けることとあります。麻薬中毒者等の入院措置といたしまして、現在、自傷他害のおそれのある者については、精神衛生法によつて精神障害者に準ずる措置がとれることになっておりますが、麻薬中毒者対策としましては、この措置のみによることは必ずしも十分と申せない実情にありますので、新たに麻薬取締法自体において、麻薬中毒者等の通報、診察、入院、入院中の措置、退院等について、実態に即した規定を設けようとするものであります。

なお、麻薬中毒者等の入院措置は、麻薬中毒者等の身体の拘束を伴うものでありますので、人権保護の見地から入院期間が三十日をこえる措置をとる場合には、麻薬中毒審査会の審査に基づいてこれを行なうこととし、また入院期間は六カ月をこえることができないこととする等の規定を設けております。

改正の第三点は、麻薬犯罪に対する罰則を強化することとあります。すなわち、現行麻薬取締法違反の罪に対する最高刑である「一年以上十年以下の懲役及び五十万円以下の罰金」を「無期又は三年以上の懲役及び五百万円以下の罰金」に改めるほか、以下それぞれ違反行為の段階に応じ罰則を強化することともに、麻薬の密輸出入及び密造についてはその予備を罰し、また「麻薬の密輸出入及び密造に要する資金、建物等の提供」及び「不正取引の周旋」は独立罪として罰することとしようとするものであります。

次に、大麻取締法及びあへん法の一部改正についてであります。これら法律におきましても、麻薬取締法の罰則の強化に伴い、それぞれの違反行為の段階に応じ、罰則の強化をはかりうとするものであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由及び改正の主要点であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました老人福祉法案につきましても、その提案の理由を御説明申し上げます。

最近におけるわが国の老人の生活の実態を考察いたしますと、高齢人口の著しい増加の傾向、私的扶養の減退、老人を取り巻く環境の急激な変動等によりまして、その生活はきわめて不安定なものとなっており、一般国民の老後の生活に対する関心もまた著しく高まっています。

政府といたしましては、このような現下の老人問題の重要性にかんがみ、この際、老人福祉に関する諸施策を体系的に整備拡充し、他の関係諸施策と相俟つて、老人福祉施策を幅広く、しかも強力に推進して参りたいと考へ、この法律案を提案した次第であります。

次に、本法案の内容について、その概略を御説明申し上げます。

最初に、この法律案では、老人福祉に関する原理、すなわち基本的な考え方を国民の前に明らかにすることによつて、老人福祉に関する国、地方公共団体の施策、あるいは老人及び国民の心がまえについて、いわば指標を与えることとしたしております。

このため、まず老人福祉の基本的理念としまして、老人は、多年にわたる社会の進展に寄与してきたものとして敬愛され、かつ健全で安らかな生活が保障されるべきことを明らかにいたしました。

また、老人自身に対しまして、単に困居しているのみの生活が心身の健康の保持を阻害する原因となることにもかんがみ、老人は、その知識と経験を社会に役立たせる等、社会的活動に参与するよう努めるものとし、その希望及び能力に応じた活動に対しましては、社会としてもできるだけその機会を与えるべきものと規定いたしました。

さらにこのほか、老人福祉に関する原理といたしましては、国及び地方公共団体等が老人福祉増進の責務を有することも定めてあります。

次に、この法律案において定める具体的な事項について申し上げます。

第一は、健康調査の実施であります。老人には一般に健康をそこなっているものが少なくないので、六十五才

以上の老人に対しまして健康診査を実施することといたしました。

第二は、老人ホームへの収容等の措置であります。現在生活保護の対象となる老人のうち、居宅において生活することの困難なものにつきましては、

主としてその最低生活を保障するといふ観点から、養老施設への収容が行なわれ続けているのでありますが、この法律案におきましては、老人福祉の観点から、身体上、精神上の障害あるいは家庭内の事情等により、自宅で生活することが困難な状態にある老人につきま

してその状態に同じ。養護老人ホームまたは特別養護老人ホームに収容いたすこととしました。また、老人ホームへの収容の措置と並んで、老人を適当な家庭に預けて養護する制度も設けることといたしました。

第三は、老人福祉のための各種の施設に関する規定であります。この法律案では、老人福祉施設として、措置を受けた老人を収容するための養護老人ホーム及び特別養護老人ホームのほか、無料または低額な料金で一般老人の利用に供するための軽費老人ホーム及び地域老人を対象とする総合施設としての老人福祉センターを設けることといたしております。なお、現在あります生活保護法による養老施設は、この法律の施行に伴いまして、養護老人ホームに切りかえることといたしております。

第四に、以上申し上げましたもの以外のおもな施策について申し上げますと、国民の間に広く老人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人に對しみずからの生活の向上に努める意欲を促すため、老人の日を設ける

こと、日常生活を営むのに支障がある老人の世話を老人家庭奉仕員に行なわせること、老人クラブその他老人福祉増進のための事業を行なう者に対し援助を行なうこと等の規定を置くこととしております。

最後に、以上あげました施策に要する費用につきましては、都道府県まかかたは市町村が支弁することとし、これにたいして国は費用の性質に應じ、その十分の八ないし三分の一を負担し、またはその一部を補助することができるといいたしております。

申し上げたのでありますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○秋田委員長 次に大原亨君。

○大原委員 私、日本社会党を代表

して、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律の提案説明をいたします。

して、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律の提案説明をいたします。

昭和三十三年、政府は、ビキニの水爆実験による被害を一つの契機として、国民の中よりほりはいとして起った原水爆禁止と被爆救援の国民の世論の中で、原爆被爆者の医療等に関する法律を提案、実施し、その後若干の内容改善がなされたのであります。

しかるにその医療法は、給付が医療の範囲に限定されており、五千万度の熱風と放射能による人体の被害による

今日、政府は、戦後処理と称し、一千八百五十億円を要求されている地主補償や、金鵄勲章に対する一時金などに、巨額の国費を投入せんとしているものであります。二発の原爆による三十万人の死亡者遺族と三十万人余の被爆者及びその子孫はもちろん、このような悲惨な原爆被爆者を一人もつくることなく心から願っている心ある国民の立場からは、断じて了承できないところであります。

特にアメリカの原爆投下は、毒ガス以上の非人道的兵器であり、この国際法に違反する行為に対する補償は、あらゆる戦後処理に最優先するものといわねばなりません。

わが党は、医療法より援護法へと
う被爆者と国民の要望にこたえて、大
要左の通りの法律改正案を提案いたす
次第であります。

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

一 法律の題名を原子爆弾被爆者援護法に改めること。

二 医療手当月額の限度を現行の二
千円から五千円に引き上げること。

三 被爆者が健康診断または認定被爆者としての医療の給付を受けるため労働することができないことにより収入が減少したと認められる場合には、政令の定めるところにより、援護手当を支給することができるとすること。

四 被爆者で原子爆弾の傷害作用に起因する身体障害が存するものには、年額八万四千円の範囲内で、障害の程度に応じて政令の定めるところにより、障害年金を支給す

ること。ただし、同一の障害について、増加恩給その他障害年金に相当する給付を受け得る場合は、この法律による障害年金は支給しないこととし、この法律による障害年金の方が多いときは差額を支給することとする。

なお、障害年金は、国民年金との関係では、国民年金法上は公的年金として取り扱うこと。

五 被爆者が原子爆弾の傷害作用に

起因して死亡した場合においては、その葬祭を行なう者に対し、三万円の葬祭料を支給すること。

六 都道府県が被爆者のために生活

医療相談所を設置した場合には、国は、予算の範囲内において、これに要する経費の一部を補助するものとする。

七 認定被爆者については、所得税法上の障害者控除（税額六千円控除）を受けられるような措置を講ずること。

入 認定被爆者については、国鉄運賃法による身体障害者に關する運賃割引を受けられるような措置を講ずること。

九 原爆被災者の遺族補償については本法の原爆被災者援護審議会において実態を調査した上援護対策を橋立すること。

十 施行は、昭和三十八年四月一日からとすること。

提案の要旨は以上の通りでございます。何とぞ慎重審議の上、全会一致御

賛同あらんことをお願い申し上げて、提案説明を終わります。

○秋田委員長 四案に対する質疑は、後日に譲ることといたします。

○秋田委員長 次に、内閣提出の母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。大原亨君。

○大原委員　私は、母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案、これにつきまして質問いたします。

この法律案の審議に入るに關連いたしまして、この母子家庭の保護という問題は、影響するところ非常に大きいと思います。つまり全体の社会保障の分野からいいますと、所得保障の中に占める母子援護対策、こういう問題であると思うのです。従つて社会保障制度全体をどういうふうに進進させていくかという問題は、本委員会やあらゆる

る会議において、今日までいろいろな議論をされたところでありますけれども、そういう中において母子福祉対策をどのような位置づけをするか、こういうことがきわめて重要な問題であると思っておりますが、社会保障全体の中で、母子対策の基本に対してどういうふうな考え方をもち、臨むか、こういう点について厚生省の御見解をお伺いしたいと思っております。

中でも非常に重要な部分でございますが、何と申しましても母子と母子家庭というものは、低所得者層に属するものでございますから、われわれとしては非常に重要に考えておりますし、でき得るならば機会を見て、統一的な法律案でもつくつたらというように、この法律もそういふような一環として、その内容の改善に努めたというように、ことになっておる次第でございます。

○大原委員 たとえば母子福祉貸付金の中身の中に例をとってみますと、生活資金の貸付なんかあるわけです。それは本人や子供に対する一定の基準を設けてやっておるわけでありまして、けれども、しかし大体こういう生活資金を貸し付けたらというふうなことは、将来よほどの保証がない限りは、原則として貸し付けるべきではないし、これらは所得保障として給付すべきものでありますけれども、そういう所得保障の問題を貸付でやるといふふうな弥縫策というか、そういうものはいつまでも続けるべきじゃないかと思うのです。

まあそれはともかくといたしまして、母子家庭の実態ですね。全国でどういふふうな数字の実態であつて、この法律による適用対象者はどういふふうになっておるか、こういう点につきましてお答えいただきたい。

○黒木政府委員 母子世帯の現状でございますが、五年置きにこの実態調査をいたしておるのであります。直近の調査は、昭和三十六年八月一日に実施いたしました。五年前の三十一一年と比較して現状を申し上げてみたいと思ひます。三十一一年当時の調査では、母子世帯が百十五万でございました。

が、三十六年の調査では百二十九万に減少いたしております。そのうち六十四万世帯が母と十九才未満の子からなつております。三十六万世帯が母と義務教育前の児童のみの世帯となつております。

それから母子世帯になつた原因の調査でございますが、三十一一年の当時と比較して申し上げますと、死別が三十一一年当時は七・九％でございました。それが三十六年では七・一％というふうな減少しております。その内訳は、戦争のために御主人がなくなつたという戦争死が三十一一年が二・一％であつたものが、三十六年では一・四％と減つております。それから病死が三十一一年には四・七・六であつたものが、三十六年には五・六・二というふうな増加をいたしております。なお生別のものが三十一一年には二・一でありましたのが、三十六年には二・〇・八と増加をしております。特に離婚が三十一一年には一・四・六でありましたものが、一・六・八と増加をいたしております。

それから現金収入の調べでございますが、世帯平均で、総数平均が月額一万九千二百十八円でございます。これは一般勤労世帯の平均収入の三万三千円と比べると少ない額でございます。それから母子世帯の収入がだんだん増加したというふうな傾向が見られるのでございまして、たとえば月額一万円未満の収入の世帯が、昭和三十一年には四八・八％ありましたが、昭和三十六年には二・一・五％と減少をしております。それは一万五千円未満が昭和三十一年には七・〇・六％であつたものが、これも四三・二と減少を見ております。

が、一万五千円以上の収入のある世帯が、昭和三十一年には二八・七％であつたものが、昭和三十六年には五・六・五％と増加をいたしております。なお、母子世帯と生活保護の関係でございますが、昭和三十一年度におきましては、母子世帯の保護率と申しますか、これが一・〇・六％、十二万世帯でございました。一般家庭は当時一・四％でございました。それが三十六年度では十二万から八万世帯に減少しまして、その率も七・九％に下がつております。しかしそれでも、一般家庭に比べると保護率は約四倍でございます。

それから貸付の額とか人員等につきましては、お手元に参考資料をお配りしておきました。これでござらん願ひたいと思ひますが、この参考資料の二十八ページに貸付決定額の欄がございまして、これによりまして、昭和二十八年度以来三十五年度までの累計が八十七億円になっております。それから次の二十九ページには、二十八年度以来の申し込みと貸付の決定状況の三十五年度までの統計資料がございまして、それから三十八ページに、貸付の人員の二十八年度以来の表がございまして、三十六年度では約五万人が貸付の対象になっております。以上でございます。

○大原委員 非常にたくさん問題点について御答弁あつたのですが、これは一つ一つ非常に大きな問題で、これらも、三十六年現在で一万円未満が二・一％、これは一人で一万円未満というのじゃありません。家族をかかえた母子家庭で一万円未満というのでありますから、これは生活上は非常に大きな問題です。それから生活保護では三十六年には七・九％ですが、どういふふうな生活保護の受給者があるわけでありませう。私ども、こういう部分的にいろいろな政策を政府が提案するということは、今の現状においては賛成でありますけれども、しかしながら全体の社会保障について、私は厚生大臣がしっかりと考えを持ってもらいたい。社会保障の中で、医療保障と所得保障が非常に大きな問題で、医療保障が非常に今日ばかりで困窮な情勢にありまして、これは昨日やきよの新聞で非常に詳しく書いておるわけでありまして、この問題は、あとで保険の問題その他の問題において、私も徹底的に議論したいと思ひますが、特に所得保障の問題で、今の生活保護基準で、いわゆる低所得階層の所得保障の対策をこれによつて立てるといふふうなことは、これは早晩乗り越えていかねばならぬ問題であります。この生活保護の問題で解決できないというふうな人たちに對しまして、どういふふうな、言ひなれば弥縫策をやつておるわけでありまして、後に出てくる戦争未亡人に對する交付公債の問題もそうでございます。とにかくそういう応急措置はもちろんですけれども、所得保障の問題について厚生省がしっかりと対策を立てられる、こういうことが私は絶対に必要だと思ひます。社会保障制度審議会からの答申については、私もいろいろと問題点があるわけですが、問題点はございませうけれども、十年後の展望について、欧州の水準に達する、こういうことを言つておるわけですが、私はこの問題について、若干の長期的な計画を立てることが絶対必要である。今日まで委員会でいろいろと議論された問題で、私ども、私はそういう対策の中から、こういう当面の対策をやつていく、こういうことが必要だと思ひます。厚生大臣、どうですかね。毎日毎日、あれやこれや追つかけて回されて、非常に頭がいばいになっておると思うので、しっかりと、所得保障の問題について、しっかりと救済対策を乗り越える対策を立てる、こういうことが私は絶対に必要である。そういう長期計画を立てるというのを、あらゆる審議の機会に私は集約的に政府に對して要望すると一緒に、政治の上に反映されてもらふ、そして政府がしっかりと対策を立てることが絶対必要である、こう思ひます。厚生大臣、いかがですか。

○西村国務大臣 さいぜんも申しましたように、この児童福祉法が昭和二十二年にできて以来、その中にも母子福祉を含んでおりますが、今議題となつております法律も、議員の皆様方から昭和二十七年に立法されてきたのでございまして、かくのごとく、自來ずつと、生活保護法におきまして母子加算の制度があると今御意見がありましたように、はらばらの制度になっておるのでございまして。もちろん大原さんのおっしゃる通り、社会保障は医療保障と所得保障でございます。従いまして私たちがいたしまして、この所得保障についてはまとまつた考えをしなければならぬと思ひますが、所得保障の根幹は何といひましても国民年金の問題であり、児童手当の問題ではなからうかと私は思ひます。これは所得

さっぱりそういうことをやっていないじゃないですか。ほんとうにちよつぴりちよつぴりやって、一方においては地主補償二千八百五十億円も出すということを言っておいて、あとで議論するけれども、そういうことを言っておいて——厚生大臣としては国務大臣として、何を先にやるかということについてやるべきだ。だからそういうことでここで議論したい。委員長に討論方式に切りかえてもらってもいい。とにかくこれを与野党で議論して、社会保障政策について長期的なびちとしたた

計画を立てることが大切であるし、その中において当面は、母子福祉についてはこういうことをやります、戦争未亡人についてはこういう政策をやりますという政策を立てなければ、これは政治というものじゃありませんよ。これは厚生大臣の在任中に、所得保障を

一つの柱とする社会保障に対するきちっとした計画をつくってもらいたい。こういふことを特に厚生大臣に要求しておきますが、もう一度国務大臣として、あるいは厚生大臣としても確信のある御見解を示していただきたいと思ひます。

○西村国務大臣 お説はごもつともだ
と思います。従いまして母子につきま
しては、さいせんも申しましたように、
社会層からいえば、きわめて低所得の
方々が多い。そういうようなものにつ
いて所得保障を与えるということは、
きわめて重要なことであります。今回

の法律の改正は、引き上げでございまして、部分的なことでは進んでおるのではございますが、一貫いたしまして考える時期もそろそろきておるわけでございますから、私たちは決して言葉だ

○大原委員 今日の社会におきましては、働きの主人がなくなる、主たる家計の担当者がなくなることは、いわゆる個人の責任、残った者の責任ではない、こういうことははっきりしておる。これはもう議論する余地はない。だからそれに対する社会保障を前進させるということにつきましては、これ

○大原委員 今日の社会におきましては、働き手の主人がなくなる、主たる家計の担当者がなくなることは、いわゆる個人の責任、残った者の責任ではない、こういうことははっきりしておる。これはもう議論する余地はない。だからそれに対する社会保障を前進させるといふことにつきましては、これも私は異議はないと思ふ。そうして未亡人その他生別、死別で残つておる婦人、子供に対する社会保障を進めるといふことも、基本的に与野党を通じて異議はない。福祉国家という看板に偽りがある与野の政策なら別ですけれども、今までの質疑応答におきまして、

こゝろの問題については異議はないわけです。だからそういうことで考えてみますと、そういう母子家庭あるいは寡婦、そういうものに對する日本政府の施策というものは、どういふ面とどういふ面において施策が施されておるか、こゝろの点を、全体の政策の一環としてお聞きするわけですけれども、お答えをいただきたい。

○黒木政府委員　母子福祉対策で厚生省の關係では、社会保障の施策としては、ただいま大臣が申されました母子福祉年金、あるいは児童扶養手当、あるいはその他の年金があるわけでございます。それから社会福祉の施策としては、ただいま御提案中の母子福祉の資金の貸付の制度、この中にはいろいろ母子福祉相談員というような母子世帯に対するケース・ワーカーをする制度、あるいは売店の優先設置の制度、あるいは母子寮、これは児童福祉法の

中にありますが、それから住宅政策、なお住宅政策では建設省関係で、第二種公営住宅というものを設けられておりますが、母子家庭のために特別のワケをいただいております。その他私の方では、母子福祉センターという母子の相談、指導、あるいは技術の習得等のセンターがございます。それから三十八年度は母子休養ホームというように、母子世帯のいわばいいの家を新しく設けようというようなことをやっております。その他生活保護の加算制度とか、あるいは大蔵省なり自治省関係の税制における優遇制度、これは免税点を高くするとか、あるいは税の控除を設けるとか、それから労働省方面では、職業の補導とか、就職のお世話のこと、あるいはこれは母子家庭の子供の就職が非常に困難だというような事情がありましたときに、身元保証の制度というものも設けましたり、大体そういうような制度が現在行なわれておるわけでございます。

○大原委員　今お話のほかに、戦傷病者、戦没者等の遺族のことに関連してそれぞれありますけれども、抜けておる点もたくさんあります。しかしこの問題は生活の面、仕事の面で、やはり総合的な施策が必要でしょう。そこで、これは主管局は児童局ですね。

○黒木政府委員　さようでございます。

○大原委員　婦人少年局あるいは他の局との関係はどういうふうにとりながら、全体の総合的な施策の推進をやっておるのですか。そういう権限の分担あるいは運営上の問題について、具体的にお答えいただきたい。

○農本政府委員 実は昭和二十四年でありましたか、母子福祉対策要綱というものが閣議決定になりました、各省所管の母子福祉対策につきましての総合的な対策要綱が決定をされたのであります。これに基づきまして、各省それぞれ所管事項に従ひまして法律をつくりましたり、いろいろな制度を設けたのであります。が、世話係と申しますか、厚生省の児童局がこれを担当いたしました。

先ほど申しました母子の職業対策につきましては、労働省と厚生省と共同通牒を出しましたり、いろいろやっておるわけであります。その他、税制の問題についての優遇措置は、自治省なり大蔵省に私の方からいろいろ交渉いたしましたして、それぞれの法令の特例措置を設けてもらつておるのであります。が、私の方の母子のいろいろの団体がございますから、その団体と連絡をとりながら、母子の要望を私の方を通じて各省に働きかけ、あるいは国会にもお願いをして、いろいろの施策をやつて参つておる次第でございます。

○大原委員 母子福祉対策についての総合対策を立てながら、児童局が事務局をやっている、こういうことであります。たとえば今は進学期、就職期でありますけれども、母子家庭の進学率なんかあれば聞きたいのですが、それは別にいたしまして、進学と就職ですね。就職でも母子家庭などでは非常に不利な扱いを受けるわけです。だから、あなたの方は事務局を担当しているわけですけれども、そういう問題等についても総合的にはどのように生きた対策を立てないと、役人のなわ張り根性で、各局や部課に分けてあると、そ

の範圍の仕事で、だんだんと幅が狭く
なつて、それで全体としては総合的な
生きた施策はできない。税金が生きて
使えない。こういう結果になるわけ
ですよ。たとえば就職対策その他の問題
につきましても、現状でできる問題も
あるわけです。進学については、資金
の貸付の問題もここに一部出ておりま
すが、たとえばそういう就職の問題等
については、あなたの方は児童局とし
て、そういう総合対策の事務局として
氣を配つてやるということ、實際上
の努力をしなければならぬと思うので
す。それは所管はあなたの方でなかっ
たら、そういうことも含んで例を引い
て御答弁いただきたい。

○黒木政府委員　確かに先生のおっしゃる通りに、母子の福祉対策は各省の施策にまたがっておりますので、大臣が申されましたように、一貫的に総合的に運営するということをごねらいにいたしまして、努力は続けておるのであります。また至らない点がありまして、まことに申しわけない次第でございます。今後とも事務局的な役割を児童局として大いに果たして参りたいと思ひます。

なお、御質問にございました母子家庭の児童の進学率の問題につきましては、一般家庭の進学率が四六・二に對しまして、母子家庭の児童の進学率は二五・六というような低率にございます。これは文部省の統計速報の昭和三十四年度の資料でございますが、このためにも就学資金制度、あるいは育英会の奨学資金制度もいろいろございしますから、これが相携えてこういう進学率を高めたいと考えております。

なお、母子家庭の御婦人の就業の問題につきましても、労働省にいろいろお願いをいたしておるのであります。が、労働省としてもいろいろ各般の施策を、職業補導の面におきましても、あるいは職業安定の面におきましても、進めていただいておりますわけでありませんが、特に昭和三十年でございまして、母子家庭の子女の就職促進のために、厚生、労働の連名通牒を出しまして、身元保証制度の確立を促したわけでありました。三十七年現在、三十一の都道府県が条例を設けて、その一の身元保証制度の確立を見ておるような次第でございまして、こういうような就職の面あるいは教育の面、その他の面につきまして、大いに母子世帯の要望にこたえて、児童局が推進の役を果たして参りたいと考えております。

(二) 財政 一般の四十二年度は、ことし政府の方の出した昭和三十一年度の進学率の目標は六十何%だし、これは中学校から高等学校に行くときですね。これはちよつと古い統計ですけれども、実際上私はこういふところに問題があると思うのです。高等学校にやりたいといふのは、今日だれでもできることだったらやりたい。きらいだといふ子はだめだけれども、やりたいといふことは最低の願いだと思うのです。そのときに、たとえば生活保護の場合には、高等学校に入つておる子供が定時制その他に入つた場合に、収入があればへすつたりするでしょう。そういう矛盾があるのです。一方においては生活保護家庭の多い母子家庭に進学の手当を出す、こういうこともあるわけです。一方では出して、一方で

は控除することがある。これは生活保護が低いからなのです。そして救済政策であつて、権利としての保障ではないからです。どうしてもこれらの問題を根本的に解決するためには、児童手当あるいは国民年金の内容をよくしていく、こういう水準を引き上げていくことが絶対に必要なのだ。だからその問題を議論しておるわけです。そういう私が申し上げたような、一方では進学手当を、今回もちよつと増額いたしましたけれども、出していながら、たとえば生活保護が多い母子家庭に對しましては、これを収入として認定する。直接はしないけれども、こういうものが累積しますと、勤労収入なんかと重なつてくると、またへずされる、こういう結果になるわけです。だから、そういうことは今のような基本的に社会保障制度が非常に貧困では、話にならないというわけです。一つはそこにある。それから制度として児童手当やその他の諸制度がないということ、寡婦年金の制度が非常に貧困だということが一つある。あるけれども、現実のそういう救済政策や総合政策を進めていく上においては、一方では出して、若干でも増額しながら、一方ではへずられるということがあつてはならぬと思う。たとえば進学手当等は、計算の基礎に入れません、ここに出来る具体的な問題だけれども、進学に要する経費を貸す。そういうように進学を最低必要と認めながら、そういう施策をしながら、生活保護との関係で矛盾を来す、こういうような問題等があるわけです。総合施策を要する問題があるわけです。こういう問題についてどういふようにお考えですか。

○黒木政府委員 社会局長からお答えすべきであらうかと思いますが、生活保護の世帯の子の進学問題につきましては、法律上いろいろむずかしい問題がございますが、運用上世帯分離といひますか、当該児童をその生活保護世帯から分離いたしました、高校進学の道を開くというよりな制度を認めておるわけでございます。今回の母子福祉資金の貸付の法律の改正も、実は国の予算を一億増額いたしました、高校の就学資金を、千円を千五百円と五割の増額をいたしたのも、先生の今おっしゃるような趣旨にかんがみての改善でございます。今後もういふ点につきましてさらに努力を續けて参りたいと思ひます。

○大原委員 この法律によりまして、各種の貸付金の種類があるわけですが、その場合に生活資金とか、あるいは修学資金等もそうですが、実際返す必要ないというか、返されないようなものもここにあるわけです。そういう場合の財政上の措置というか、制度上の措置はしてあるわけですか。

○黒木政府委員 この法律には、支払い猶予とか、償還の免除とかいうような制度もございまして、無理のないように運用いたしておるのでございします。しかし大多数の母子世帯で、貸付を受けた人たちが自立をいたしましたして、その償還率も八五〇程度になつておるのであります。未償還のものの中に、そういうような猶予とか、あるいは償還を免除するといふようなケースもあるわけでありまして、今後ともそういう点については適正な運営をやつて参りたいと考えております。

○大原委員 貸付金全体の中で、将来償還をしなくてもやむを得ない、あるいは免除する、こういうものを資金の上では何%ぐらい見ておるのですか。

○黒木政府委員 先ほど申しましたように償還率が八五〇——これはお手元の資料の三八八ページにございします、八五・六%が三十五年の実績でございます。従ひまして残りの一四・四%が免れつきなり、あるいは償還免除、あるいは償還猶予というケースになるかと存じます。

○大原委員 それは行政上の措置によつて、そういうふうに認定すれば返さなくてもいい、こういうことですね。基準がありますか。

○黒木政府委員 基準は特にございせんが、償還をいろいろな理由で延期してもらいたいとか、あるいは償還の能力がないという場合には、この十条の三によりまして免除の規定がございしますから、これは実施の主体にまかせてあるわけでございます。

○大原委員 私は、未亡人対策や母子対策、児童対策、こういう面の関係者に全部来ていただいてこの問題をやらなくと、税金が生きてこない、こういうふうに思つたわけです。それで将来の一つの方向づけをすることが私の審議の目標です。運営上においても政策上の面においても、矛盾なくやつていきたい、こういうふうに思つておる。せつかく児童局が事務局だといふのだから、そういう関係各省の母子対策、これに関連いたしました対策について、これに関連いたしました金額、そういう問題等について近く会議を開いてもらいたいし——あとで戦争未亡人等の問題もあるわけでありまして、私は、社会保

障的な見地から取り上げる、こういうことでこの趣旨を理解しておるわけですから、とにかくそういう観点から議論する機会があります。この法案が慎重審議して、何十日かかるか何日かかるかわからぬが、しかしこの問題は別にして、これが済むくらいまでにやつてもらいたいけれども、集めてやりたいけれども、万一そういう機会がなくても、あと陸續として質問者があるのではありませんか、この国会中にはそういう機会がありますから、関係者に集まつてもらつて、私もいろいろいふ政策を具体的に考えたいと思つていふ。もしなければ、部分的にちよびちよびやるだけであつて、全体として有機的な政策は立てられない。社会問題の解決にならない。少しは役立つけれども、ほとんど役立たない。こういうふうにも私は考えますから、母子対策についてはいろいろいふつなといふようなことは言わなければいけません。とにかく少しでも前進すればいいけれども、これだけでは済まない。こういう観点の上に立つて総合的な施策を一つ検討したい。私が申し上げましたように、そういう資料等についても、各省で総合的に考え方をまとめた上で今国会中に早急に出してもらいたい、こう思ひますが、いかがですか。

○黒木政府委員 資料の点につきましては、できるだけ早く提出させていたいただきたいと思ひます。

○大原委員 それではその次に参ります、この中で各項目にわたつての質問は、あらためて一回やつていきたいと思ひますけれども、事務費といふのがありますね。これはこの制度全

体を運営する一つの事務費であるかと思ひますが、事務費の支給状況——新しい改正は別です。あらためてやるが、支給の状況、それから受け入れ団体、その予算額等についてもお答えをいただきたい。

○黒木政府委員 事務費につきまして、法律上の貸付金の利子、違約金、そういうものと、それから原の繰入額から充当する、利子、違約金等の中から充当する額の限度は、その三分の一であるという規定があるわけでございます。それによりまして計数を申し上げますと、償還金の利子が三十六年度は三千六百三十三万四千円、違約金等が六百八十一万一千円でございます。それと法律の第十二条の三項による事務費充当可能額、先ほど申しました償還金の利子等の合計の三分の一額でございますが、これが昭和三十六年度は千四百三十七万五千円でございます。そして三十六年度の事務費の支出の総額が三千二百六十一万八千円でございます。これは実施主体である都道府県がこれだけ支出しておるわけでございます。今回この三分の一の事務費充当可能額を二分の一の額に上げることによりまして、約一千万円ぐらいの事務費の増額が予定されておるのであります。

○大原委員 これに関連して、私はよくわからないからお尋ねするのだが、この貸付資金等は資金運用部から一部出ていますね。財政投融資から出ておるのでしょうか。その場合に、たとえば、利子の金額は少なくなる。あるいは減免についても、利子が入つてこない。元が入つてこない。元が入つてこ

ないのは予算上措置すればいいが、そういう利子なんかの計算が入ったりする場合の關係はどうなるのですか。

○黒木政府委員 本年度予算の四億円というのは、一般会計で国が予算措置をしたものが四億円でございまして、これは預金部資金からの融資はやつておりません。その四億円に対して、都道府県がその二分の一の相当額二億円を繰り入れるわけでございまして、運営はこの貸し付けた利子なり償還利子、こういうものと県からの一般会計への繰り入れによって運営をいたしておるものであります。それが先ほど申しましたように、三十六年度は三千二百万円必要とした。ところが例の修学資金が、実は無利子でございまして、修学資金のワクがだんだんふえて参りましたのと、今回新たに修業資金を無利子にしようというようにございまして、この事務費に繰り入れるところのいろいろ償還金の利子が減つて参ります。その關係で三分の一の充当可能額を二分の一の充当可能額に改めた、こういうような趣旨でございまして、

○大原委員 しかしちよつとお聞きしますが、収入の方は、資金の原資はどこから入るか。これは全然財政投融資でない……

○黒木政府委員 資金の財源は、国がたとえば来年は四億出しますが、それに対して県が二分の一の二億を出すだけでありまして、これに従来の償還金、これが今まで十一億あります。だから三十八年度の資金源は十七億くらいになるわけでありまして、今度は運営費の方は、事務費はこの償還の利子もつづいておりますから、この償還の利子の今までは三分の一がこの事務費に充当できる、残りは県が一般会計から

繰り入れまして、それで運営をしておるわけでございまして。

○大原委員 それで大体わかりました。その中で無利子は高校進学と、それから修業資金というものは、これは事業継続資金のことですか。

○黒木政府委員 これは各種学校とか、あるいは看護婦等の養成施設、そこで二年間修業する場合に修業資金という制度がございまして、それを今回、今度の法律改正で従来は利子三分取つておつたわけであります。無利子にするという改善をしたわけでございまして。

○大原委員 それでは私の手元にいただいておる資料にありますが、この母子福祉資金貸付制度の法律改正に伴う新旧対照表、こういうのがございまして、この中でまず第一番目の事業開始資金ですね。事業開始資金を今、十万円を二十万円に引き上げたわけでありまして、この場合、今までの実績から見ても、母子家庭においてどういふ事業資金として活用しておるか。こういう実績をちよつとお答えしていただきたい。

○黒木政府委員 実は十万円がやれるいろいろの事業の種類を調査をしたのでございまして、大体十万円では、駄菓子店、あるいは金魚屋、今川焼屋、その他酒類を扱わない屋台店、あるいは行商、移動、販売業というふうなもの、現在では十万円以内でできる。しかし例の日用品店とか、ガラス店、生花店、文房具店、あるいは構内の売店、たばこ屋というふうなものは、どうしても十五万円ないし二十万円の資金を必要とする。あるいは最低どうしても二十万円なければならぬというの

が、化粧品店とか、婦人の下着店とか、塗料店とか、理髪店、美容店というふうな調べがだんだんついて参りましたので、最近のいろいろな事情にかんがみまして、この十万円を二十万円にいたしましたのであります。従つて従来は十万円では、今申しました主として行商とか移動販売という程度のものしかできなかったわけでございまして。

○大原委員 ちよつと触れられたのが、今度二十万円になって、新しく実際に即して事業を興して、自活をしていくという仕事の分野をもう一回一つ。分野はどういう点を考えておるか。

○黒木政府委員 大体十五万円から二十万円程度の資金でやれるものは、日用品店、これはプラスチック製のものを主として取り扱うお店でございまして、それからガラス店、生花店、文房具店、小さな本屋、駅の構内等の売店、たばこ屋、くだもの屋、中華そば屋、惣菜店というものが、大体十五万円から二十万程度。二十万ぐらいの資金を必要とするものが、化粧品店、婦人の下着店、塗料店、陶器店、理髪あるいは美容、パーマメント屋でございまして、小規模の喫茶店、おとうふ屋、それから趣味の店といふものが、いろいろおしやれの品物を売る店、荒物とか金物の兼業店、食料品店というふうなものも考えられるのでございまして。

○大原委員 しかし今みたいたものは、二十万円ではきつめです。今言われたような文房具店から本屋から、まあピンからキリまであるけれども、こんなものは実際上はきつめ。何らかの基盤がなければ、二十万円では実際問題としてではしません。やは

り行商や日用品を移動販売する程度じゃないですか。これは十万円よりも二十万円はいいにきまつておるんですよ。私はたばこにしても、たばこなんかは特に大蔵省の専売局の認可許可の關係があるが、そういうところ等と連絡をとつて、総合的に、そういう場合には優先してやるとか、そういう制度をやるなら意味がある。そういう総合施策をやらないと、自分で責任としてやっていくといったところが、政策としてはあまりきめのこまかい政策じゃない。もしそういう政策をやるのだつたら、総合的に各關係者と話し合つてやるべきだと思ふ。そういう点を……

○黒木政府委員 御意見のように単にこの二十万円の資金だけでは無理がございまして、たとえば公共施設の利用を大いに勧めるというふうなことで、あるいはたばこの小売店の専売小売人の指定を優遇するといった施策が必要になつて参るのでございまして、そのために法律の十六条でもそういう規定がございまして、現在こういう公共施設の中に、母子世帯で店を持つております軒数が千二百二十五ございまして、それからたばこの小売人の指定も、一般の指定の割合が三割に對しまして、三二・六割というように優遇をされております。現在大体指定されておりますたばこ屋さんの数が三千五百二十軒あるのでございまして、あるいは事業継続資金というふうなものもございまして、一応二十万円で店をつくりまして、材料その他の仕入れ等で継続資金制度を活用ができるわけでございまして、なお、こういうことを、母子相談員というものがおりまして、逐次相

談相手になりまして、できるだけこういう商売が成り立つように、いろいろな援助をいたしておる次第でございまして。

○大原委員 その点は、生産資金についてはやはり官庁の行政指導という關係等も、緊密に連絡してやらないといけません。その点です。これは同僚委員から他の側面からいろいろ質問があると思いますが、私はこの点については、今御答弁になりましたが、そういう点等で総合的に生かしていくような方法を考えないと、二十万円ではとてもできないのじゃないか。それから支度資金というのは、一万五千円据え置いてございまして、支度資金というのは、今までの実績から考えてみて、これでよろしいのですか。

○黒木政府委員 実は今回の改正も、未亡人の団体からいろいろ御要望がございまして、支度金に取り上げたのでございまして、支度金につきましては、団体からも従来要望を聞いておりましたので、従来のまま実は据え置いたような次第でございまして。

○大原委員 この問題は直接関連しておるのではないが、最近職安法や緊急失対法の改正問題が、非常に大きな問題になつておる。失対事業には半数の婦人がおるのです。ほとんど母子家庭の婦人ですね。生活保護をもらひよりも、勤勞所得についてはそういう控除というものがなければ、特に他の副業や内職ができる。自分で働いて生きていきたいということをやつておるわけですが、全体の三十五万の登録者の中で、半分は婦人です。婦人の中でほとんどが手に覚えのない母子家庭や、あるいは主人が突然死んだため

○秋田委員長 八木一男君。
○八木(一)委員 母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、厚生大臣や政府委員に御質問をいたしたいと思ひます。

会の場で出た問題を、非常な大きな参考とせられて、これから検討されなければならぬ。でございますから、これは児童局長さんですか、大臣にもおせわしいと思いますけれども、その内

その前に、昭和三十二年とか三十三年とかいうような財政ワクの少ないときに、六億近くの金が国庫から直接出ておる。それがその後減るといふこと

要は必ず起こるものでございましょう。しかし、一方国家財政とともに、地方財政がやはりこれにくつついていかなければならぬ問題もあるわけでございしますから、従いまして、本年度は

す。なお、三十五年度の申し込み人員に対する決定人員の比率が九〇・一、金額の比率は八三％というので、大体八、九割は要望にこたえておるといふような程度でございます、それによ

りますと、資金の総額につきましましては、まずまずのところではないかという考え方も、一部あるわけでございます。しかし今回のように修業資金の無利子の制度を設けましたり、いろいろ内容を改善いたしますと、申し込みもふえて参るわけでございますから、そういう結果を見まして、金額については今後とも大いに増額するように努力をいたして参りたいと思ひます。

○八木(一)委員 厚生大臣も局長も一生懸命やると言われて、それはけつこりです。一生懸命やっていたのだと思いますけれども、少し遠慮が過ぎると思ひます。政治の大きな激しい渦巻から外になつていますので、よほど厚生省なり児童局なりが堂々と自分の主張を出されないと、あと回しにされがちです。それだけの資金が昭和三十三年、三年度に出たのですから、それを予算が減らされるということは、条件が、一般から見ても非常に緩和されているけれども、母子家庭の実態から見ても、まだ十分活用されるだけの条件ではないとか、あるいはまたこの中の項目——かなり研究してやっていたけれども、まだひとつとほかの理由で借りられないという項目が必要である。あるいはまた、同じ項目であっても、最大限度が少な過ぎて、それでは中途半端で事業ができないとか、あるいは中途半端ではないけれども、それ以上、五割増しなり十割増しなり借りたけれども、そこで最高限度がきめられていて借りられなくて、資金が消化されないという問題にならうかと思ひます。ことに物価の上昇は非常に大きいですから、予算にしろ、一件当た

りの貸付にしろ、貸付の実際の総額にしろ、もしそのままであれば前より後退したということにならうと思ひます。ですから、その点について、やはり母子家庭の立場に立つて、厚生省も児童局も強く正しい主張を出していただく必要があると思ひます。大蔵省の方が見えていかないと、大蔵省の方といえども、冷徹な感情の持ち主ばかりではないでしやうけれども、大きな予算の渦の中にあつて、事務的に頭がくるくる回っていますから、こういうものがあとにされるというおそれがありますので、よほどきざんとした態度でものをやっていたかなければならぬと思ひます。ことに本年度要求を出された入学金という項目が削除されている。

これはもう厚生省で一生懸命考えられた。しかも、われわれから見ればやや遠慮がちに過ぎると思はれるものを出されたのですから、確信があまりになつたと思ひます。それが、省議が閣議か何か知りませんが、そんなところでこれが削除されるというやうなことがあつてはならないと思ひます。御主人がなくなつて、母子家庭で苦勞して育てられた子供を入学させたいというやうなことは、お母さんのいろいろな目的の中の具体的な最大の眼目の一つです。実際に高校へ入学したら、あるいは大学に入学したら、いろいろなものがかるわけですね。非常に多くの金がかかる。原案ですらこんなものでは足りないと思ひます。この足りないと思ひます。遠慮がちのつましい原案が、省議が閣議が何か知りませんが、そこで取つたわねんというやうなことがあつてはならないと思ひます。それにつ

いて一つ厚生大臣のお考えを伺いたいと思ひます。

○西村国務大臣 このために省議を開いたわけではございません。もつぱら児童局を中心にして、大蔵省と交渉したのでございまして、交渉の事柄は事務的でございますが、政治上は非常に大きい問題でございます。従ひまして、今度、十分とは言へませんが、新たに設けました転宅資金等もありまして、また十萬円の生業資金、事業開始資金等二倍にいたしましたわけでありまして、その辺は一步前進と考えておりますが、今後は母子家庭の実情等も十分に助かるのでございまして、私どもとしては十分力を注ぎたい、かように考えている次第でございます。

○八木(一)委員 入学の支度資金ですが、それで要求された児童局の予算の金額は幾らですか。

○黒木政府委員 実はお説のように、入学金の新設の要望が非常に強いものでございまして、児童局として省議で大きいのがんばりまして、厚生省としては大蔵省に要求したのでございまして、ところが入学支度金というものは、入学をした者には公平にすべて貸し付けなくてはならないであらう。そのやうなものですと、高校の入学者が毎年大体一万人くらいおります。大学が三千五百人くらいおります。このやうな人たちに對して公平に高等学校は一萬円、大学は二萬五千元としまして、私立学校振興会で調べましたところが、高校に入るための受験料なり入学金等が、平均して八千九百円くらいかかるというので、一萬円にいたしましたし、大学の方も二萬五千五百九十二円

かかるというので、二萬五千元にいたしましたのでありますが、この額は適当な額であつたと思ひますが、先ほど申しましたやうに、一万人と四千人のものに公平に貸し付けなくてはならぬということになりますと、総額が二億円になるのでございまして、従ひまして、一億円の増額しかできなかったものですが、残念ながらあきらめざるを得なかつた。しかしこれは最も必要な要望でございますから、將來大いに努力をして参りたいと思ひます。

○八木(一)委員 ここに与党の尊敬する先生方がおられると思ひますが、こんなものを削除されたことについて、は、与党の先生方も非常に憤慨をしておられるのではないかと推察をしておられます。これはかきかたつたから、母子家庭で一生懸命育てた子供さんが、高等学校なり大学に入学したいけれども、受験料とか入学金とか、そういういろいろなものが払えないで、素質を持ちながら高校進学を断念せざるを得ない。御主人がなくなつて子供さんを育てて、その子供さんが社会であるいは家庭でしあわせになるやうな素養をつくるため、学校に入りたいというものが、だんなさんがなくなつてから何十年かのお母さんの悲願だろつと思ひます。それをこのやうな金で断念をしなければならぬということになつたら、そういうことができないのだつたら、母子家庭のことを政府が考えているというこれは言へた義理ではないと思ひます。たつた二億円で、児童局では、二億円という金額に對して、一億円に削られたからできないと言われるが、全体の予算から見れば、二億円が一体何ですか。ことしこれを

きめられないと、ことしの入学者には間に合わない。ここで委員会の御賛同を得たら、これを入れる修正をわれわれはしたいと思ひますし、そのくらいのことば、政府に、予算の中で予備費がたぐさあるわけですから。予算が、冷酷な大蔵官僚にそれが入られなくて、国会が修正をすれば、これはどうしても出さなければならぬ。そういうことについて、政府の立場でありまするけれども、われわれがこれを修正をする場合に、厚生省の方は、ほんとうによく厚生省の考えの通り修正しようと思つても、大蔵省ににらまれることをおそれて、今回だけはそれならな

いようをお願いいたしますというやうなことを、自民党の有力な委員諸公に逆なお願ひに上がるやうな妙な傾向が前にあります。児童局はよもやそういうことはないと思ひます。西村厚生大臣はよもやそういうことはなさらないと思ひますけれども、そういうことではなしに、政府側、厚生省側としても、これが行政上非常にいいことというやうな意味で空気をよくするやうに、厚生大臣や局長が御努力になるかどうか、一つ伺いたい。

○西村国務大臣 私はそれは必ずしも不賛成ではございません。また厚生省としても要求をいたしましたのでござい

○八木(一)委員 なかなか立場上言えないでしやうけれども、そこをいふ顔、むずかしい顔をなさらないで……こ

これは法律は国会で審議するのですから、きまつたら、予算はどうあらうとも、予備費がそのためにあるのですから、執行しなければならぬ。われわれは努力しますから、厚生省は少なくともじやまをしない。それからできる範囲で、厚生省も自分の方の悲願が達成できるように、立場の許す最大限度で、厚生大臣や局長も努力されるという事でなければならぬと思ひます。あえて御答弁は、非常にむづかしい顔をなさつたようにお困りでございましょうから、求めはいたしませんけれども、そのような気持であると私どもは推察をして、その問題を進めて参りたいと考えているわけであります。

その次にも一つ、その審議会の中で、貸付全般についての保証人の問題が論議になりました。大体貸借関係では、担保とか保証人というよりなものが普通一般にあります。しかし、そういうような普通の貸借関係、そういうようなものでこの母子福祉資金の貸付というものを律してはならない。そのことについて厚生大臣のお考えを伺いたい。

○西村国務大臣 だいが経過もあるようです。政府委員から答弁いたさせます。

○八木(一)委員 経過もあるようです。政府委員のお話はまだ伺いますけれども、この母子福祉資金の貸付というよりなものは、ほんとうに気の毒な人です。それで大体貸し人です。ですから、自分自体に担保にするような財産であるとか、それから気やすく保証人を頼めるような、そのような保証人となつても平気だというよりな財産なり、そういう経

済的な能力のある人に近づきの少ない人、保証とか担保とかいうことができない人、そういう人、そういう人、そういう人、その人たちが生活に親しんで、何とかよりよき生活を建設できるようにしようというこの貸付の法律が、一般的にほんばんもける人たちが、一般的に財産をたくさん持つて、工場をたくさん持つて、敷地を担保に建物を持って、もうけてそれを返すという能力のある普通の人の貸付条件と同じように、そのような担保とか保証人とかいうよりなものを、普通の貸借関係の条件を、絶対不可欠なものとして、こういうよりな母子家庭に對する貸付の制度を考えること自体が、間違ひであらうと思ふ。一つ、根本的な理念についての西村厚生大臣のお考えを伺いたい。

○西村国務大臣 御説のように、これはもともと金のない人に貸すのでござい。従ひまして、すべての事情からいしましても、一般の貸付とはおのずから違ふなければならぬ。貸付とはおのずかしいことを言つて貸さぬように貸さぬようにすべきものではなく、なるべく貸すように貸すようにすべきものであらうと私は考えます。しかしながら、今までどういふ経過をたどつてやつておつたかというのを私は存じませんから、今申し上げましたが、精神としては貸せるように貸せるようにすべきであらう、私はかように考えて運用をしたいのでござい。

○八木(一)委員 お気持は大へんけっこうでござい。それで局長の方の経過の御説明を伺います。

○黒木政府委員 社会保障制度審議会で八木委員の御意見がありましたか

ら、さつそく立法当時の文獻をいろいろ読んでみましたところが、法案審議の際に、特に保証人の規定に關して大いに論議が戦わされて、結論は、貸付制度である以上は、保証人を立てることが要件となることはやむを得ないであらうということ、こういふよりな条件になつたといふふうな記録がござい。しかしこの運用におきまして、この保証人の制度が、母子家庭に對する貸付を阻害しないように努力をせよといふよりなこと、その意を体しまして、先ほど申しましたが、償還金の支払い猶予とか、償還金の返還免除とか、あるいは借り受けをする者の相互保証といふよりなこと、できただけ御趣旨の線に近いように運用をして参つたわけでござい。もちろん人間的担保を排除いたしましたのも、御説のように、こういふ物的担保のない人たちにござい。それから、保証人であるかといふよりなこと、物の担保を排除したのも、そういう八木先生の御趣旨に沿うのではないかと思ひます。ただ、これは財務当局の方面でも、貸付制度である以上は、やはり保証人を立てないと、償還の意欲なり責任感といふよりなものが乏しくなるのではなからうか、しかもこの償還金が、他の母子家庭に對する財源になるわけにござい。それから、そういう意味のお互いが協力するといふ精神からもやむを得ないのではなからうか、こういふことで現在に至つておるわけでござい。またいろいろ御意見もあるようでございますから、検討させていただきます。

○八木(一)委員 経過は伺いました。貸付制度であるから、実際に合わないけれどもやむを得ないであらうというものが、立法のときの趣旨だといふよりなこと、それが普通、行政的に考えられて立法せられるときの普通の形式です。これ自体が普通の形式では困ると思ひます。貸付制度であるから、保証人を立てることはやむを得ない。やむを得ないといふことは、実態に合わないといふことを考えながら、貸付制度といふ言葉にとらわれて、今までの既成の法律概念の、強いていば、金持ちがますます苦しい人、困つた人たちはますます苦しい生活をしていかなければならぬ、望みは薄いといふ世の中、こういふ今までのやり方を認めていふのです。金を持つて連中なんか貸す必要はない。保証人の人から借りればよい。担保物件がある人は、それを売ればよい。担保物件がない人は、担保がなく、保証人をとりにくい人だからこそ、国の公的な貸付制度が必要なんだ。それにもかかわらず、一般私法上の概念、強い者は勝ち、弱者は負け、強いは勝つ、弱者は負けるというよりな概念、国家のこのよりな法律のときにも、実態はそれと合わないことを考えながら、やむを得ないといふよりなことを考える、そのよりな立法精神が間違ひだ。これはこの問題だけで大きな声を出して、少しお気の毒に存じますが、国家の今の立法全体がそう。強い者はどんどん金持ちになるように、金持ちがどんどん金持ちになるように、貧しい人はいつまでもたつても上がらないように、そのよりな貸付は担保がなければいけない、保証人がなければいけないといふよりな条件がある。

出ておりました。それはいいです。ところが、それは絶対量が足りなくて入れない。ほかの方へ行つたらどうか。第二種に入れない人が第一種に入らうと思つたら、一定の収入がなくては入れない。公庫の住宅に至つては、一定以上の収入がなければ受け付けもしない。ところが、それよりほかのところ、家を借りた方が高いのです。第二種に入れない人は、その次には第一種に入れない。第一種に入れない人は、次の住宅に入れない。ところが、それは大きな金が必要で、収入がなければ入れない。そうしたら、ほかのところ、借りればさつと定額といふならいいのです。ところが第一種よりもその次のものは高い、そういうふうになつて。貧乏人は貧乏になり、苦ししい人は苦しさが直らないといふより、行政も立法もなつて。ですから、こういふことについては既成概念にとらわれていたくない。日本じゅうの法律がすべて間違つた法律なんだ。

○八木(一)委員 経過は伺いました。貸付制度であるから、実際に合わないけれどもやむを得ないであらうというものが、立法のときの趣旨だといふよりなこと、それが普通、行政的に考えられて立法せられるときの普通の形式です。これ自体が普通の形式では困ると思ひます。貸付制度であるから、保証人を立てることはやむを得ない。やむを得ないといふことは、実態に合わないといふことを考えながら、貸付制度といふ言葉にとらわれて、今までの既成の法律概念の、強いていば、金持ちがますます苦しい人、困つた人たちはますます苦しい生活をしていかなければならぬ、望みは薄いといふ世の中、こういふ今までのやり方を認めていふのです。金を持つて連中なんか貸す必要はない。保証人の人から借りればよい。担保物件がある人は、それを売ればよい。担保物件がない人は、担保がなく、保証人をとりにくい人だからこそ、国の公的な貸付制度が必要なんだ。それにもかかわらず、一般私法上の概念、強い者は勝ち、弱者は負け、強いは勝つ、弱者は負けるというよりな概念、国家のこのよりな法律のときにも、実態はそれと合わないことを考えながら、やむを得ないといふよりなことを考える、そのよりな立法精神が間違ひだ。これはこの問題だけで大きな声を出して、少しお気の毒に存じますが、国家の今の立法全体がそう。強い者はどんどん金持ちになるように、金持ちがどんどん金持ちになるように、貧しい人はいつまでもたつても上がらないように、そのよりな貸付は担保がなければいけない、保証人がなければいけないといふよりな条件がある。

さつき大原委員から住宅の問題が出て、第一種、第二種公営住宅の問題が

出た。それはいいです。ところが、それは絶対量が足りなくて入れない。ほかの方へ行つたらどうか。第二種に入れない人が第一種に入らうと思つたら、一定の収入がなくては入れない。公庫の住宅に至つては、一定以上の収入がなければ受け付けもしない。ところが、それよりほかのところ、家を借りた方が高いのです。第二種に入れない人は、その次には第一種に入れない。第一種に入れない人は、次の住宅に入れない。ところが、それは大きな金が必要で、収入がなければ入れない。そうしたら、ほかのところ、借りればさつと定額といふならいいのです。ところが第一種よりもその次のものは高い、そういうふうになつて。貧乏人は貧乏になり、苦ししい人は苦しさが直らないといふより、行政も立法もなつて。ですから、こういふことについては既成概念にとらわれていたくない。日本じゅうの法律がすべて間違つた法律なんだ。

会というものが強硬な申入書を総理あるいは厚生大臣に提出した。せっかく厚生大臣が、この医療費問題を何とかうまく、円満に解決しようというふうなことで出された新構想だったと思ひますけれども、その構想も早や挫折した、こういう事態が発生をいたしたわけです。これは国民の健康を守り、国民の医療の問題を解決するためには、きわめて重大な問題だというふうに考えるわけですが、こういう事態に對しまして、所管の厚生大臣としてはどういふふうにお考えになりますか、ますます一つ御所見を承つておきたいと思ひます。

○西村国務大臣 今、河野さんが述べられましたように、私は、実は当委員会におきましても、例の懸案の臨時医療報酬調査会法案の取り扱ひにつきましては検討中というふうなことを申し上げたのでございませうが、政府といたしまして、法案の提出をするか不提出にするかという時期が過ぎましたので、いよいよ諸般の事情を考慮いたしまして、この国会には提案をしないという決心をいたしましたとともに、それに対応いたします私の考えを、実は御答申をいただいた社会保障制度審議会の委員の方々にも御説明して御了承を得たいために、先般話し合ひを二回ほどしかけたわけでございませう。いろいろな御質問が各委員からございませうが、私といたしましては、いろいろ申し述べまして、実は了承を得られるというふうに思つておつたのであります。しかし、委員の方々が後ほど寄りましたいろいろな御相談なされた結果でございませう、ああいふ申し入れをされたことは事実でござい

ます。私が考えるのは、調査会法案は、そのものが答申にはないわけでありまして、答申の中には、医療をやはり根本的に解決しなければならぬ、従つて、医療報酬の何か算定の基礎になるようなものを研究するとともに、やはりルールをやらなければならぬというふうな精神を盛り込んでおるのでございまして、たゞ法的に調査会法案というよりなものを提出することができなかったとしても、その御趣旨を十分体していろいろな施策を考えるからというところで、私は代案と申しますか、私の考える案は提示いたしましたのであります。あゝいふような結果になつた次第でございませう。しかし、もう一方、当時中央医療協議会についても答申を同時にいただいたのであります。しかも中央医療協議会の方は、答申を十分尊重してそれに基づいて法律として提案をいたしまして、それは通過をし、すでに法律として現存しておるものであるから、これはそれだけで開かなければならぬし、また、それはそれだけで十分目的があるのだから、こういうことで臨んでおりまして、あの委員の一部分の方々が、やはり調査会法案を出さなければと、こういうことであつたので、私も多少所見が違つたのであります。いずれにいたしましても、今私が最も力を入れなければならぬことは、やはり現在法律として制定されておられます、しかも昭和三十六年の十一月から一年になんとなつて、間、まだ開くことができない中央医療協議会が、すみやかに開きたい、かように考へて、関係団体につきましては、今後といへども極力いろいろお勧めを申し上げ、私も努力をするところであります

すが、不幸にいたしました多少審議会の方々から遺憾の意を表され、再考を求められておるようなことであります。が、その再考というふうなことにつきましては、全然考えないわけではございせんが、法律としてこの国会へ提案するといふことは事実上やはり困難なことであるので、これを提出するといふよりなことは、私は今考へてはおりませう。しかし、中央医療協議会に對しましては、これはでき得るだけ関係団体を説得いたしまして、その開催ができるようにといふことは、これは私の責務でもございませうので、今後十分努力していきたい、かような氣持でたゞいたしたいわけでございませう。

○河野(正)委員 三十六年の十一月中央医療協が改組されて、今日まで発足を見るに至らぬ。そこで大臣としても、何とかして中央医療協議会の発足を実現したいというふうなことから、今回の新しい構想に基づきます提案が行なわれたのであらう、そういうふうには私は理解いたすわけでございませう。ところが、今も御指摘を申し上げましたように、社会保障制度審議会の強硬な申し入れが行なわれ、そのために、この医療行政を正常化したとする中央医療協議会の発足というものは、大見通しが立たないような状態になつたのではなからうか、そういうことを感ずるわけですか、ところが、当面して、この四月には、新案採用に伴います結核の治療方針の改正、あるいはまた九月には、もう予算では決定をいたしてございませうけれども、地域差の撤廃の問題、あるいは今後はい

にしまして、医療担当者にいたしましても、厚生大臣が関係団体に代表者を送つてもらふという組織になつておるのでございませう。そこで関係者の方々が、いや、僕は送らぬよ、やり方が好かぬから送らぬよ、こゝろ言われればきめ手がない法律になつておるのであります。これは厚生大臣の不徳のいたすところと言へばそれまででございませう。ところが、そのみならず、それは別といたしまして、厚生大臣が一つ代表を送つてもらいたい、甲の団体が、いやそれは困るよ、こゝろ言へばこれは成り立たないのでございませう。従ひまして、最終的にせつかくおきめいただきましたこの法律は、厚生大臣が医療費の決定はあるけれども、厚生大臣は、この役所だけでやるのはあまり民主的でないから関係団体の意向を聞くといふ、せつかくこの国会の意思の反映でございませうが、それが行なわれないのだというふうになりますれば、これはまた、そのときにおきまして別途の考え方を私としてはしなければならぬ。そのために、あれはあくまでも諮問機関であります。諮問機関がでないために、行政をおろそかにするといふことはできませんのでございませうから……。しかし、まだその段階でございませうので、私は最終まで努力を傾けたい、私自身の心境はたゞいまそゝういふ次第でございませう。

○河野(正)委員 ところが、実は、この医療報酬調査会法にかかわるべき機関として、大臣は、省令で学識経験者若干名に医療報酬算定の基礎になる問題の検討を委嘱しよう、こゝろいう一つの構想と申しますか、こゝろいうものを表明された。ところが、この新しい機

が、不幸にいたしました多少審議会の方々から遺憾の意を表され、再考を求められておるようなことであります。が、その再考というふうなことにつきましては、全然考えないわけではございせんが、法律としてこの国会へ提案するといふことは事実上やはり困難なことであるので、これを提出するといふよりなことは、私は今考へてはおりませう。しかし、中央医療協議会に對しましては、これはでき得るだけ関係団体を説得いたしまして、その開催ができるようにといふことは、これは私の責務でもございませうので、今後十分努力していきたい、かような氣持でたゞいたしたいわけでございませう。

○河野(正)委員 三十六年の十一月中央医療協が改組されて、今日まで発足を見るに至らぬ。そこで大臣としても、何とかして中央医療協議会の発足を実現したいというふうなことから、今回の新しい構想に基づきます提案が行なわれたのであらう、そういうふうには私は理解いたすわけでございませう。ところが、今も御指摘を申し上げましたように、社会保障制度審議会の強硬な申し入れが行なわれ、そのために、この医療行政を正常化したとする中央医療協議会の発足というものは、大見通しが立たないような状態になつたのではなからうか、そういうことを感ずるわけですか、ところが、当面して、この四月には、新案採用に伴います結核の治療方針の改正、あるいはまた九月には、もう予算では決定をいたしてございませうけれども、地域差の撤廃の問題、あるいは今後はい

にしまして、医療担当者にいたしましても、厚生大臣が関係団体に代表者を送つてもらふという組織になつておるのでございませう。そこで関係者の方々が、いや、僕は送らぬよ、やり方が好かぬから送らぬよ、こゝろ言われればきめ手がない法律になつておるのであります。これは厚生大臣の不徳のいたすところと言へばそれまででございませう。ところが、そのみならず、それは別といたしまして、厚生大臣が一つ代表を送つてもらいたい、甲の団体が、いやそれは困るよ、こゝろ言へばこれは成り立たないのでございませう。従ひまして、最終的にせつかくおきめいただきましたこの法律は、厚生大臣が医療費の決定はあるけれども、厚生大臣は、この役所だけでやるのはあまり民主的でないから関係団体の意向を聞くといふ、せつかくこの国会の意思の反映でございませうが、それが行なわれないのだというふうになりますれば、これはまた、そのときにおきまして別途の考え方を私としてはしなければならぬ。そのために、あれはあくまでも諮問機関であります。諮問機関がでないために、行政をおろそかにするといふことはできませんのでございませうから……。しかし、まだその段階でございませうので、私は最終まで努力を傾けたい、私自身の心境はたゞいまそゝういふ次第でございませう。

○河野(正)委員 ところが、実は、この医療報酬調査会法にかかわるべき機関として、大臣は、省令で学識経験者若干名に医療報酬算定の基礎になる問題の検討を委嘱しよう、こゝろいう一つの構想と申しますか、こゝろいうものを表明された。ところが、この新しい機

関、省令に基づきます機関、これに對しまして、医師会を初めとしたしまして齒科医師会、薬剤師会、こういふ三師会では、診療担当者が加わらぬ機関は承服できぬと言つて、これもまた反対の声明を発表しているというふうに新聞では報道されている。そうしますと、この問題の解決は、一体どこに突破口を見つけて解決していくのであらうかというようなことを、私も内心非常に憂慮するわけでありまして、今は社会保障審議会が強硬な申し入れをした、そのために暗礁に乗り上げたというところでございまして、けれども、ところが一方、診療担当者の方も、診療担当者が加わらぬとの西村厚生大臣の新機関の提案には賛成できない、こう言う。またこちらの方でも反対の声が起る。そういうことになりましたと、一体これはどういふところから、国民の健康を守るための医療問題が解決するのかというようなことを、国民の健康という問題、医療という問題は非常に重大な問題でございまして、そういう意味で私も非常に心配いたすわけでございます。全くお先まつ暗だといふふうな表現を使うことがいか悪いか存じませんが、そういう言葉を使った方が適切ではなからうかというふうな感じを持つわけでございますが、大臣、大体見通しとしては、どういふふうな見通しを持っておられますのか、一つこの際お伺いを申し上げます。

○西村国務大臣 あのとくに医師会と新聞の誤報だと思ひますが、別な問題から言つたのでありまして、医師会の方は、私が提案したそのことにつきまして、あまり反対はないのであります。別な問題で反対をしたのであります。私の提案で自身ではないのであります。しかし、いずれにいたしましても、厚生大臣が医療問題につきまして研究機関を持つて十分やりたといふことは、当然私がやらなければなりませんから、これは協議会とは別個な問題で考えてもいい問題でございまして。しかし、協議会が、行政を進める上におきましてやらなければなりませんから、これにつきましては、私は今後とも支払い団体の方につきましても、医療担当の方につきましても、努力を傾けるつもりでございまして、今直ちにそれが不成功だろ、こう私は即断はいたしておけませんし、私自身としても努力をするつもりでございまして。審議会の方々は、どういふ考え方を知りますが、ああいう声明を出しました、あれはあれとして調査会法——中央医療協議会というのがある法律にあるのでありますから、しかもそれは同じように答申をいたしたものであります。私の所期したのは、審議会の方々も、なぜ法律を施行しないのだ、こういふことを言つてもらうのじやないかと実は思つておりましたが、それは一つも触れなくて、出してないではない、法律を出し得ないという、法律のみやんやん言つておつて、私個人としてはちよつと意外に思つたのでございまして。もちろん調査会法案を提出して、そうしてそれがいろいろなルールをきめられるということなら、それはそれでいいわけでございますけれども、

それは法律でございまして、政治情勢によつて私がみずから判断して出さない、従つて、目的はあくまでも答申の御趣旨には沿つていろいろやるのだから、こう申し上げたのでございまして、あのようにになりました。しかし、それはそれといたしまして、協議会の開催につきましては、私は両者に今後いろいろ力を尽くし、しつとして最終的にこれが結果を見まして、またその結果によつて考えなければならぬ、かように私は思つておる次第でございまして。

○河野(正)委員 国民の健康の問題でございまして医療問題でございまして、大臣がきつめて終始御努力を傾注されておられます熱意には敬意を表するのでございますが、先ほど御指摘を申し上げましたように、四月には、当面して新薬採用に伴います結核の治療針の改正、そういうものを控えておるわけですね。これは今までも、新薬については大臣が決裁をされてやられた実例もございまして。ところが、この九月の医療費の地域差撤廃については、これは医療費の問題ですから、やはり中央医療協議会にかけないと工合が悪いのじやなからうかという感じもいたします。それから、さつきも御指摘申し上げましたように、医療費の改善と申しますか、値上げと申しますか、そういう点につきましては強い要望等がございまして。これも当然中央医療協議会にかけなければならぬ。そこで長い目で望みを捨てず説得に当たるのだ、こうおっしゃつておられますけれども、今申し上げるようになりますに、当面して具体的な問題が横たわつておる。その問題を何とか解決しなければ

ならないということでございますから、ただ望みを捨てずに説得工作を続けるということだけではなく、やはり説得工作を続ける以上は、何とかうまくまとまるという確信がなければならぬと思つておる。それも今申しましたように、具体的な問題が横たわつておりますから、やはり緊急を要すると思つておる。そういう点について、この際大臣の方で、見通しがあるかないかといふことを明確にしたいだかないかと、国民の不安というものは解消せぬと思つておる。この問題については国民もかなり重大な関心を持つておりますから、一つそういう点に對しまして見通し、あるいはまた御所見等がございしますなら、この際国民の前に明らかにしていただきたい、かように考えます。

○西村国務大臣 見通しと申しましたも、実は私は、正直なところ、審議会の方がああいう結果にならうとは思ひなかつたのであります。従ひまして、今後両者に御勧めするわけなのでございまして、これはここで私が努力すると言つても断定はできないと思つておるわけでありまして。私は自信があることにはなつても、またこの間のいろいろな自信がないと言つてもいいかもしれません、これはもう努力すると言つて以外に、現段階ではちよつとお答えしようがないような次第であります。

○河野(正)委員 歴代の厚生大臣もそうでございますけれども、やっぱり医療問題を解決するといふ姿勢に、かなり問題はあつたのじやないか。と申しますのは、今日までも終始そういう形で

経過いたしました、たとへば三十六年の十一月には医療協の改組を行ないました。ところが特定の団体の反対があつて、それがおもしろいのか。それでまた大臣が、何とかうまく解決しようといふことで新構想を示しておると、また反対の声が起つてきてしまふのか。私はこれはもう大臣がほんとうに国民医療を守る、健康を守るというきざんたる態度を示す以外に解決の道はないと思つておる。今のうちにあつちから反対があり、こつちから反対があればその都度よろめくような格好では、国の完全な医療行政の遂行は困難である、私はこういふふうに思つておる。そういう意味で、私はやはり、この際一つ国民の健康を守るんだという立場に立つたきざんたる態度をお示しになる以外に解決の道はないのじやないか、こういふように考えるわけですね。そういう点に對しまして大臣のきざんたる決意のほどを一つ何つておきたいと思ひます。

○西村国務大臣 河野さんのきざんたる態度というのはいくわかります。言外の意味がわかります。わかりますが、今それを具体的に言うことはどうかと思ひます。従ひまして、そういう方面において、しかし円満に解決するといふことは、最も大事なことでございまして。いろいろな面を考えまして、もちろんほつておくわけにはいきません。きざんたる態度で十分やるつもりでございまして。

○河野(正)委員 いずれ、この問題は重大な問題でございまして、さらに機会を見つけて一つお尋ねもし、お伺いをして参りたいのでございまして、

そういうような医療費問題に関連を
て、この際所信を明らかにしていただ
きたいのでございます。それは、去る
二月四日の新聞によりますと、診療
報酬請求事務の簡素化について、厚生
省が目下検討しつつある問題点を明ら
かにされた点でございます。もちろん
この事務簡素化の問題は、当委員会に
おきましてもしばしば論議が集中され
て参りました。また日本医師会等の四
つの要求の一つの柱でもあるようでござ
います。最近請求事務が非常に複雑
になって、そのために国民の医療、診
療というものがかえっておろそかにな
る、そういうふうな懸念から、医療担
当者の中から一つ簡素化してほしい
という強い要求等もあるようでござい
ます。しかし、この事務簡素化という
問題は、それぞれ関係者があるわけで
ございまして、そういうそれぞれ
の関係者が十分納得の上で実行に移され
るということではなければならぬとい
ふに私は考えるわけですが、そこで、
この事務簡素化という問題が及ぼす影
響というものはいろいろあるわけ
です。そういう影響のある関係者が、十
分納得するということで実現されなけ
ればならない。そこで私はこの際、今
厚生省が検討されております請求事務
の簡素化、こういう問題について一つ
この委員会におきまして明らかにして
いただきたい、かように考えます。

厚生省でもいろいろなことは研究いた
しておりますが、まだ確固たる成案が
何もあるわけではございません。ま
た、医療担当の方、何かいろいろ
やっておるようであります。また支払
者団体の方も、これにつきましても御
意見がありましよう。従いまして、私
は、でき得るならば厚生省が中心にな
りまして、医療担当者、支払い団体の
方々とも御相談して簡素化の方に持っ
ていきたい。年々歳々この支払い事務
はふえるのみでございます。従いまし
て、やはり一定の人数で支払い事務だ
けふれば、従事員の方々にいたしま
しても労働過重になりますし、またお
医者の方々にしても、非常にならない
仕事をやるわけではございますから、ぜ
ひとも一つ簡素化したい。しかし、そ
の方法いかんということで、ほんとう
にどうしたらいいというふうなことは、
まだちつとも出てきていないので
あります。それは乱暴な計算をすれば
いいかもしれませんが、一方やはり医
療の正確ということはあるわけでござ
います。これを簡素化したらどうい
うにやるかという問題は一つの問題
点でございますが、簡素化したらどう
だということ、よくよく一つの大き
な世論になっておるかと思ひます。か
ら、私は支払者団体あるいは医療担
当の方にも連絡をとりつついきたいと
考えて、せっかく努力をしかけておる
ところでございます。

○河野(正)委員 一部の紙上では、具
体的に、こういう面について簡素化を
やったらどうかというふうな試案等も
発表されておるようであります。それ
は最終的決定ではないでしうけれど
も、こういう場合についてはいろいろ
ふりな簡素化、こういう場合について
はいろいろふりな簡素化をやるという
ふうな荒筋は、すでに発表されておる
かのように理解するわけですが、そう
いう点はいかがでございますか。
○西村国務大臣 私はちよつと見ただ
けで、まだあの全体につきましても見
ておりませんが、たとえば千円以下は大
ざっぱにやつたらいだらうとか、ほ
んとうの思いつきのようなことから出
ておりません。従いまして、これは今
後の問題でございますが、可及的すみ
やかに簡素化の道に持っていきたい。
私の知っている範囲内では、今やつて
いるのは思いつきの程度しか出ており
ません。

○河野(正)委員 現在では思いつきの
範囲を出ておらぬということでござい
ますけれども、それは別として、一応
簡素化が行なわれる際に考えられるそ
の方法としては、大体大別して二つの
方法があるというふうなことを考へるわけ
です。その一つは、今大臣からお話
がございましたように、請求いたしま
す一件々々の内容の簡素化ですね。こ
れは今大臣からもお話がございました
ように、非常に金額の少ないやつは、
内容的に簡単にやっていくというふう
な問題があると思ひます。それからもう
一つ考えられます点は、長期にわたる
疾病の場合には何カ月かまとめて請求
すればよろしいというふうなことで、
件数自身の簡素化、たとえば毎月々々
請求するものは三カ月に一ぺんでは
よいということになれば、それで一件
だ、そういうふうな簡素化ができる。
そういう点が、実は今具体的に決定は
ないといひましても、大体考えよう

とすれば考えられるということになら
うと思ひます。
そこで、もちろんこの簡素化が医療
担当者等にとって非常にけつこうなこ
とであることは、今大臣からもお話が
ございましたように、私も否定す
るものではございません。そこで、
きよりは若干角度を変えて、実際にそ
の事務を担当いたします支払基金、こ
ういふ機関との関係について一、二お
伺いをいたして参りたい、そういうよ
うに考えます。
その際一つ問題となります点は、こ
の一件々々当りの内容そのものが簡
素化されましても、非常に事務量が軽
減されるということになると思ひま
す。その際、今まで一件当たりの事務
費というものは、それぞれ変動はござ
いますけれども、その点については後
ほど若干触れますが、現在の段階にお
きましては十一円五十銭、ところが内
容が簡素化されて、事務的に負担が軽
減されるというふうなことから、そう
いふ事務費単価に影響が及ぼされな
いかどうか、こういう点は直ちに問題に
なる点でございますから、そういう点
についてはどういふふうにお考えにな
りますか。これは支払基金の理事長が
御出席でございますから、理事長から
一つお伺いをいたしたいと思ひます。
○久下参考人 事務簡素化につきまし
てのお尋ねでございますが、先ほど来
大臣からお答えのございましたように、
私もそのとおりでございます。簡素化が具
体的にどういふふうな決定されるかと
いうことにつきましては、まだ何も
伺っておらないのでございます。た
だ、お尋ねがございまして、御参考
に、今まできわめて事務的に、成案ま

でいかに程度でいろいろ私も御相
談を受けております機関がございま
す。そういう点についての経験をお話
してみたいと思ひます。
いろいろな角度から簡素化というも
のを、先ほどお話しのようにどうい
う方法で簡素化するか、どういふ立場で
簡素化するかというふうなことがあり
まして、必ずしも支払基金の事務とい
たしましては、簡素化したから減るの
ではなくて、むしろ支払基金の事務と
してはふえるような試案さえあつた経
験もございまして。さういふ関係で、実
は今、当然に簡素化が行なわれれば支
払基金の事務量が減り、さらに事務費
の方に影響があるだらうというふう
なお話でございますが、そういう簡素
化の案も出てくると私は思ひます。そ
の辺につきましても、これは厚生省が
中心で当然お考えいただくことでござ
いますし、そういう場合につきましま
して、今までの経験から申しますと、常
に私どもの方々内々の御相談をいた
しております。その辺のことも十分厚
生省としては御考慮の上で、御決定に
なるものと考えておるわけでありま
す。そういう場合には、具体的な案が出
ました場合には、私ももちろん、大
ぜいの人をおかえて仕事をやっており
ます関係もございまして、十分意見
を率直に申し上げまして、そうして御
参考にしていただくつもりでございま
す。
○河野(正)委員 その内々の相談とい
うことは、どういふ相談ですか。
○久下参考人 内々とは申しますのは、
請求事務の簡素化をいたしますと、私
どもの方の仕事にいろいろ影響がござ
います。たとえば、今までの仕事のや

りくりを要していかなければなりませんが、何とかいう意味での影響があるわけではございません。それで、一つの案が出ますと、支払基金としてはこの問題についてどういう考えを持つかという意味での御相談が、公式ではございませんが、あるわけでございます。過去にもございました。そういうことでございまして、そのうち機会に、私どもの方の立場としての御意見も十分申し上げたいという意味でございます。

○河野(正)委員 実はずっと以前からの資料もございまして、昭和二十五年以降の事務費単価及び職員一人当たりの取り扱い件数、こういう問題に對する資料を拝見いたしますと、昭和二十五年の五月では事務費単価が十一円、ところが二十五年の十月には十円というふうに一円下がっております。それからまた、二十七年におきましては十一円五十銭、二十八年におきましては三十円、ところが二十九年には十二円五十銭というふうな単価がまた切り下げられておる。それからさらに、三十一年から二年にかけまして、十二円から十一円五十銭というふうな単価が切り下げられておる。それから三十四年から三十五年にかけまして、十一円五十銭から十一円、三十七年には、三十六年度が十一円でございますけれども、十一円五十銭というふうな五十銭引き上げられておる。こういうふうな、年々歳々ネコの目が変わるようになり、単価が変動を見ておる。こういう変動を見た理由は一体どこにございましてか。

○久下参考人 御指摘のように、基金創設以来、十数回にわたりまして基金の事務費の変遷がございまして、これは

実はそのときときによつて事情は違つておりまして、一がいには申し上げられないのでございますが、どうして基金の事務費が動くかという前提を申し上げた方がよろしいのではないかとお思います。

支払基金の事務費と申しますのは、法律に基づきまして、請求件数に應じて各保険者に分担をしていただいておりますのでございまして、これは支払基金を運営して参りますのに必要な経費を、まず私どもの方で積算いたしまして、そうして特に職員のベース・アップがございましてと財源の不足を来いたしますので、この程度上げていただきたいということを交渉するわけでございます。多数の保険者がございまして、それぞれ御相談申し上げまして、その御了解を得たところで、一件当たりの事務費単価というものはきまつて参るわけでありまして、時によりまして、二、三年前でございまして、別途積立金を七千五百万円ほど保有しておつた時期もございまして、その際に、それだけ経費が余つておるならば、この際事務費単価を下げたならばどうか、また必要なときには上げたかということ、一時五十銭ほど下げたこともございまして、そのときどきの状況によつて、必要経費を、委託する保険者から見ていただくという建前でおるのでございまして、件数の推移等に應じて、あるいは所要経費の変化等に應じて、そのつど御相談申し上げておるのが変化の理由でございます。

○河野(正)委員 その辺が私どもは納得いかぬわけですね。と申しますのは、戦後ずっと今日までの経済情勢を見て参りまして、物件費が上がる一方で

すね。ベース・アップもそうでございまして、ところが、この必要経費といふことでございまして、当然同じ取り扱い件数にいたしまして、物件費が上がるだけ単価が上がるのが常識ですね。御承知のように、最近の状況を見て参りまして、一人当たりの取り扱い件数は、昭和二十五年におきましては千五百五十七件、それから年々歳々増加して、三十七年におきましては三千八百四十二件、それから超勤等を見込んでこの業務要員一人当たり取り扱い件数を見て参りますと、昭和二十五年におきましては千八百四十件、それが昭和三十七年におきましては四千四百六十八件、その間、取り扱い件数が減少したという例は一例もない。年々歳々ふえるばかりです。でございまして、私がここで疑問を持ちますのは、必要経費の見方に非常に大きな問題があるのじゃないかと、こういうふうな私に判断をさううか、こゝろに申し上げますのは、作業量がふえるわけですから、結局支払基金の歳入がふえるというところは当然でなければならぬ、それだけ従業員がよい仕事をしておるわけですから、しかも一方におきましては、物件費がどんどん上昇していくというふうな情勢でもございまして、それで、歳入がふえなければならぬのは当然なことですが、それに、今申し上げますように、単価を切り下げるというふうなことはどうも理屈に合致しない。要するに、歳入がふえたといふことは、取り扱い件数がふえたといふことでは、結局支払基金の歳入といふのは、単価が上がる取り扱い件数といふことになるわけですから、これは小学校の一年生でもわか

る。ですから、歳入がふえたといふことは、それだけ仕事量がふえたといふことです。仕事量がふえて歳入がふえる、今度は単価を切り下げる。頭はいつも押えておこうというふうなことになる。そのために、従業員ばかりではない、環境の整備もできぬかなければならぬ。そういうことで一体、私に言及をしなければならぬ。そういう点について、私は、基金から出されたこの資料を見て参りまして、納得するわけにいかぬ。一体理事者として、どういう頭でそういうことを今日までながめてこられたのか。私はちよつと常識を疑うのですが、その点いかがでしよう。

○久下参考人 御指摘のように、基金の取り扱い件数は、年々一割程度増加をしておりますことは事実であります。それに対応する人員をどうするかという問題は、基金運営の一番大事な問題でございまして、数字だけをこちらに一人当たりの取り扱い件数が非常にふえておりますことも事実でございまして、今、数字的にははつきり申し上げられないのでございまして、私どもとしては、事務の運営の方法につきましては、できるだけ能率的に間違ひのない仕事のできますように、私の方では業務規程と申しておりますが、これを毎年検討し、次々と改正をいたしております。こういうことによりまして、職員の仕事量の負担を実質的に軽減するように計らつておるわけでございます。さらにまた、これはまだ数は少ないのでございしますが、一、二、三、

数十万円いたします会計機を購入いたしました。これによつて支払関係の事務その他統計、あるいは給与関係の計算等のことには役立たせておりますが、これはまだ総数二十台ほどしか整備してございせんけれども、こういうものを整備いたしました。そのための人員は相当節減になるものであります。そのための定員減はいたしております。さうなことで、職員がだんだん年数がたちますと仕事になれて参りますことが一番基本でございまして、一方におきまして、今申し上げたような二、三の点につきまして、常に事務の能率化、簡素化につきましても検討いたしております。今御指摘の数字のままだが、全部職員の事務負担になつておるとも考えておらないのでございまして。しかし、これは今までの、昨年度までの経過でございまして、昭和三十七年度、本年度予算を計上するにあたりましては、これらの点につきましてもいろいろ各方面から御指摘もございまして、また私どもの方の内部の理事会におきましても、河野先生のお話のような御指摘が相当ございまして、そこで本年度の予算を編成するにあたりましては、こういう考え方でやつたのでございまして、これも御参考に申し上げますが、御承知のように、基金の取り扱い件数は毎月非常な増減がございまして、そこで、少なくとも大体最低の取り扱い件数の月を押さえて、これをその間は定員で見えていく。それ以上を越えま

るだけふやさないような方法を、本年度の予算といたしましてとつたわけでございます。私どもとしては、来年度予算、まだ決定いたしておりませんけれども、こういう考え方をやはり続けて参りたいと思ひますし、先ほど来申し上げました業務規程の實質的な改正によります事務の負担の軽減等につきましては、現在も、十項目ほどにわたりますて鋭意検討を進めて、近く成案を得る見込みでございます。

○河野(正)委員 これは機械化あるいはまた運営方法の改善等によつて、職員労働過重というものを防止しておるといふお話ですけれども、それは幾分か機械化によつて防止されるでしょう。しかし、昭和二十五年の千八百四十八件が、三十七年におきましては四千四百六十八件というふうに、倍以上に取り扱い件数が伸びておるわけですから、そういう一部の機械化やあるいは運営方法の改善等で、労働過重が全面的に解消されたというふうには理解しがたいと思ひます。これはぜひ一つお認め願ふねと私も困ると思ひます。

そこで、今のような格好で推移をいたしていきますと、巷間では豊作貧乏という言葉がござりますが、仕事はすればするだけ、結局従業員は損しなればならぬ。これは魚屋やあるいはお百姓さんと違ふわけですから、やはり労働者にそれだけの負担がかかればならぬといふことは、今政府でも非常に強く考へておられる点でございます。そこで私は、今のような運営についてはどうも納得いきませんし、この点は非常に問題点が起つてくる可能

性がございます。それなら一体、今事務費単価というものが一件当たり十一円とか十一円五十銭だとかいわれておりますが、そういう十一円や十一円五十銭という単価はどういう根拠できたのか、その単価の出で参りました根拠について一つお示しをいただきたい。

○久下参考人 事務費計算の根拠についてのお尋ねでございますが、先ほど申し上げましたように、必要な経費を件数で割りまして、保険者から委託費としていただくというのが基本的な建前でございますので、まずこの必要な経費というものが問題と云へば問題でございます。職員の給与をどういふふうにするか、どの程度のベースにするか、あるいは先ほど御指摘のございました、いろいろ郵便料が値上げになったり、あるいは鉄道運賃が値上げになったり、あるいはいろいろ物件費がふえて参ります。そういうものをどう見るかということにつきましては、その都度毎年々々予算を編成する際に、必要経費を私どもとしては積算をいたしまして、足りない場合には、これだけ値上げをしていただきたいといふようなやり方です。科学的根拠はないといへばないのかもしれませんが、ずっとそういう経過で参っております。

○河野(正)委員 その点が、やはり私は非常に問題だと思ひます。一方的に当局側が、これだけが必要経費だ、そこでその必要経費を取り扱い件数で割つて単価を割り出されますと、ここに非常に重大な問題があると思ひます。と申し上げましますのは、仕事をよく

いすればするだけ単価が安くなる。先ほど申し上げましたように豊作貧乏になる。そこでやはり必要経費といふものは、たとえば能率を上げていくためには、職員に対してはどういう処遇をやらなければならぬ、あるいは職員に對しては厚生施設の面についてはどうあるべきか、あるいはまた、基金の施設についてはどういふ改善をやつていかなければならぬかといふような一切の計画の上に立つて、そしてそれが必要経費だ、その必要経費を取り扱い件数で割つて一件当たりの単価を割り出すといふことであれば、これは納得できますけれども、自分たちが勝手に職員の処遇はこの程度でよろしい、あるいは基金の施設は老朽化して非近代的な設備でよろしい、厚生施設はどういふように、そういう考え方の前提に立つて必要経費を定める、そして取り扱い件数で割られるといふことは、これはとんでもないことです。そういう結果が出てきておるし、すでに理事会でもそういう意見が出ておるじゃないですか。たとえば、それは退職金の積立金を食いつぶすとか、そういう問題が出ておるじゃないですか。私は、そういうふうな、悪い言葉で言へば独善的な考え方です。いろいろな労働使の問題も円滑にいきますまいし、また実際に基金の使命を達成される上におきましても、十分な能率を上げるわけにいかぬという結果に陥ると思ひます。そういう考え方といふものは徹底的に改めていただかなければならぬと思ひますが、その点いかがですか。

○久下参考人 ただいま河野先生が御指摘になられましたような問題は、私が先ほど申し上げました必要経費として計算いたします場合には、すべて考慮しておるつもりでございます。ただ、組合側の要求があつたものを、全部が全部要求があつたからということでは、積算の基礎に入れるということでは、また反面、いろいろ保険者も多いこととございますので、必ずしもすらすら通りにくい面もございます。私どもの機構については、御承知だと思いますが、理事会というより最高議決機関を持つておりますが、この理事会は、各側の利益代表の方が参加をしておるわけですから、従ひまして、少なくとも私の気持としては、独断でやつておるつもりはございません。そういう方々の御意見につきましましては十分尊重して、経費の計算の中にはそういうものをできるだけ加味するようにやつておるつもりでございます。不十分な点はあろうかと存じますが、そういうつもりで今までやつておるのでございます。

○河野(正)委員 どうも納得がいかなうわけですが、それは私どもは、何も労働組合の代弁をしてここで話しておるのではない。国会議員という立場から、どうあるべきかといふことをここで私は論議をいたしております。そういう前提を御理解願つてもらふねと困る。何か私が労働組合の代表だといふような格好で物事をお聞きになりますと、私に對する答弁といふものもゆがめられると思ひます。私どもは、もちろんいろいろな資料等によつてそういうことを申し上げておるわけですが、今の必要経費といふものにどういふものさしを当てるかといふことについて、いろいろ問題がございましよう。

しかし、少なくとも私どもは、今支払基金で考えられております必要経費といふものが、われわれが客観的に見て納得のいく必要経費でないといふことは、これはもう論議の余地がないと思ひます。と申し上げましますのは、どこに参りましても、あの支払基金が今のような施設でいいといふふうには私は理解しない。私もちよいちよい支払基金の方に足を運びますが、今の施設でいいといふふうには私どもは理解することができない。あれが適切な施設であるといふふうにお考えになるなら、これは私は問題だと思ひます。この点も大いに反省してもらふなければ困る。あれが支払基金として最も適切な施設であるといふふうな判断は、この際改めていただきたい。

それからなお、施設にいたしましては、これは何も組合だけではございませんが、当然施設の改善をしていただく。施設の改善は能率にも関係してくるわけですから、当然やつてもらふなければならぬ。また能率を上げるためには、厚生施設等についてもお考え願ふなければならぬ。あるいは機械化の点につきましても、すでに機械化を実施することによつて相当の能率を上げつつあるかのようなお話でございまして、たけれども、むしろその点については、組合側がもっと機械化してほしいといふような意見もございます。ですから、今の機械化がこの目的に沿うような程度で行なわれておるといふように、私どもも客観的に理解することはできぬ。そういうことで、いろいろ問題があるわけなのです。そういう問題に對して一つ十分耳を傾けていただいて、そしてそういう立場に立つて、今

第一類第七号 社会労働委員会議録第十四号 昭和三十八年二月二十七日

後必要経費というものについてお考え願うならば、私どももけっこうでございます。必要経費の見方というものはどこまでも正しいのだ、独善的な形でやっておられるのかもわかりませんが、しかし、客観的に納得されるような格好で必要経費というものが算定されておらぬというところは、これは私どもはそういうふうには言い切らざるを得ない。少なくとも今の必要経費の見方については、いろいろ仕事も多いわけですから問題がございましょう。そういう点は、私どももわからぬわけではございませんけれども、これはやはり再考の余地があるというくらいは考へ方を持っていたかぬと私は困ると思つて、それとせぬと、私は今後こういう問題を円満に解決するということは、なかなかむずかしい問題じゃないかというふうに考へる。そういう意味で、どういふふうに御再考願つたか、一つあらためて御所見を承つておきたい。

○久下参考人 ただいま具体的な問題を取り上げての御質問でございますから、率直に申し上げてみたいと思ひます。

まず、施設の関係は御指摘の通りであります。私どももいたしまして、実は毎年年度計画を立てまして、そしてこれの改善あるいは改築、新築等をいたすことを考へておるのであります。実は昭和三十八年度の予算をつくるにつかしまして、まずその点を十分御考慮いただきたいということを関係の向きにお願ひしておる最中でございます。ただ、何分にも給与改定の問題もかかえておりますし、あれこれ重なりますために、昭和三十八年度にお

きましては、私どもの希望の通りにどる方面から御了解が得られないようではなほ遺憾に思つております。しかしながら、これもできるだけ一つ実行して参りたいという考へで、これから折衝を続けるつもりでございます。

それから職員厚生費の問題でございます。これも確かに御指摘のように理事会でも御指摘を受けておまして、私どもも機会あるごとに、これは何らかの形でふやしたいという気持は持つております。これまた全体の事務費のワックに影響があることもありますので、私ども自身が考へるような工合にも実はなかなか実行はできない点が多いのでございまして、この点につきまして、私どもも、これでけつこうで十分だということは一つも申しておらないのであります。今後とも努力を重ねて参りたいと思ひます。

それから事務の機械化につきましてお話がございましたが、実は私、申し上げませんでした。先ほど申し上げたのはごく一部の機械化にすぎませんで、こういうことで基金の業務が適正に、あるいは間違ひなく実行できるかどうかという点については、非常な懸念を私は持つております。特に東京、大阪等の大基金におきましては、非常に取り扱い件数がふえましたために、今までのやり方では早晩行き詰まりがくるのではないかと。そういうことも考へまして、昨年の秋から、監督官庁の御了解を得まして、基金本部の中に事務機械化を専念して研究をする係を設けまして、今検討を續けておるところでございます。これは基金の仕事

をできるだけ多く近代的な機械に乗せてやるような方法で、今検討を進めさせておるところでございます。

○河野(正)委員 これは一つ大臣に聞き取り願ひたいと思つたのですが、今申し上げますように、この支払基金の事務費単価というものは、支払基金におきまして必要な経費を取り扱い件数で割つて、それを一件当たりの単価にしておるわけです。そこで問題は、その必要な経費の算定の仕方が非常に重要な条件になつてくると思つたのです。ところが、今私が御指摘をいたしますように、その必要経費そのものが、客観的に見て納得のいける必要経費であるかどうかという点が非常に問題になる。納得のいかぬ必要経費をその取り扱い件数で割つたら、大へんな単価になると思ふ。それですから、私どもは単価の問題を検討する際には、その必要経費というものが、だれが見ても納得のいく必要経費であるかどうかという点をわれわれはまず考へてみなければならぬ。そうせぬと、結局さつきの豊作貧乏ではないけれど、仕事はやつてもやつてもかえつて損をするという結果になる。結局労働者だけが労働過重を強制されるという結果になるわけです。それですから、当然、職員が能率を上げれば、職員の処遇についても考へてもらわなければならぬだろう。あるいは能率を上げるためには、施設の改善もやつてもらわなければならぬだろう。あるいは厚生施設に対しまして改善もございまして、そういう一切の面——しかし、それにも支払い団体側の制約があらうかというところは、私どもも納得ができません。しかしそれは

限界の問題だと思ふ。いずれにしても、そういう一切の問題を十分尊重した上で必要経費というものが組み立てられなければならぬ。そういう必要経費でございしますならば、この取り扱い件数で算出した一件当たりの単価というものは、非常に合理的な、納得のいくような単価になつていふと思つたのです。ところが、残念なことには、この施設の改善も行なわれない。そこで実際には退職金の積立金をくすして施設の改善をやつておる、そういう実情です。多分ことしは、退職者は二百五十

一人程度であらうというふうな想定のもとに、その退職金だけを確保して、あとはつぶして、そういう施設の改善等を行なつておる、そういう実例がございします。それは困るので、やはり当然必要なものは必要経費の中に繰り入れる、そういう形からこの単価というものが割り出されなければならぬ、こういうふうに私どもは思つたわけでございます。ところが、厚生省として、大臣としてどういふふうにお考えを願えますか。この際、大臣の良識あるお答えをいただきたいと思ひます。

○西村国務大臣 この経理上の監督は厚生省がいたしておると思ひますが、私は直接あまりつまびらかにしませんし、また支払基金も、なまけておつて一回も行つておりませんので施設がどうなつていくかわかりませんが、今あなたがおっしゃいますように、能率を上げてます。給与が少なくなつたという結果が、こういう方式ならばやりますと出がたというふうな仕組みになるような感じもいたします。とにかく、そこでそなたのほうではこれは大へんであります、非常にお気の毒

でございます。もちろんそのつもりでやつてゐるのではないでしょうが、仕組みそのものがそういうふうになるような感じですが、単価をきめる場合には、しかし、それは絶対に私たちが賛成できないことでもあります。せつかく必要経費というものが——今理事長がお話しになりました、十分従事員のことを考へてやつておるというのです。が、今まで十分でなかつたかもしれませんが、私の方も、今あなたが申されましたような気持におきましてこれはやつていきたい。しかし、これは支払の簡素化をする、件数はますます少なくなるから、それと直接結びつきをしない、この支払い事務あるいは医療担当者の能率を上げるとか、そのために件数が減つてくるとか、いろいろなことと別に、これは従事員のこととかんとかを十分に考へて、支払い必要経費というものはやはり見る、こういうことではないかと、件数が減つてきたら、これはますます収入が減るというふうなことになるような計算、やり方でございますから、十分注意いたしてやります。やります、医療費とは別個な問題でやつていきたい、かように私は思つてゐる次第であります。

○河野(正)委員 今大臣から適切なお答えをいただきましたが、今のような方針でやつていただかないと、結局劣悪な事務費単価の集約、集計という一つのワック内で従業員の処遇がきめられる。今大臣は、他の公務員なら公務員との均衡がどうだということに当然考へなければならぬというお話でございましたが、そういうことでなくて、も

う初めから劣悪な単価がきまつておる。そうしますと、もう支払基金の算入というものは、それに取扱い件数をかければ出てくるわけですから、その集計そのものも非常に不合理な集計が出てくる。その中で賃金の割合がどの程度かわかりませんが、七割か八割程度が人件費の比重だというふうに私どもは考えます。そうしますと、もともとのワケというものが非常に劣悪な形で算出されるということになりますと、今の大臣が心配されておられます。件数が減るとすぐ賃金が下がってしまうという悪条件が生まれているわけですね。それでは、せっかく今まで長いこと苦勞いたして参りました従業員に対しても相済まぬという結果になつて参りますし、そのために労使間に紛争が起つてくるというやうな結果になつて参りますから、私はやはり基本的には、今申し上げますやうな事務費単価というものが適切な、合理的な、納得のいくやうな単価の決定方法を考へていただかなければならぬ、こゝろにふたつに実は考へて申し上げたわけですね。特に取扱い件数の中身を見て参りまして、共済が四分の一、健保が四分の一、政府が四分の二ですから、これは政府の比重がかなり強いわけですね。それですから、どこまでも大臣としては、今私が申し上げましたやうな方針で一つ今後単価の算定についてはお考え願ひ、こゝろにふたつに強く要望したいと思ひますが、そういう点については、大臣いかがでございますか。

○河野(正)委員 これは大蔵省にお伺いするといふより、むしろお願ひをいたしておきたいと思ひますが、今申し上げますやうに、単価のきめ方というものは非常に重大な影響をもたらすわけですね。そこで、今大臣からも御所見を承つて参りましたが、この単価の算定というものは、政治的にきめてもらつても困るし、それからまた、従業員あるいはこの施設の内容等々、そういうやうな事情というものは十分尊重しなればならぬといふことは、当然なことだと思ひます。そこで、大臣もそういう点を十分尊重して、今後単価の算定に当たりたいといふやうな御所見もございまして、そういう点については大蔵省が規制をしたり、そういうことはないと申しますけれども、この際一つ、大蔵省からもせっかく御出席でございますから、御所見を承つておきたいと思ひます。

○船後説明員 支払基金の事務料の単価については、先生の仰せの通り全く基金の主たる収入でございますので、これによりまして基金の収支予算がございまして、決して政治的に申しますか、そういうことできめるべきものではない、十分に基金の収支の状況を勘案して決定して参りたい、かゝうに考へております。

○河野(正)委員 今いろいろ御要望を申し上げたわけでございますが、この際、せっかくの機会でございますから、運営の面につきましても若干お伺いをして、御所見を承つておきたいと思ひます。

それは、今私ちょっと御指摘をいたしました方についていろいろ問題がある。たとえば施設の改善等について、十分めんどうを見てもえぬ。それは一部の例でございますけれども、そういう点から、積立金をくずして流用されるところから、結局いすれか積立金の方向に返さなければならぬと思ひますけれども、今のやうな実情で積立金を食いつぶしておるわけですから、そういう積立金を返還し得る能力ができてくるのかどうか。私は、少なくとも今までのやうな必要経費の組み方では、そういう点が若干問題になるのじやなかろうか。この点は、理事会でも若干問題になつておるやうでございます。そういう点についてはいかがでございますか。せっかくの機会でございますから、この際何つておきたいと思ひます。

○久下参考人 職員の退職死亡手当積立金を、将来にわたる部分で施設の方に流用したておることは事実でございます。これは必ずしも運営上適切なものと私も考へておらないのでございしますが、実は今まで長い間、各方面の保険者のお話し合いの結果、基金の事務費のうちから施設に充当してよろしいワケは、おおよそ六千万円程度までというやうな話し合いになつておるのでございします。もつとも最近、こゝろ二年は全体の経費が苦しいものでありますから、必ずしも全額事務費を純粋に流用しているとは限りませ

んが、とにかくそういう一つのワケがはめられた話し合い、約束になつておるのでありますから、さやうな関係の上、どうしてもやらなければならぬ施設につきまして、過去におきまして退職死亡手当積立金を流用してあります次第でございます。これにつきましては、当時から計算をいたしておるのでございますが、一応施設の整備の計画が終りましたならば、今度はその六千万円というワケを財源にいたしまして逐次積立金の方に返還をしていく、こゝろいふ実は計画を立てておる次第でございます。

○河野(正)委員 今理事長にお答えを願ひましたように、かなりの金が積立金の中から施設の改善等に振り向けられておる。私どもが承知する範囲におきましては、累計をして一億四千四百七十六万円程度のものが流用されておるというふうに、私どもは仄聞をいたしております。その点から見まして、そういう経費といふものは、さつき申し上げました必要経費の中に当然含まるべきだ、そういう金が含まれておらぬ必要経費については、私は問題があるといふやうなことを先ほどから指摘しておる。ですから、理事長は、当初は必要な経費の基礎といふものが適切であつたかのようなお話でございまして、たけれども、そういう積立金を食いつぶしておる、そういう事例も、今までの必要な経費の設定の仕方によはり問題があつた一つの証拠であらうといふふうに私は考へるわけですね。それですから、今までの必要経費といふものが、必ずしも納得のいくやうな必要経費でなかつたといふことは、私はこの積立金を食いつぶしたという実例から

見ても明らかだろつといふふうに考へるわけですね。これは一例でございますけれども、そういう点からも、私どもの指摘が正しいといふことを実は考へるわけですね。でございますので、その点は大臣からもいろいろ適切な御発言がございまして、そこで大臣の方針に沿つて、今後は一ついろいろと御検討をいただきたいといふふうに考えます。

そこで、だんだん時間が参りましたから結論に移りたいと思ひますが、いろいろと予算上の問題等も参りますが、私はこゝろで明らかにされるかされぬかわかりませんが、一応先ほども内々の相談があつたといふお話でございしますが、事務的に若干御相談があつておるのではなからうか、そういうふうに判断をいたします。厚生大臣の方では、大體今、あらあ事務簡素化といふものはこゝろいふ方法もある、こゝろいふ方法もあるといふやうなことであつたといふことでございしますが、支払基金としては、今までのやうな交渉の過程の中で、こゝろいふ簡素化をやつた場合にはどういふ結果が出てくる、あるいはこゝろいふ簡素化をやつた場合にはどういふ結果が出てくる、いろいろ一案、二案とあるだらうと思ひますが、そういう点について御検討をされたいきさつはございしますか。

○西村国務大臣 十分意見のあるところを尊重いたします。これはおそろく、単価等につきましてはやはり政府

○久下参考人 請求事務の簡素化につきましては、本来は基金自体が考へるべき問題ではないと思ひますけれども、お話しを通り、基金事務に大きな影響のあることでもあります。そこで基金事務ができるだけ間違ひなく、能率的に行なわれますやうにという意味

○久下参考人 請求事務の簡素化につきましては、本来は基金自体が考へるべき問題ではないと思ひますけれども、お話しを通り、基金事務に大きな影響のあることでもあります。そこで基金事務ができるだけ間違ひなく、能率的に行なわれますやうにという意味

○久下参考人 請求事務の簡素化につきましては、本来は基金自体が考へるべき問題ではないと思ひますけれども、お話しを通り、基金事務に大きな影響のあることでもあります。そこで基金事務ができるだけ間違ひなく、能率的に行なわれますやうにという意味

○久下参考人 請求事務の簡素化につきましては、本来は基金自体が考へるべき問題ではないと思ひますけれども、お話しを通り、基金事務に大きな影響のあることでもあります。そこで基金事務ができるだけ間違ひなく、能率的に行なわれますやうにという意味

で、私どもが意見具申を内々いたしたものは、たとえば保険者名のコード化というようなことも、むしろ私どもの方からお願いを申し上げておるような例でございます。これは基金の仕事が正確に、間違ひなく能率的に参りますと同時に、またおそれる医療機関の方面におきましても、コード化されれば非常に記載が簡単になり、また能率的になるのではないかと、私も考えてまして、実はお願いをし、厚生省におきましてもある程度の御了解をいただいております。この辺は、基金自体が申し上げました簡素化の一例でございます。

そのほか、医療機関が、先ほど来お話がございましたのを伺っております。その中で、請求明細書を毎月つくり出すのに非常に手数がかかる。御承知の通り、社会保険の診療につきましては、特別な診療をつくることになっております。その裏に、毎日々々の診療行為を診療、投薬あるいは注射、処置等に分けて、日々記載をすることになっております。御承知だと思っておりますが、これをそのまま何か写して出すような方法はどうかという、これは主として医療機関の負担を軽くしようという意味からのほんの試案にすぎません。ところが、基金にそういうものが提出されますと、基金としては、今までは御承知の通り、注射が何回とか投薬が何回とか往診が何回とか、まとめて御請求をいただいております。非常に仕事の上では能率的でございます。これを一つ一つ拾い出して集計をいたさなければなりません。これは審査委員会と事務職員双方に大きな負担

になります。従いまして、ある意味では簡素化でございます。基金の仕事の上では簡素化にならないという意見はほんの一例にすぎないでございます。まして何でございませうか、お尋ねでございますから、具体的な例をあげて申し上げます。たとえば、いづれにいたしまして、くどいようでございますが、事務の簡素化ということには基金にとりましても重要な問題でございます。十分一つ私の方から意見を申し上げますし、また御相談も申し上げます。

○河野(正)委員 そこで、いろいろ御相談願うというのにはけっこうでございますけれども、問題は、その御相談願う際の姿勢が非常に私に問題だと思ふのです。と申し上げるは、少なくとも今日のまでの状態を振り返って参りますと、私は必ずしも支払基金の姿勢が正しかったかどうかということについては、率直に申し上げて疑問を持たざるを得ない。と申し上げますのは、仕事量がふえるわけですから件数もふえるわけでございます。そういたしますと、職入もふえる。職入がふえるとは、全支基金の事務というものが、今日までもてあそばされてきたというふうな一つの事情にあつたと思ふのです。それは仕事量がふえれば、当然それだけ労働者の職務が過重になつていくわけですから、それに対する処遇というものが考えられなければならぬ。ところがそういう点は、少なくとも今日までの実績の中では、明確に出ておらぬということがはつきり言える

と思う。そこで、大臣もいろいろ事情を聴取されて、どうも今の仕組みではいろいろ心配があるだろうというふうな御意見をされておりますことは、理事長も御承知の通りであります。そこで一つ、この事務の簡素化に伴つて支払基金の施設あるいは職員にしろ寄せが起ころぬように、簡素化になつて事務量が減つた、そこで人間は要らぬ、あるいは賃金は下げてよろしいというふうな形が生まれないように、そういう姿勢で一つ今後いろいろと御折衝願ひぬ、これはかえつて職員の間にも不安が助長するでございませうし、かえつて能率を阻害するという結果になつておる。もちろん、今までに

もたびたび指摘いたしましたように、昭和二十五年と今日を比較いたしましたも、一人当たり取り扱ひ件数というものが倍以上になつておるといふような格好でございます。必ずしも労働過重というものが強制されておるといふに、それはもちろん一部は機械化されておりますから、額面通りそのまゝ過重になつておるかどうかわからぬけれども、少なくとも過重になつておるといふことは容易に承知できると思ふのです。この点は理事長もお認め願ひませう。

○久下参考人 先ほどもお答え申し上げました通り、従来のままの形で職員の負担過重を進めていくことは適当でないと思つて、昭和三十一年度の予算編成のときから、先ほど具体的に御答え申し上げました通り方向をだいたひ変へまして、負担過重を少なくするような方向に持ってきたつもりでございます。従いまして、結局今までのような形でやることは適切でないと思つておられます。

○河野(正)委員 そこでこの点は大一つ大臣にお聞き願ひつて、大臣の御所信を明らかにしていただきたいと思ひますが、だんだん大臣も支払基金の実態をお聞き取り願ひつて、職員が非常に憂慮する点が若干御理解願ひしたのではないかと、後で、今後、そういう不安を一掃するために、あるいはまた支払基金の事務能率を上げていくために、そういう不安になつていくような悪条件を一つ掃いてもならなければならぬ。そのためには、事務費単価というものをより合理的に算定していただくということが、私が特にお願いをいたして参りたい一点でございます。

それと同時に、事務の簡素化が、これは診療担当者側に行なわれる場合もございませうし、あるいは支払基金側の立場から見ても行なわれる事務の簡素化もございませう。医療担当者の方に行なわれず簡素化、これは問題ないと思ひます。ですが、支払基金の側における事務の簡素化のために従業員に仕向せを行なう簡素化、要するに一件当たりの内容の簡素化で事務量を軽減するといふ問題もございませう。それからさつきも御指摘いたしましたように、二カ月、三カ月の疾患は、一月にまとめて一件で請求するといふような結論が出てくることもございませう。そうしますと、取り扱ひ件数そのものが減少いたします。そのために、それが職員の賃金その他の処遇に悪影響を及ぼしたり、あるいは職員の定員を減少せしめるというようなしわ寄せが行なわれるということには問題がある。それは全く、極端に言いますと賃金を下げるための簡素

化になつたり、首切りのための簡素化になつてしまふ。そういうことではなないと思ひます。そういう意味で、今後支払基金におきまします経常費の問題、あるいは事務費単価の問題の算定に当たつては、いたゞくことを強く要請したいと思ひます。時間もございませうし、この点、一つ最後に大臣の明確な御所見を承つておきたいと思ひます。

○西村国務大臣 事務の能率化によつて、それが労働者にしわ寄せになつていくようなことは誠に慎まなければならぬと思ひます。しかし、極端なことを言つて、事業量がふると減つてしまつて人が少なくなるといふようなことがあつたらぬとすれば、それは結局、そういうような人員の他に転向といふようなことも考えられますけれども、今の状態ではおそれる件数もますますふえていきます。あなただがおっしゃいますように、能率を上げて収入が悪くなるとか、あるいは運用にきまつては、御注意もありましたから今後十分に気を付けていきたい、かように考えております。

○秋田委員長 滝井義高君。から、二、三十分間時間をいただいで、今新聞を非常ににぎわしてあります医療費問題を、どういふ工合にうまう打開していくかという西村構想ですか、それについてこの際、少し国会としても大臣の考えを聞いておく必要があつたと思ひます。またわれわれとしても党の態度を決定する上にきつて重要だと思ひますので、一つ率直に大臣の考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

まず第一に、二月の中旬以降、いろいろとあなたが精力的に、行き詰まっておる医療の問題を開閉するために活動きになった点については、深い敬意を表するわけでございます。そこであなたが十六日以来活動きになった基本的な構想、こういう構想で自分はこの局面を開閉したいという、その構想をお持ちで活動きになったと思いますが、あなたの胸の中にお持ちのその構想を——これは今暗礁に乗り上げてしまったといわれておりますけれども、歴史的な経過をわれわれは知り、同時に、将来の開閉と発展の道を切り開くためには、あなたがどういふ構想を持って動いたかを知っておくこともまた必要かと思ひますので、一つここで率直に、あなたが胸に秘めて活動きになったその構想を一応御説明願ひたいと思ひます。

○西村国務大臣 非常に長い間の懸案になっておりましたこの医療問題につきましては、昭和三十六年でしたか、時の厚相古井さんが、やはり何らかの打開の方法はないかということで社会保障制度審議会に諮問をした、その諮問に基づいて例の答申をいただいたのであります。その答申が二つの法律になりました。出ましたのは、中央医療協議会と例の臨時医療報酬調査会法案であつたわけでありまして、具体的に法律としての答申ではありませんでした。が、答申の趣旨に基づいてああいうことになったのです。そのうちで、中央医療協議会は三十六年の十一月に成立しました。調査会法案は、御案内のよう経過をたどつて、そうしてついには成立を見なかつた。私は昨年の七月に厚生大臣を拝命いたしましたから、や

はりその問題は、実際これは一番大きい問題でございますので、いろいろと検討して参つたのでございます。関係の団体あるいは先輩の方々にも意見を徴しましたし、いろいろ自分自身として考へて参つたのでございますが、先般滝井さんからこの席上におきまして、一体この段階になつてどういふことかと尋ねがございましたときは、まだ実は検討中だ、こうあなたにはお答えしました。しかし政府といたしまして、実はあの臨時医療報酬調査会法案は総理府の所管事項として懸案事項にいたしておつて、法律をこの国会に提出するが不提出にするかという時期が迫りましたので、私はいろいろの準備をいたしまして、この法律案はこの国会には提出しないという決心を定めまして、以後の処置をとつたわけでございます。私が第一に考へましたことは、あの法律そのものの所期してあることはそれ自身としては十分価値があり、十分意義のあることだ、かやうに思つておるわけでございますが、しかし、現実の問題として、二回も提案をいたしましたけれども一回は審議に至らず、第二回は、衆議院は通つたけれども参議院で成立しなかつた。その不成立の理由いかんはありまじやうけれども、とにかくにも成立しなかつた。こういうふうな客観的状況も考へまして、私はその場合には、法案それ自身が不備だから、それならば修正して出すという方法もあるからといつて、そういう修正でというふうなことで考へました。考へましたというのは、目的それ自身は医療問題をやはり研究して、医療の報酬につきましてはトラブルが起らないようにしようとい

いう趣旨は十分尊重しなければならぬから、いろいろ考へたのでございませう。しかしながら、それもやはりどうも国会にはどうかと思われまして、ついに私はこれは国会に出さない。しかしその目的それ自身、せつかく社会保障制度審議会が答申をしていただいたその趣旨に沿つて、十分やることはなればならぬし、それはまた、今後の医療問題を円満に解決するための方法でもあるからということで、あえて代案ではありませんが、私は厚生大臣の責任におきまして、調査会が期待するやうなことをやる組織を考へてやつたらやからう、こういうこと。もう一つの点は、同時に答申を承りました中央社会医療協議会は、これは皆様方からまたたびたび御指摘がありますように、長年の間成立するに至らない。私にいたしましては、とにかくにもこれを構成するのが厚生大臣の最も重要な務めでございますので、私の今申しましたやうな案を持ちまして、医療担当者あるいは支払者側は円満に私の意図するところを御了解になつていただきまして、そうしてこの協議会を開きたい、かやうに私は思つたのでございませう。しつこくして、それにはまず第一に、関係者はもちろんのことでございますが、審議会の皆様方に、今日に至りました事情、提案をなさつた事情、それににかゝる私の考へ方等も申し述べて参つたのでございませう。実は事志と違つたと申しますか、非常におしかりを受けたやうなことになる。それはもう滝井さん、十分新聞で御案内の通りでございます。しかし私にいたしましては、それはそれといたしまし

て、やはりこの中央医療協議会は、現在法律は廢存いたしております。またこれによつて行政が阻害されるということ、これは、これはまことに残念なことでありますので、今後この点につきましては十分な力を尽くす、かやうな心境でたゞだいまおるわけでございます。

○滝井委員 そうしますと、今大臣の御答弁、要約しますと、臨時医療報酬調査会はこの国会には提出をしない、これにかゝる調査会の期待する組織を考へたい、中央社会保険医療協議会を早期に構成をしたい、こういう三つが骨子になつておるわけですね。そうしますと、事志と結論が違つてきた。違つてきたけれども、今後十分力を尽くしたい、こういうことになつたわけですね。一つ一つ尋ねていきたいのです。そうしますと、まず第一に、事志と違つたけれども、臨時医療報酬調査会が閣議等の決定が了解が知りませんが、得ておりますから、今度の国会には依然として提出しないという心境は変わつていないのかどうかということ。

○西村国務大臣 事志と違つたというのは、ちよつと言ひ過ぎましたが、これは支払者団体とかあるいは医師会に對する最後のあれではありませう。で、社会保障制度審議会がそのやうな気持ではなかつた、あのような気持ではなかつた。あつたと思つておるだけであつた。社会保険制度審議会だけが私の思つておるのとちよつと違つた、こういうことでございます。それから調査会法案は、この国会には出す気持は今のところ持つておりません。

○滝井委員 そうしますと、事志と違つたというのは、支払い団体、それから療養担当者側、社会保障制度審議会、三つのところにいる話をしたのだが、違つたのは社会保障審議会だけだ、こういうことがわかりました。そうしますと、次は、あなたのお考へになつておりました調査会に期待する目的を達成するその組織ですね、お考へになった組織、その組織というものはどういふ性格のものであり、そしてどういふ内容のものをおやりになるつもりなのか、新機構の性格並びに審議の内容、これを一つわかりやすく御説明願ひたい。

○西村国務大臣 第一番は、学識経験者を委嘱するということでございます。その目的とするところは、医療報酬の算定をします学問上のいろいろな問題を研究していただくためでございます。その方法は省庁を持つていたしたい、かやうに考へております。

第二番は、それでは一体何を學者に頼むのか、こういうことでございませう。か、医療問題は多くの問題を控えております。たとえば医療担当者、お医者さんが適當な稼働状態でのくらの所得水準があつたらやからうか、あるいはまた、お医者さんの商売を企業として見た場合に、投資されたものに對します商売としての利潤、減価償却、あるいは、たゞいまは技術革新が非常に進歩のテンポの早いときでございますので、きよ使つておる器具もあつたは変えなければならぬ、あるいはいろいろな経費もかかります。そういうものをにらみ合せてお医者さんの所得、あるいはまた皆保険でございますが、この皆保険のもとにおきまし

て、国民総所得に対して医療全般をどういうような位置づけにしなければならぬであろうか、あるいはまたお医者の方から、一般の方々が経済成長下で所得がますます上がってくる。上がってくるに、今までの医療費の値上げでございまして、医者の方から申し出なければ、お医者の方から初めて発効するということになる。初めは、そういうようなことはあれども、経済成長下における医療費の改定というものはどういふようなことになるのか。医者が言ひ出さなければ、ほつといていいものかどうか、そういうようなことも含めていろいろ研究する事項があるわけでございます。そういうことを一体として研究していただきたい。

第三番は、その研究した成果を厚生大臣に報告してもらって、厚生大臣が、この報告に基づきまして責任官庁としての態度をきめたい。ただし、学識経験者に委嘱いたしましたも、それを調査会とか審議会とかいうようなことにして、その意思を決定するのではない。あくまでも委員、と申し上げるよりも、個人々々、研究員というより資格でやりたい。しこうして、その時期等におきまして申しわけではないので、可及的すみやかに皆さん方にお調べを願うていきたい。しこうして、それをやったからといって、それが中央医療協議会の審議を少しも拘束するものではないというふうな構想を持って、こりいうような構想でやれば、たとい総理府に調査会ができましたも——やはり総理府に置くということなれば相当に権威の高いものになりますけれども、実質的にはあまり相違がないのじやなからうか、こりいうような仕組みでやつて所期の目的を達する、かように考へておつたような次第でございます。

○滝井委員 学識経験者で構成をして、医療報酬算定の学問上の研究をする、いろいろ項目をおあげになりました。しかも、これは省令でおつくりになる。そうしますと、まず第一の問題点は、学識経験者ということになりまして、人数は一体どの程度にされるつもりなのか。臨時医療報酬調査会は五人か七人くらいだつたと思いますが、その程度の少数の人数にするのかどうか。

第二番目は、それならば、その構成する学識経験者というものは、経済学者や財政学者や統計学者や、それから同時に医療技術の経験のあるような人、そういうものも入れることになるのか、まずそこあたり、一つ構想を御説明願います。

○西村国務大臣 人数は限っておりません。若干名でございます。若干名という意味は、研究すべき事柄によってお願いしよう、だんだん考へていって上で、これはぜひやらなければならぬといふので、その事柄によってきめていきたいというので、それが五人になるか三人になるか、それからまた、その委員のメンバーをあらかじめ経済学者だとか、あるいは医者だとかいうことは考へないで、問題ごとにお願ひしてみたい、かような考へを持っておつたわけでございます。

○滝井委員 そうしますと、医師の所得水準とか、企業として医療を見る場合に、投資に対する利潤、減価償却、技術革新が非常に早いのでそれに対応する医療の設備やなんかも考へる、皆

保険における国民所得の中における医療技術者の位置づけ、経済成長と医療費の値上げの関係とか、それぞれ専門ごと、問題ごとに専門家を三人か五人ずつや、従つて人数は——大臣は四つか五つ問題をおあげされたけれども、一つの問題に三人か四人ということになると、重複する人もありますけれども、結局委員の総数といふものは十五人か二十人くらいになる、こりいうことなんでしょうか。

○西村国務大臣 いや、根本的には何人か限らないといふことです。何人か限らないといふから二十人も三十人にもするといふことは、そんなに大ぜいでなくてもよろうと思ひます。そんなに問題点もなからうと思ひますが、しかし、人数は今五人とか七人とかきめては行かなくて、問題ごとに頼んでいきたい、こり思つておつたわけであります。

○滝井委員 そうしますと、こりいう研究をするのは、支払いとか療養担当者とか、こりいうことに無関係の学識経験者といふことなんでしょうか、それとも、それに関係ある人でも、その専門家といふものは委嘱をしていくという形にお考へになつておつたのですか。

○西村国務大臣 私は、学識経験者の意味も、学識と経験者と二つに分けて考へておつたやうなわけでございます。ただ単に学校を出てやつておる人のみを考へておりません。学識と経験者といふやうなことをおぼろげに考へておつたやうな次第でございます。

○滝井委員 そうすると、その構想の中には、結局国民所得、経済成長といふやうな関係といふことになれば、必然的に保険経済といふことにも関連し

てくるので、支払い側に関係ある人も入れる、療養担当者に関係する人もあつて入れる、こりいう素直な考へ方でよいわけですね、そこは。

○西村国務大臣 きわめて素直な考へ方をいたしておつたのです。

○滝井委員 わかりました。そうしますと、もう一つの問題は、大臣御存じの通り、今国会でも非常に問題になつてゐるのは、法律に基づいても、あるいは閣議決定とか省令でも、調査会、審議会といふのが三百くらいある。それから、公団、公庫、事業団ですか、こりいうやうなのが三十くらいあり、毎年予算の時期には十も二十も要求が出てくる。こりいうものはやめるべきだといふ要求が、うつぽつとして国会の中に起つてゐるわけですね。こりいう中であつてこれをおつくりになるので、いわばちよつと時代逆行の感じもなきにしもあらずですが、物事には行きかきがあると思ひます。政治はある程度妥協だといふ面も多いのです。だけれども、もし大臣の今の御説明のやうな状態であるとするならば、中央社会保険医療協議会も拘束をしないのだ、研究の成果を大臣に報告をしてもらつて大臣がきめる、こりいう御意向のやうであります。中央医療協議会がきめてもこれはその通りにはならぬわけですね。これはやはり大臣が最後はきめるのです。大臣がきめたものを、また中央医療協議会に出してきめてもらつてまた大臣がきめる、こりいう二段がまゐる。こりいふと、やはり政治家といふものは、所信を貰かなければほんとうの政治家ではないわけですね。自分が調査会、審議会をつくつてやらしておつて、案をきめて今度は

中央医療協議会に持つて行つても、これは大臣の意思と違つておれば、そんなものを採用する必要はないわけですね。こりいう点がある。閣議了解の調査会、審議会といふのは、今の国会内の情勢から考へて反対の方向に進んでゐる。それから大臣の最後の研究の成果の取り扱いについて、ちよつとひつかかるところがある。こりいう点は、大臣、一体どうお考へになつてゐるのか。

○西村国務大臣 調査会とか審議会とか、たくさんあつて、今少しも働いていないのみならず、また、従来皆さん方から批判を受けました点は、調査会、審議会は隠れみみではないか、それだから調査会を使つてうまく隠れみみにしてゐる、こりいうやうなことののために、調査会、審議会といふやうなものはそんなにこりいふで役所は役所の権限でやれ、こりいうやうな意思ではなからうかと思ひます。しかし、私は、その意味から申し上げます。調査会とか審議会といふやうなものの形にしてその意思を決定して、調査会がこりいう結論を出したから厚生大臣がこりいうのだといふやうなことになる、政令でやることも非常に差しさわりのあることでございます。私はこりいう意味ではありませぬので、あえて省令でいこう。もちろん、大臣はいかなるものでも省令を出せないといふことならば、大臣の働きといふものが非常に限定されてしまつて何事もできません。ただ、調査会をつくるなら法律でつくれといふことも、あなたの方、あるいは国会においてもこれがずいぶんやましい問題になつておるとは、十分承知をいたしております。

それでありまして、調査会、審議会等にしても、その意思を決定してというふうなことは考えぬで、個人々々の考えに重きを置く、こういうふうには私は考えません。——そんなことは役所でできるんじゃないか、こういうことにかかわらず当然のことじゃないか、その言われればそれまでですが、実はこの医療問題は非常に広範な問題でございます。やはり役所を離れて多くの権威者もおることでございます。それはど大きい問題でございますので、特にこういう制度をつくり、しこうして、せつかく社会保障制度審議会の方々が一生懸命考えていただいた答申の精神はそれでもって十分生きる、こう私は考えたので、そういう方法をとりうとしたのでございませう。

○滝井委員 いろいろ大臣御説明いただきましたが、研究の成果を大臣が採用して、それを今度は中央医療協議会に出すということになりますと、これは屋上屋を架するといふか、臨時医療報酬調査会であろうと、省令でつづられた研究員と申しますか、研究員の集団がやつたものであらうと、それを審議会と言いか調査会と言いか知りませんが、研究集団でもいいです、あるいは研究会でもいい、何かそこにすしかえが行なわれたような感じがあるわけですね。

そこで、そのことはしばらくおくとして、今のようない大臣の構想でそれぞれの団体にお会いになったわけでございますが、さいせんの大臣の御答弁では、社会保障制度審議会だけがちよつと事志と違つたのだ、こういうこととございまして、支払者側の健保連そ

の他については今の構想で何ら異議ない、これでよろしいという形が出ておつたのでございませうか。

○西村国務大臣 健保連につきまして、第一回にお会いいたしましたときには、とにかく法律は提案しないというところ、大臣として責任を持つてこの調査会法案に所期するような方法を考えた、またその内容をまだ詳しく言う段階でなかつたので、支払者六団体の方は、どうも大臣が考へておることははなはだあいまいだ、もう一ぺんそれでは会合を持とうじゃないかというところでお話をしておるのです。大臣が一体何を考へておるのか、あいまいだ。その十分言えなかつた段階だと申しますのは、やはり省令等で出すものにつぎまして十分な検討をしなからぬといふようなこと、それからその他の問題があらうなもので十分な説明をしなかつたのでありますが、大かたこういふことなんだ、それでは説明が十分で納得できない、それではいづれまた詳しく御説明する機会をつくりましようといふことで、支払者団体と申しますか、研究員の集団がやつたものでございませう。ところが、支払者団体の考へ方は、どちらかと申しますと、調査会法案をなぜ出さぬかといふことを考へることの方が先なのでございませう。従いまして、私は支払者側に対しては、まだ交渉の途中だと考へておるのであります。医師会等につきましても、十分説明をしましてある程度納得は得ておりますが、もう一ぺんぐらゐは説明を聞く、こういうふうなことになるのでございませう。ただ、答申をいただきました審議会の方は、これはせつかくお知恵を拝借したいといつて政府

がお願ひして、そうして答申したものに對して、これを提出するに至らなかつたので、私は二回にわたりましたお会いしたのでございませう。最後のときには、私は詳しく申し述べたのでございませうが、どういふことか、実はそれが私の期待と全く反して、——もうあらんほめられはしないだらうと思ひましたが、ああいうふうになつた。しかも私が残念に、不思議に思ふことは、現在成立してある協議会はなぜ開かぬのか、こういう御質問は一言もない。ただ通過しなかつた調査会法案を出すべし出すべし、それを出さなければ筋が通らぬ、こういうのであります。出さなければ筋が通らぬけれども、出しても通過せしめ得ないといふのはまた政治の筋が通らぬのであります。私はそう申しました。しかし二代の大臣は出したじゃないか、筋が通らぬといわれおつしやるかも知れませうけれども、私の筋は、出せば必ず通らぬ。今は客観情勢等はそうありませんし、またこの法律が唯一無二のものではない。他に方法があれば、円満にこの協議会を開きたいために他の方法をとりたいた、こゝろ私は言つておるのでございませうが、不幸にしてああいうようなことになりましたのは、私として不徳のいたすところと申し上げるよりしようがない次第でございませう。

○滝井委員 だいたいわかつて参りました。健保連等を中心とする支払側について、大臣の説明が十分である、支払者の基本的な考へ方は、法案を出してもらうことが何よりも一番いいのだけれども、しかし大臣がそれほ

うならば説明はまた聞いてもよろしいといふこと、なお大臣の方も説明をするつもりだ、現在もおINGの形にある、交渉途中と考へている。それから担当者側の団体にも十分説明をして、ある程度納得は得ておるつもりだ、こういうことですね。そうしますと、壁は社会保障制度審議会だけだ、ここに答申を求めて調査会法とそれから医療協議会法の改組をお願いして、医療協議会法だけは三十六年の十一月に成立したけれども、調査会法がだめになつてい、問題はここにあるようでございますが、突き詰めたところ、社会保障制度審議会の西村構想反対の一番根本的な理由はどこにあると大臣は考へてなつていますか。

○西村国務大臣 審議会の委員の方、皆さんの意見もそれぞれ違つておる、皆さんとは私は感じておるのです。審議会の意見としては、まとめると思つておられます。それは、われわれがしかけたものじゃないではないか、政府が何か医療問題のうまい解決方法はないか、こゝろ政府からお尋ねを受けてたのではないか、そのお尋ねを受けてわれわれは一生懸命努力して、こゝろただ単なる政治情勢が、客観情勢がどういふことと出さぬといふのはどうもけしからぬ、そういう一点に聞こえるようになつてございませう。それは全部の方じゃないと思ひますが、ああいうふうな会としてのまとめがさうなつたのは、やはり筋が通らぬじゃないか、出すべきじゃないか、こゝろいうようなことではなかつたかと私は感じ取つておるわけでございます、委員

の各員のそれぞれには相當にいろいろな意見があるようでございます、あるいはまあやむを得ないじゃないかといふような意見もないわけではございませう。私はまた審議会に對しまして説明を申し上げたので、意見を聞いたのではないのです。調査会を出すという意見は申し上げただけなので、あそこで、あなた方どうしませうかと私は意見を聞いたわけではなかつたのでございませう。

○滝井委員 社会保障制度審議会は、形としては大臣に意見を求めたわけではなかつたけれども、いわば積極的に建議をしたことになるわけですね。大臣の考へと社会保障制度審議会の考へとがすれ違ひになつた、こゝろのことです。そこで社会保障制度審議会は、これは諮問機関ですから、この諮問機関の意見を聞くにやうになつたといふことは、内閣の責任でおやりになつたらいいと思ふのです。われわれが今、社会保障制度審議会の意見を聞くにやうな問題にしてはいる職業安定法及び緊急失対法の一部を改正する法律については、これは法律で聞かなければならぬものを聞いてきていないから、われわれは怒つておるわけですね。そこで大臣の考へは大体はつきりしてきまつた。客観情勢は、臨時医療報酬調査会を出し得る政治情勢ではない。そこで内閣としては、西村厚生大臣としては、今国会に臨時医療報酬調査会を提出する意思はありませう、中央社会保険医療協議会はずでに三十六年十一月に国会を通過をして、もはやこれを開催せざるを得ない客観情勢になつておる、だから自分としてはこれを早く開きたい、こ

うならば説明はまた聞いてもよろしいといふこと、なお大臣の方も説明をするつもりだ、現在もおINGの形にある、交渉途中と考へている。それから担当者側の団体にも十分説明をして、ある程度納得は得ておるつもりだ、こういうことですね。そうしますと、壁は社会保障制度審議会だけだ、ここに答申を求めて調査会法とそれから医療協議会法の改組をお願いして、医療協議会法だけは三十六年の十一月に成立したけれども、調査会法がだめになつてい、問題はここにあるようでございますが、突き詰めたところ、社会保障制度審議会の西村構想反対の一番根本的な理由はどこにあると大臣は考へてなつていますか。

○滝井委員 社会保障制度審議会は、形としては大臣に意見を求めたわけではなかつたけれども、いわば積極的に建議をしたことになるわけですね。大臣の考へと社会保障制度審議会の考へとがすれ違ひになつた、こゝろのことです。そこで社会保障制度審議会は、これは諮問機関ですから、この諮問機関の意見を聞くにやうになつたといふことは、内閣の責任でおやりになつたらいいと思ふのです。われわれが今、社会保障制度審議会の意見を聞くにやうな問題にしてはいる職業安定法及び緊急失対法の一部を改正する法律については、これは法律で聞かなければならぬものを聞いてきていないから、われわれは怒つておるわけですね。そこで大臣の考へは大体はつきりしてきまつた。客観情勢は、臨時医療報酬調査会を出し得る政治情勢ではない。そこで内閣としては、西村厚生大臣としては、今国会に臨時医療報酬調査会を提出する意思はありませう、中央社会保険医療協議会はずでに三十六年十一月に国会を通過をして、もはやこれを開催せざるを得ない客観情勢になつておる、だから自分としてはこれを早く開きたい、こ

うならば説明はまた聞いてもよろしいといふこと、なお大臣の方も説明をするつもりだ、現在もおINGの形にある、交渉途中と考へている。それから担当者側の団体にも十分説明をして、ある程度納得は得ておるつもりだ、こういうことですね。そうしますと、壁は社会保障制度審議会だけだ、ここに答申を求めて調査会法とそれから医療協議会法の改組をお願いして、医療協議会法だけは三十六年の十一月に成立したけれども、調査会法がだめになつてい、問題はここにあるようでございますが、突き詰めたところ、社会保障制度審議会の西村構想反対の一番根本的な理由はどこにあると大臣は考へてなつていますか。

れだけがはつきりしてきたわけですね。それからあのことは、社会保障制度審議会が何と言おうと、火責め水責めをしよう、これはもう政府の側の責任で、国会、立法院の責任ではないわけですね、総理の諮問機関ですから。そこで、いわばあなた方がこの局面を開くためにどうしたらよいかと、言っておるのを、これをどうするかというところは、国会の問題というより、池田内閣自身の問題です。そこで国会としては、はっきり確認ができたことは、もう臨時医療報酬調査会を出しません、医療協議会を動かさざるを得ない情勢が来ている。こうなると医療協議会を動かしてもいい以外にない、こういうことになるわけですね。そこで医療協議会を動かす動かし方の問題は、もうちょっと議つて二の次にして、先に私がお尋ねしたいのは、その局面を開くために、大臣いろいろなものをおつくりにならうとおるわけですね、これは社会保障制度審議会その他のアインヴァント、いわゆる異議が入りましてなかなかうまくいかぬ。新聞はみな西村構想暗礁に乗り上げたと言っている。これはもう船が暗礁に乗り上げた、みんな手をかけておる以外に方法はないわけですね。岩の上に乗り上げておるのですから、何とかする以外にない。そこで何とかする方法はないかというのですが、私はあると思うのです。同じような効果を得る方法があるのです。それは何かというと、すでに私がここで何回も指摘しておる先般の医療法の改正で、すみやかに発足をさせなければならぬ、医療協議会、この医療協議会を動かすというこ

とです。これはまた大臣、委員を任命されていい。ここに学識経験者を中心に任命しますと、これは公的医療機関の診療報酬について調査審議する権限がある。そこで、すでに日本の医療費の調査というものは、昭和二十七年の三月と十月調査しかないので、医務局が中心になって、三十五年に全国の公的、私的医療機関の調査をやろうとしたけれども、医師会との話し合いがうまくいかずに、私的医療機関はできなかつた。そこで公的医療機関だけおやりになった、その資料をここに出してこれと、これをこの前から私はお願いしておるので、これはいづれ、きょうでなくても、あしたにでも出してもらわなければならぬと思ひますが、この公的医療機関の調査資料が出てきたのです。日赤、済生会、国立病院、府県立病院が出てきたのですから、それを基礎にして、まず公的医療機関における今あなたの言われたような四つか五つの調査項目というものを中心にして、具体的な調査の結論が三十五年に出てきていますから、これを同時に素材としながら、医療協議会でおやりになったらいいと思ひます。これがまず一つです。

それからいま一つは、すでにあなたの御答弁の中に出てきたように、客観情勢は中央社会保険医療協議会がもう開かなければならぬ、こゝろおっしゃるのですから、中央社会保険医療協議会の公益の委員四人を早く任命していただく。同時に、あなたの今の御説明では、あなたの構想については、健保連を中心とする支払い側も大体納得をする見通しで、医療担当者も大体大丈夫だろ、こゝろいうことですから、公益四

人をして、そうして同時に、健保連その他にも、辞を低くして入つてもらつて——大臣御存じの通り、あそこは専門委員会を置くことができるのです、部会を設けることができるのです。そこで、国会が承認を与える四人の委員を中心にして、そこへ部会を構成したらいい。そこで積極的にやるわけですね。そうすると、公的医療機関のものはもう医療協議会でやる。そしてこちらは省令も何もつくる必要はない、逆行もしないですから、そこでおやりになる。やつたのは、これは医療協議会の中でやるのですから、大臣に答申がくるわけですね。そうしたら、これを大臣が最終的に決断を下したらいいのです。(それは違ふ)と呼ぶ者あり) 違ひやしない。違ひ機能を考えてから問題が起るのです。だから、これは諮問機関は諮問機関の立場でいいのです。あなたが腹をきめれば、これはできるわけですね。そこで私は、もしあなたがこの腹をきめ切らぬというならば、もうこの段階では、西村さん一人では荷が重過ぎるという気がするのです。これは法律があるのですから、当然やらなければならぬものなんだから、その二点について、あなたは一体どうお考えになるかということですね。これは法律にあるのですよ、法律でやる。医療協議会は、公的医療機関の診療報酬を調査審議する権限がある。それから医療協議会は、発足させれば医療費の額を算定するのです。算定するためには、基準をつくらなければ算定ができないのです。やみくもに今の十円を十一円にすることはできないのですよ。科学的な、合理的なものがなければいかぬ。そこで支払い側と受け

取り側、すなわち療養担当者側と保険者三者構成でやるのですからね。材料はその専門部会でやるのですからね、あなたも、いわゆる問題ごとに部会をつくつて集めてきたらいい。そうすればこれはフェア・プレーでいくし、納得するわけですね。(そういう考え方もあるけれども、別の考え方がある) (と呼ぶ者あり) その別の考え方というのは無理なんです。無理だからできなかつたのです。だから、その二点について、大臣の考えを私は聞かしておいてもらいたい。

○西村国務大臣　そういうようなことを含めていろいろ考えてみました。しかし、非常にりっぱな示唆でございまして、私今ここで、それを直ちに取上げるということは申しかねます。また、公益委員の問題は、この前の御質問のときもお話ございました。それも私は、実は一番初めは、中央突破でいこうとかいうような、公益委員をまづ先に考えたことのあるのでございまして、今回になりました、今滝井さんの言われました案につきましては、ご意見を承りまして、いづれも並行的に考えていきたい、かように思つておる次第でございます。

○滝井委員　大臣、この医療費の問題を、われわれに待たされたと言つて待たされたのはいつごろからかという、橋本厚生大臣のころからなんです。それで大臣をずっと数えてみますと、これは順序は違ひかも知れませんが、今私が思ひ出すままに言つて、まず橋本さん、それから医療に熱心であつたのは次は堀本さん、それから坂田道太さん、神田博さん、それから中

山マサ先生ですね——ここにいらつしゃいます中山先生、それから古井さん、それから灘尾さん——ずいぶん熱心でした、それから熱心な西村英一先生、もう一人渡邊良夫さんがおられたわけですね、そうするとこれで九人です。実に変遷九代に及んでおるわけですね。こうなると、結局、保守党内閣といふものは医療費問題を解決できないのかという疑いが出てくるのです。そんなに長くこれを放置するわけにはいかぬと思ひますが、大臣、一体この段階で——石の上にも三年くらいすわつておると、大いに出世できるらしいのですが、しかし、もう橋本さんから足かけ六年です。石の上にも三年といふけれども、倍もすわれば大いできなければならぬ。そこで、大臣としては、暗礁に乗り上げた現段階で、中央突破といふものが考え得るのか得ないのかというところです。中央突破といつても、今言つたようにだいたひ情勢も変わつてきたのです。もう支払い側も担当者側もある程度説得できるといふので、これは納得しておる。ガンは社会保障制度審議会だけという形ですから、そうすると、いつごろからいかに医療協議会をお動かしになる所存ですか。この前は、滝井君、もうちょっと待つておけと言つたので待つたわけですが、これであなたが大臣になつてから三回目です。仏の顔も三度というけれども、西村厚生大臣の顔を三度拝ましてもらうわけですね。一体いつごろか、それをちょっと示唆することが、また政治家としては馬力をかけることになるのです。それは土俵がないと相撲にならぬのですけれども、勇み足とかいって、足をちょっと踏み出して負

けるところに相撲のおもしろさがある
のですが、土俵がなくてはならない
です。七月になれば内閣の改造がある
のですが、僕は大臣には残ってもら
いたいと思うのです。今まで九代にわ
たって大臣が変わったというのはどう
してかという、私しよつちゅう言う
のですが、長くて一年ですよ。短かっ
たら七月から八月で大臣はだめにな
る。ようやく医療費問題のむずかしい
のを解決しようと思つて、手につばを
して、向うはち巻をして支払い側と担
当者側に乗り込んで行つたら、とたん
に大臣が首になつてしまふ、それでは
いけないと思うのです。そこで、私ど
もは、この次は大臣の留任運動を起こ
したいと思うのです。七月改造があつ
ても、もう少し西村さんには残つて
おつてほしいと思ふのです。しか
し、それについては、やはり大臣、三
月三十一日くらいまでは、やるなら
やるという土俵をきめてもらわぬこと
には留任運動などできぬでしょう。そ
れをもちよつと滝井君待てと言ふな
ら待ちましよう。三十六年の十一月か
ら待つておるのですから、待てと言
ふなら待ちますけれども、しかし、
待てば海路のひよりがくるという、
そのひよりの日にちがいづくるかとい
うことを教えておいてもらわなければ
ならぬと思うのです。そうすれば、わ
れわれも、大臣が土俵の外に踏み出さ
ぬように、土俵の中でがっちり取り組
むように、側面から野党は野党なりに
協力することができると思ふのです。
ここらあたりの大臣の心の中を一つ打
ちあけてもらいたいと思ふのです。

●西村国務大臣 これは滝井さんも
知つてゐるうちに、いろいろな方法は
幾らでもあるのです。けれども、医療
問題は、調べるとか何とかいうよう
な方法以前の問題、理屈以外の問題が
あり、それでやはりひまをとるわけ
です。御承知の通り、中央医療協会の
立て方というのは、公益委員は厚生大
臣が選べますが、あとはその関係団体
にお願ひするわけです。代表者を送つ
て下さい、いや、あれが出るから出さ
ぬよ、こつと言われればそれまでなん
です。非常に理屈以外の問題があるの
で、なかなか手聞取るわけです。従
いまして、私は支払者団体にしても、医
師会にしても、相互理解ということに
極力努めておるわけでございます。私
が大臣の名においてこういう調査会
たいなものを持たなくても、協議会が
満足に開かれていくものならば、協議
会の中でもいろいろな方法はたくさん
あるのです。しかし、その満足に開か
れる段取りにならないのですから、
今いろいろな方法を考えるのですが、
その方法の以前の問題が一つあるの
でございます。その点について努力を
すると言つておるので、いろいろなこ
とを考へておるのでございます。し
うして、あなたのおっしゃいますよ
うに、何回聞いたつて待て待てだ、こ
ういふことでございしますが、おのずか
らやはり制限はあるものだとも考へま
す。従いまして、もう少ししばらく待
ててくれとまた言うことになつてしま
うつすみやかに開かれるように努力
したい。おのずからやはり時日の制限
も出てくるのではなからうか、かよう
に考へておる次第でございます。

●滝井委員 関係団体にお願ひするこ
ともよく知つております。大臣御承知
の通り、あれは法律で半年に一回以上
ですか、開かなければならぬことに
なつておるのです。労働組合が春闘
で違法の行為をする、みんな首に
なつておられます。これは、あなたは
違法の行為をしておるのです。法律
が三十八年十一月にできて、その法律
を動かさないのだから、これくらい違
法の行為はないですよ。法律を破るど
ころじゃない、法律を動かさないの
から、こゝを根本的に考へてもらわ
なければならぬ。お互いに民主政治家
です。国家の最高機関の国会でつくつ
た法律を動かさぬで、そのまゝ大臣が
な上げておるといふようなことはな
いんですよ。こゝなんですよ。だから、
一体どこがその法律を動かさないよう
な壁になつておるかということ、われ
われの前に明らかにしてもらわなけれ
ばならぬ。ところが、今明らかになつ
ていない。社会保障制度審議会だけが
反対であつて、あとは医療団体も支
持者側も大體説得ができる、こゝお
っしゃるのですから、そうすると、社会
保障制度審議会は関係がないのです
です。それから、私はまず四人の公益委員を
御任命になつて、そして今度はそれぞ
れの団体にお願ひしてみたい。一
体どこが委員を出さぬか、これをわれ
われの前に明らかにしてもらいたい。
この前から私はそれを言つておる。そ
んなことをどこか言つたわからぬなら
ともかく、わかつてそうするのなら悪
質です。わからぬならばやつてみたら
いい。医療担当者にお願ひしてみたら
いい、あるいは保険者団体にお願ひし
てみたらいい。保険者団体といつても
たくさんありますから、一人がいやと
言つても、出たいという者は幾らでも
あります。たとえばあなたの方の社会

保険審議会だつて、このごろは労働者
側委員がもめたでせう。出たい出た
いといつて多かつた。出たいという人
は多いのです。だからお願ひしてみ
て、どこに一体隘路があるのか、だれ
がこれにじゃじゃを振つておるのか、
だれが一体いよいよ泣く子と地頭に勝て
ぬような事態になつておるのか、それ
がわかればみんな国民医療のために
願ひしますと頼めばいい。私はこゝを
はつきりしてもらわなければならぬ。
そこをあなたが中央突破といふなら、
中央突破をやらねば。国会のまわり
にデモが来たら、けしからぬといつて
おまわりさんが追つてしまふとい
ふ。そういうことをおやりになる
池田内閣が、国会でつくつた法律を動
かすことに怠慢であつて、待て待てと
言つて昭和三十六年十一月以来、三十
七年じゅう待たしておつて、またこれ
から待たせようといふことはいけな
いと思ふ。どうですか、大臣、待てと言
ふなら待ちますが、徳川家康になりた
くないのだけれども、なるつもりで、
参議院を予算が通るまで待ちますか、
それまでくらくらいつつ明確な方針を
ただけますか。私は医療協議会を充足
せよとか何とかいうワケははめさせ
んが、明確な方針をいただけるかど
うか。

●西村国務大臣 私はさいせん申しま
したように、まだいろいろ交渉の段階
だ、従いまして、最終的に円滑に、円
満にやりたいということが一つの考へ
方になつております。しうして、あな
たがおっしゃつたようなことにつきま
しても、これは来ない人は来ないのじゃ
ないかといふような考へ方もできるわ
けであります。それは私も十分考へて
おるわけでございますが、今時期を切
れといふことを申されましたが、当
たらすといふことも遠からずのやうな時
期ごろまでに——これは四月一日から
結核治療方針の問題もあります。いろ
いろありますから、そういう時期まで
といふことじゃなくて、一つの目標と
しては私は十分考へて、今せつかく円
満にやりたいという努力の最中でござ
いますから、どうぞそういう意味で御
了承願ひしたいのでございます。

●滝井委員 あなたは昨日か一日
か、この問題について池田総理にお会
いになつたわけですか。一体池田総理
の医療問題に対する考へ方はどうい
うところにあるのか。きよりの新聞等
をごらんになると、毎日新聞なんか
の社説に書いてあつたと思ふのです
が、医療行政に対する池田内閣の指導
力というのは、ほんとうに欠落してい
るわけですか。厚生大臣ばかりにまか
しおつて、火中のクリといふものを拾
おうとしな、私から見るとおと。だ
から臨時医療報酬調査会といふのは、
これは内閣の総理府につくられ、池田
総理が主管大臣、責任者だつたわけ
です。あなたの方は、何といひますか、
いわばお手伝いをするといふところ
だつた。だから私はかつてあの法律が
出たときに、池田総理に来てもらつて
御質問申し上げたわけでありました
けれども、この問題についても、こつ
段階になつて、あなたばかりが火中の
クリを拾つてゐるというやうな形はい
かぬと思ふのです。そこで、私はこれ
は非常に重要な段階にきておるので、
厚生大臣の力に不足はないと思ひま
すけれども、内閣がやはり一体になつ
て、今あなたの言われたやうに、結核

の治療方針の問題も四月一日からは動かさなければならぬ、やはり三月三十一日までには目標として何とかしなければならぬということがあなたの腹の中にあるとするならば、これはやはりその裏づけを池田総理にもきちっとしてもらわなければいかぬと私は思うのです。

そこで、これは私、委員長にお願いをしたいのですが、これはきわめて重要な問題です。大臣九代にわたってこの問題は解決しないのですから、一つ最近の機会に、私は医療金融公庫法の審議の過程でもけつこうだと思ひますが、ぜひ池田総理に一回出てもらって、そうしてこの行き詰まった、西村構想が暗礁に乗り上げた現段階で、西村厚生大臣が十分に八面六臂の活躍をして目標を達成できるように、池田内閣として西村厚生大臣をバックアップする形をつくってもらわなければいかぬと思うのです。そうしないととてもこれはいけませんので、ぜひ一つ理事会に諮って、池田総理の出席を求めて、最終的なこの問題の見通しをつけていただきたいと思うのです。総理がここに出て西村厚生大臣のバックアップをしてもらうということは、西村厚生大臣としては当然望むところだろうと思いますが、どうですか。

○西村国務大臣 これは私一人だけでやっておる問題ではございません。総理にもいろいろ御相談を申し上げます。総理は総理としての動き、考えを持ってやっておるのでございます。今の、この委員会に総理が出てきてというようなことは、それは委員長の方の取り計らいで、私から別にどうこう言うわけにいきません。ただ、私としては、関係党三役あるいは総理等にも十分

分相談を申し上げて、総理は総理としての動きをいたし、考えを持ってやつておるわけでございますので、総理がこの席に出ていろいろすることにについては、ちつともあれはありません。

○清井委員 異議ないわけでしょう。実はあの法律ができてから動かなかったで、一回総理に来てもらって質問をやっておるわけです。ところが、やはりきわめて微妙な段階で、厚生大臣がやつておるからもうしばらく待てということなんです。いつまでたっても微妙だ微妙だということになるならば、微妙でない段階はないわけです。政治はいつも微妙なのだ。その微妙な政治をうまく処理することが卓越せる政治家であり、卓越せる行政家になるわけだから、だから池田総理が卓越せる政治家であるかどうか、われわれは見せてもらわなければならぬのです。あなたをバックアップして、あなたが十分活躍のできる裏づけというものを池田総理につくってもらわなければいかぬ。場合によっては、これはしばらくできぬとするならば、さいぜん言うように、厚生大臣を八カ月から九カ月で首にするからできないのだから、あなたの留任、こういう点もびちつと池田総理大臣に言う必要があると思ひます。だから委員長、機会をあらためて、最近の機会に総理が出席して、この問題に対する責任ある答弁をいただけるような機会をつくっていただくことをお願いして、私のきょうの質問を終わります。

○秋田委員長 久下参考人にはありがとうございました。本日はこの程度にとどめ、次会は明二十八日午前十時より委員会、委員会

散会後理事会を開会することとし、これにて散会いたします。
午後四時五十六分散会